

植民地教育史の研究

—帝国日本の植民地教育政策に関する比較史的考察—

2008年度山本ゼミ共同研究報告書

慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

序

帝国日本の植民地政策は、戦前・戦中日本のアジア侵略に対する歴史認識に関わる問題として論ぜられることが少なくなく、それゆえに、しばしば政治上・外交上の問題として取り扱われる傾向にある。例えば、昨年秋に当時の防衛省航空幕僚長が旧満州・朝鮮半島の植民地支配を正当化する論文を著したことで更迭された事件は、記憶に新しいところである。

そうした傾向を踏まえるとき、日本が過去に行った植民地支配に関する正しい歴史認識を獲得するというのが、この分野に関する研究の第一義的課題として浮上することは論を俟たない。内政であれ外交であれ、自らの過去の歩みを客観的に把握し分析することで、はじめて未来に対する合理的な展望を切り開くことが期待できるからである。

本共同研究を始めるにあたっては、もちろん以上のような課題が意識されていた。また、今日の歴史研究が単眼的な一国史研究ではなく、複眼的な交流史研究を要請する傾向にあることも、私たちがこのテーマへと導いた理由の一つであった。

だが、私としてはこうした動向を視野に含めながらも、その動向にのみ依拠する研究では教育史研究としてはやや物足りない印象を抱いていた。そこで、この共同研究を成り立たせている教育的関心をより鮮明なものとするために、上記とはもう一つ別の課題を設定し、またそちらの課題意識に基づく分析作業の方に研究としての重みづけを与えようと目論んだのである。では、その課題とはどのようなものか。

私自身の教育学研究は、いわゆる「近代教育」に対するオルタナティブを探り出すことを畢生の課題としている。ここでいう「近代教育」とは国家が国民の形成を主導する教育のあり方を指すもので、それは国家の目的が各人の生の目的を規定し、それゆえに教育は操作的・他律的に行われざるを得ず、その結果教育が政治上の必要に呑み込まれる傾向をもつことが避けられない。それにも拘わらず、現実の教育は「近代教育」の論理に基づいて推し進められ、また将来的にも「近代教育」に替わる教育の枠組みを構想することは極めて困難である、と指摘せざるを得ない。だとすれば、「近代教育」に対するオルタナティブを探究するには、ともかくもその問題性を冷静かつ丹念に吟味し把握していく作業を地道に展開することから始めるしかない、と考えたのである。

「近代教育」はしばしば、個人の生の目的が国家の目的と合致することに個人の幸福を見出そうとする。その意味で「近代教育」の枠組みこそが、個人の幸福を保障する最も現実的な方策だとする見解もあり得る。昨今の教育政策において「奉仕」や「公共心」が高唱されるのは、その一つの証左であろう。

もちろん、そうした教育の理解にそれなりの意義があることは十分に承知しておいてよい。だが、国家の目的は常に強大な権力による圧倒的支持を獲得している。その権力は個人の生の目的を容易に操作し、改作し、破壊さえしてしまう暴力性を帯びている。いわゆる植民地教育政策とは、「近代教育」の有するこの暴力性が最も過激な形となって姿を現した典型的事例と見ることができよう。国家が国家にとって有用な国民を形成することを目

的とする教育が、新たに獲得した成員にどのような働きかけを行ったのか。新しい成員たちの生の目的は、国家の目的と合致することができたのか。また新しい成員と元々の国民との間に生の目的の共有は果たされ得たのか。これらの問題を吟味することで、「近代教育」がその論理をどこまでも推し進めていったときに生ずる問題性をあぶり出すこと、これこそが本共同研究の優先的な課題とするところのものである。

なお、本共同研究では、日本の植民地として台湾、朝鮮、旧満州の各地域を考察の対象とした(南樺太と南洋群島は考察の対象としなかった)。いずれの地域の植民地教育政策も、若い世代にとってはほとんど未知の世界の出来事であった。それゆえ、春学期は当該テーマに関する主要な先行研究の講読に時間を充てた。その上で三地域の担当グループを決定し、夏季休業期間の準備作業を経て、秋学期には各グループから数度にわたる研究報告を行ってもらった。そうした作業を通じて、少なくとも各地域における植民地教育政策の全体的傾向の把握と、各傾向の比較分析を試みた成果がこの最終報告書として結実した。

若い世代が戦前・戦中における帝国日本の植民地教育政策をどこまで系統的に整理づけることができたのか。また、植民地教育政策の分析を通して「近代教育」の問題性をどこまであぶり出すことができたのか。そうした問題に対する評価については、読者諸氏からのご批判・ご叱正を待つのみである。

2009年1月31日 山本正身

目 次

序	1 頁
第 I 編 日本植民地下における台湾での教育	5 頁
はじめに	5 頁
第一章 初等教育	6 頁
第一節 公学校	6 頁
1. 書房義塾	6 頁
2. 台湾公学校令、公学校規則、公学校官制	7 頁
3. 台湾教育令	9 頁
4. 台湾教育令改正	10 頁
第二節 小学校	11 頁
1. 台湾小学校令、小学校官制、小学校規則	11 頁
2. 台湾教育令改正	16 頁
第三節 国民学校（共学）台湾教育令再改正	17 頁
第二章 中等教育	18 頁
第一節 日本人子弟向けの中等教育	18 頁
第二節 台湾人子弟の中等教育	19 頁
第三節 実業学校・実業補習校	21 頁
第四節 師範教育	21 頁
第三章 高等教育	23 頁
第一節 大学	23 頁
第二節 専門学校	24 頁
おわりに	26 頁
第 II 編 朝鮮における日本の植民地教育	30 頁
はじめに	30 頁
第一章 「普通学校令」制定後（1906～1910 年）	32 頁
第一節 初等教育	32 頁
第二節 中等教育	34 頁
第二章 「朝鮮教育令」制定後（1911～1921 年）	37 頁
第一節 初等教育	37 頁
第二節 中等教育	38 頁
第三章 「朝鮮教育令」改正後（1922～1937 年）	42 頁
第一節 初等教育	42 頁

第二節 中等・高等教育	45 頁
第四章 「朝鮮教育令」再改正後から植民地解放までの動向（1938～1945 年）	48 頁
第一節 初等教育	48 頁
第二節 中等教育	51 頁
おわりに	55 頁
第Ⅲ編 満州・満州国における植民地教育	61 頁
はじめに	61 頁
第一章 関東州	63 頁
第一節 初等教育	63 頁
1. 中国人向け	63 頁
2. 日本人向け	65 頁
第二節 中等教育	67 頁
1. 中国人向け	68 頁
2. 日本人向け	68 頁
3. 実業学校他	69 頁
第三節 高等教育	74 頁
第二章 満鉄付属地	76 頁
第一節 初等教育	76 頁
1. 中国人向け（～1922 年）	76 頁
2. 中国人向け（1923 年～）	78 頁
3. 日本人向け	81 頁
第二節 中等教育	82 頁
1. 中国人向け	82 頁
2. 日本人向け	83 頁
3. 実業学校他	86 頁
第三節 高等教育	89 頁
第三章 満州国	91 頁
第一節 満州国建国時の政策	91 頁
第二節 教育政策・法令	93 頁
第三節 経験談を基にした満州国の教育の現状	97 頁
おわりに	99 頁

第 I 編 日本植民地下における台湾での教育

今泉理良香（4年） 川上 祐以（4年）
櫻井 大祐（3年） 鈴木 絢子（4年）
鳥居 徹也（4年） 村田 絢子（4年）

はじめに

1931年9月の満州事変、1932年3月の満州国建国、と日中関係は悪化して行った。さらに1933年に日本は国際連盟を脱退し、国際社会での孤立化を深め、1937年7月に蘆溝橋事件が起り、日中戦争と発展した。1941年12月に太平洋戦争が勃発、日本は戦争の道突き進んでいた。日本の植民地、台湾でも自然と戦時体制下に置かれ、海岸大将小林躋造が台湾総督に任ぜられた。「後期武官総督時代」の幕開けとなる。小林総督は就任早々から、台湾人の「皇民化」、台湾産業の「工業化」、台湾を東南アジア進出の基地とする「南進基地化」を基本政策とすると発表した。

「皇民化」とは、「皇国精神の徹底を図り、普通教育を振興し、言語風俗を匡励して忠良なる帝国臣民たるの素地を培養」することを目的とし、蘆溝橋事件の後、第一次近衛文麿内閣の「国民精神総動員計画」が発表されると、新聞の漢文欄の廃止、日本語使用の推進、寺や廟の偶像の撤廃、神社参拝の強制、台湾の慣習による儀式の禁止などが次々と実施されて行った。このような台湾人の精神改造ともいべき伝統文化の破壊活動は、まさに強権の発動によるもので、1940年には台湾人の日本名使用を進める「改姓名運動」も展開された。1940年10月、第二次近衛内閣は「大政翼賛会」を発足、台湾総督府も「皇民奉公会」を設立した。皇民奉公会は大政翼賛の戦時体制の強化と台湾人の皇民化の推進という二つの目的を掲げ、総督を会長に、本部長に総務長官が就任した。地方組織としては各縣に支部、市郡に支会、町村に分会、区に区会、部落に部落会を置き、末端に至るまでの管理を強化した。皇民化とは台湾人の日本人化ばかりではなく、戦時体制の完成も目指した、大きな動きであった。

本研究では、初等、中等、高等と教育段階で区分し、その中で時代軸の順を追って考察を重ねていきたい。第一章では初等教育を扱う。当時中国語による教授を行っていた書房義塾に対し、言語政策のもとで公学校への移行を強制する様子を見ていく。第一節、第二節では初等教育機関である小学校と、公学校とをそれぞれ考察していく。ここでは主に日本人（内地人）と台湾人との教育機会の不平等について論じていく。第二章では中等教育を扱う。ここでも日本人と台湾人の教育機会の均等について論じる。第三章では、高等教育で大学、専門学校について論じる。高等教育はほとんどが日本人によって独占されており、総督府の台湾人に対する教育の姿勢がうかがえる。

第一章 初等教育

第一節 公学校

1. 書房義塾

日本領台前からの台湾教育機関には、近代的なものとしては、外国宣教師開設の諸学と、台湾人在来のものとしての伝統教育機関であった書房義塾があった。書房義塾は地方によっては学堂または書館とも称し、純然たる民間の私設教育機関で、日本で言うところの、私塾や寺子屋のようなものであった。しかし、当時の書房教育には目的が二つあった。

一つは、日本の寺子屋と同じく、読み書き・手紙の書き方・実用そろばんなどの能力を養うためであった。もう一つは、入学者が中国の科挙の試験に合格できるように長期間の準備をすることである。習慣上前者を小学生教育、後者を大学生教育と呼んでいた⁽¹⁾。

したがって、この書房義塾では、自分の母国語である中国語で授業を受けることができるのはもちろんのこと、四書五経などの中国古典を身につけ、中国の歴史・文化的伝統を学び、中国人としての自覚を養うことが重視された。つまり、書房義塾での教育は、漢民族の精神を教化するものであったと言える。実際には、台湾人は台湾が日本の植民地になったために、立身出世の夢もなくなったが、漢民族の血が流れているため、二千余年も続いてきた科挙への夢が四書五経の中国古典教養を身につける気持ちを強くさせたともとらえられると鐘清漢⁽²⁾は述べている。それゆえに、後述する公学校が成立しても、台湾人の書房義塾への愛着心は揺らぐず、公学校の入学率は低かったと考えられる。

書房は毎年の旧暦正月 15、16 日に開校し、旧暦 12 月中旬に終了して、一旦閉校となる。翌年度の新学年になると、従来通学していた書房に入学するか、または他の書房に入学するかは、学生あるいは父兄各自の意向で決めることができる。また、一学年(7歳)から十学年(16歳)まで大まかに教科書がカリキュラムとして配当されているものの、実際の学年は確定されていないので、修学年限はなく修学の長短は謝金の多寡や、各人に任せられていた⁽³⁾。書房の教授時間も明確な規定はないが、大抵午前 6、7 時から授業が始まり、午後 4、5 時には授業が終了していたとされている⁽⁴⁾。

しかし、1895 年に日本が台湾を領有してから、日本は一日も早く台湾人を服従させ、同化させるために、教育をもって、皇民化政策を進める方針であった。この立場からは、書房義塾は公学校の発展に対する障害物と見なされ、日本語教育政策に違反するため、1898 年に「書房義塾に関する規定」⁽⁵⁾が取り締まりの意味で制定された。これには、書房義塾は漸次公学校の教科に準じなければならないことなどが決められている。したがって、従来の教科に、国語(日本語)と算術⁽⁶⁾を加え、教科書も従来の教科書のほか、台湾総督府が必要とする教科書を使わせるとした。すなわち、日本語を重視する点の他に、『大日本史略』、『教育勅語』などの漢訳本をテキストにし、清末の歴史書などの本を禁止した⁽⁷⁾。

つまり、この規定は従来の書房の形を残しながら、中身は公学校で教えるものに準じて

いくことになっていた。そのほかにもいろいろと書房圧迫がなされた⁽⁸⁾。したがって、書房において、正統の儒家の教育内容を伝達するのは一層困難なものとなり、このような政策によって書房は公学校の発展につれて衰退していったのである。

この公学校と書房との盛衰消長は、1898年の公学校開設時期には、学校数55校、生徒数わずか2,396人であり、それに対して書房数は、1,701ヶ所、書房に学ぶ児童は、29,941人であった。しかし、教育令が發布された1919年には、書房の学校数は302ヶ所まで減り、生徒数は10,936人まで減少した。

一方、公学校は、学校数は438校に増え、生徒数は、125,125人にまで増加した⁽⁹⁾。加えて、追い討ちをかけるように、1932年には、書房の新規開設が禁止されて、1941年には7ヶ所254人とわずかな数しか残っていなかった。このようにして、書房の撲滅運動につれて、公学校の数と生徒数は増え、これにより台湾人の日本語理解者率が高まって、日本語による同化教育政策は達成されつつあった。

2. 台湾公学校令、公学校規則、公学校官制

1895年に日本が台湾の領有を開始し、翌1896年6月、台湾総督府は日本語の普及を目的に台湾総督府直轄国語伝習所規則を、同年9月には国語学校規則を發布し、台湾全土に14ヶ所の国語伝習所を設置した。そして、1898年7月に公学校令、公学校官制、同年8月に公学校規則が公布された。

この公学校令で国語伝習所は公学校に改設された。国語伝習所というのは、日本が台湾で施した最初の初等普通教育機関であった。したがって、国語伝習所を維持するための補助金は国庫より支給されていた⁽¹⁰⁾。この国語伝習所では、甲科および乙科の二種に分けられた。

甲科は、年齢15歳以上30歳以下で漢文の素養のある男子に速成的に日本語を教え、各行政機関の通訳を養成する。修業年限は半年とし、国語(日本語)の専修と読書、作文などを学んだ。乙科の生徒は年齢8歳以上15歳以下の者を入学させ、期限はおおよそ4ヵ年とした。教科は国語(日本語)、作文、習字、算術の学科を学習させるほか、地域によっては、地理、歴史、唱歌、体操の一科目または数科目を加えた。また、女子には裁縫を加えることなども出来た。この乙科が公学校の始まりであるといえる。

そして、台湾公学校令でこの国語伝習所は専ら高山族⁽¹¹⁾の教育機関に変わり、さらに1908年に高山族のための公学校が設立されると同時に国語伝習所は廃止された⁽¹²⁾。

また、この台湾公学校令⁽¹³⁾によって公学校は街、庄、社またはいくつかの街、庄、社に設置維持の費用を負担する公立学校と認められた。他にも、公学校では授業料を徴収することや、経費の負担や公学校の資産の管理についてなど、公学校の運営についての規定がなされている。

公学校令と同時に出された台湾公学校官制⁽¹⁴⁾では、台湾公学校の職員に学校長、教諭、訓導を置くと定められ、学校長は教諭と兼任することなど公学校の職員について規定

されている。同年8月に公布された台湾公学校規則⁽¹⁵⁾では、

第一条 公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ
同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス

と規定され、台湾人の皇民練成を理念とし、日本語普及をその前提条件としていたと言える。この規則で、公学校の生徒は年齢8歳以上、14歳以下と定められた。また、公学校では修業年限が6年とされ、二学期制で2月1日から翌年の1月31日までとされた。これらの法令によって台湾の初等教育が一応確立されたといえる。

そして教科としては、日本語教授を主とした国語伝習所規則を踏襲し、修身、国語(日本語)、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操とした。その中の4教科(国語・作文・読書・習字)は、一週間の教授時間の7割以上を占め、その比率は低学年ほど高かった⁽¹⁶⁾。国語科の内容としては、まず話し言葉を第一に重視した。例えば作文においては、始めは話し言葉で書かせて、次第に普通文・記事文も書けるようにし、読書においては古体漢文が1年から4年は台湾句読で、5、6年は日本の訓点を施して読ませるようにするなどである。すなわち、児童が公学校教育で得た実際的的最大能力は国語使用のみであったといっても過言ではない。なお、公学校での台湾語の使用は第1学年前期には9割、後期には7割、と徐々に減らし、第3学年の後期には1割ないし使用せずという標準目標を示している⁽¹⁷⁾。このように日本語の常用と、徐々に民族語としての台湾語を撲滅する言語政策によって、同化政策は推し進められていった。

また公学校における修身科は、「忠君愛国」という皇国思想を植えつけることに目的が置かれ、それに都合のいいように儒家思想をその歴史的な脈から切り離して、天皇制に対する忠誠と服従を強調している。つまり、道德教育はその忠愛孝悌を謳った孔孟思想が教育の中心であった。そして、この孔孟思想を巧みに日本化した教育勅語は、教育の基本法であり、また軍国主義の発展にとっても大切な思想的根拠であった。例えば、学校の朝会、集会、記念式典などの行事儀式において教育勅語を奉読し、御真影に最敬礼することは皇民意識を養成するシンボルであった。したがって、日本語に精通していない一般の人民にも教育勅語を理解させるために、漢訳勅語が編纂されるほど、修身科にとって教育勅語は道德教育の基礎であり、また道德教育の重要な教材であったといえる。

したがって、台湾公学校における修身科は、教育勅語により、台湾人になじみの薄かった天皇制を植え付けるといった、社会統制の意味合いが強かった。言い換えれば、台湾公学校の修身科のカリキュラムは、重点を天皇制教育の実施に据えたまま、勤勉で従順な日本臣民を作ることを目的としたのである。このように、台湾の同化政策では、日本語教授と道德教育修身科を中心におくことで、「生産・勤労・服従」の三者を備える臣民を養成することを大方針としていたことが明らかである。

公学校令によって整備された公学校の数は、前述したように、公学校令公布の1898年

の時点では 55 校で生徒数は 2,396 人でたらずであったが、10 年後には 203 校、生徒数 35,898 人に増加した。しかし、就学率を見ると、1900 年で、2.19%であり、その 10 年後の 1910 年でもわずか 5.76%と劇的に増加したとはいいがたい就学率であったことがわかる。台湾人が公学校に子弟を送りたがらぬ理由としてあげられる、漢文を教えないことや風評⁽¹⁸⁾だけでなく、人口の大半を占める台湾の農民は子どもの労働力を必要としていたことも学校への出席を妨げる要因になっていた。

この後も公学校の規則は数回変更されたが、公学校の基本方針である国民精神の涵養と日本語の習熟とは始終一貫して少しも変わらなかったばかりでなく、年を重ねるとともにますます力が注がれていった。

3. 台湾教育令

1919 (大正 8) 年、台湾教育令が公布される。これまで台湾人に対する教育の施設は十分ではなく、教育諸機関の間に系統連絡を欠いていた。その為この台湾教育令では、台湾人に対する教育が初めて一つの制度として確立されたものである⁽¹⁹⁾。

では台湾教育令で具体的に変更となった点は、「公学校ハ児童ニ普通教育ヲ施シ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クル所⁽²⁰⁾」とし、入学資格が 7 歳以上とされ、修業年限が 6 年となった点である。尚、この修業年限は各地の状況により短縮することも出来、より内地の実情に即した教育が出来るようになっている。

公学校は本島人の児童に国語、徳育および普通知識技能を授ける機関であり、小学校は後に述べるが、内地の児童を教育する機関と規定されている。つまり内地人と本島人が同じ学校で共学することは、法令の規定に触れることとなっていた。しかし当時は公学校の程度が小学校に比べて低かった為、専門、高等教育を希望する本島人の上流階級の子にとっては、内地に留学するしかなかった。このような留学生が年々増加し、台湾教育の不完備を批評する運動が強まった結果、内地人と本島人が同じ場所で学ぶことの出来る内台人共学制度が必要となってくる。

そこで 1919 年内台人共学制度に関する内訓が発され、試験的に実施されている。ここでは希望者全ての入学を許可するわけではなく、父兄の地位、資産、教育程度などを厳重に審査した上で、初めて入学の可否を決定するというものである。また、入学許可の人数もごく小数に限られていた。その翌年本格的に、上記のような内台人共学生を試みることとなり、細かい手続きの制度などが整っていく。

この年、本島人の小学校生は 54 人で、小学校児童 (高等科も含む) 1000 人中約 0.27 人、翌年は 225 人で、児童 1000 人中約 1.02 人と増加している。尚、逆に内地人の公学校入学も認められてはいたが、公学校入学者は遠隔の地方に住む者のみで、事実上は極めて少なく、この年でわずか 2 人、公学校児童 1000 人中 0.01 人であり、翌年でも 7 人、1000 人中 0.04 人にすぎなかった⁽²¹⁾。

このように共学の児童数は非常に少ないが、共学が許可されたという事実は大きく影響

を及ぼすこととなった。本島人の差別教育に対する不満を和らげることが出来、また総督府側も本島人を同化する為の有効な手段だとして積極的に実施していった。

以上のように台湾教育令によって以前よりも制度が整えられ、また内台人共学の内訓により、本島人の教育機会がだんだんと内地人に近づいているという観念が、本島人中流階級以上に広まった⁽²²⁾。またこの頃、欧州大戦に伴って経済も好況に恵まれたこともあり、公学校教育の発展を助けることとなる。以下の表 1 のとおり、1919 年には学校数が 438 校であったのに対し、1920 年には 531 校に達し、児童数は約 12 万人から 17 万人へと増加している。またもう一つ注目すべき点は、修業年限が 4 年である公学校の学校数・児童数は激減している点である。表 1 から、6 箇年の公学校は学校数、児童数ともに急増していることがわかるが、4 年の公学校はその逆である。特に児童数は、1917 年から 1920 年の間に 8 割も減少している。これによっても、本島人の向学心の向上が伺えるだろう。

	公学校数	6 箇年の公学校		4 箇年の公学校	
		学校数	児童数	学校数	児童数
1919 年度	438	291	108,629	147	16,506
1920 年度	495	377	138,628	118	12,467
1921 年度	531	469	169,542	62	4,255

表 1 台湾教育令公布後の公学校数⁽²³⁾

4. 台湾教育令改正

1922 (大正 11) 年、改正台湾教育令が公布される。それまでの台湾人に不利である教育制度を是正する為の法令である。初等教育では、日本語を常用するものは小学校へ、常用しないものは公学校へ通学することとなった。公学校の入学資格のあるものは 6 歳に早められ、小学校と同様となった。教科目には日本歴史が追加され、必修であった漢文は随意科目となった。また、2 年間の高等科・補習科を設置することが出来た。

ここで注目すべき点は、公学校卒業生に小学校卒業生と同一の資格を与えたことである。従来の公学校生徒は、日本語を常用しない家庭で成長したにもかかわらず、日本語によって授業が行われるため、小学校生徒に比べて学力が低いのは当然のことである。よって、同一の資格を認めるとされてはいたが、実際は高等科や補習科を中学校の入学準備に利用することで小学校卒業生と同じ学力を得てから入学するようにしていた。このように、公学校の規則は改正されるたびに小学校へと近づいていることが分かる。

前述の 1919、1920 年の内台人共学制の実験は成果を出していたが、今回の改正では、中等教育以上は全て共学を原則としたのに対して、初等教育は日本語を常用するかによって区別を設け、共学制度を採用しなかった。これには、単純に日本語の能力によっては第一学年から共学を実施することは困難であったこともあるが、このほかに主に以下の 3 つの問題が挙げられる。

- 1) 共学によって、小学校の程度が公学校と同じ教育水準まで引き下げられてしまうという点。教育機会均等の要求に応えるとはいえ、内地人の教育水準が下がる、つまり内地人にとって不利益であっては都合が悪い。
- 2) 内地人児童の大半は中学校へ進学するが、本島人児童の大部分は初等教育が終極教育である点。本島人は教育費の面で中等教育を諦めるものもいたが、入試制度が改正前と変わらず⁽²⁴⁾、本島人にとって合格することは困難であった。学校を分けたほうが教育方針や教科課程など、都合が良い。
- 3) 初等教育の段階では、本島人の学生数が内地人の約9倍もあるので、共学制により却って内地人が本島人に同化される恐れがあるという点。

以上の理由により、初等教育では小学校・公学校の区別が設けられたのである。しかし日本語を常用する本島人家庭はごく少数である為、前回の内訓が発せられてからほとんど状況に変化は無かった。

台湾教育令の施行から引き続いて、本島人の児童数は増加していく。1922年から国民学校令が公布される1942(昭和15)年までに公学校児童数は3.15倍増加している。しかし一方で学校数は1.39倍しか増加していない。このように児童数の増加に学校数の増加が見合っていないため、全島のいたるところで就学難減少が生じることとなった。このような就学難を解決する方法は、学校数を増加することであったが、政府は財政の関係でこれをしなかった。むしろ地方では財政負担軽減の為に学校数を減らす計画もなされた。このため、教員一人あたりに対する生徒数が1922年の40人から66人にまで増加した。教員負担の増加は教育の質の低下へとつながり、公学校教育に大きな影響を与えることとなった。

都会での就学状況は上記の通りであるが、一方の農村地帯では反対に授業料を納める能力がないために入学できないものが続出していた。また、入学できたとしても、第一学年から第六学年までに5割の生徒が退学している。その為、各地方の有識者等は授業料の廃止・減額に努めたが、政府側は、授業料の廃止・減額は公学校児童数を増やすばかりで内地人には利益がないと反対していた。

このように、公学校教育の発展には公学校の増設と授業料の廃止が必要であったが、両者とも改善策が取られなかった。その為公学校教育は、後に述べる小学校教育のような発展を遂げることが出来なかったのである。

第二節 小学校

1. 台湾小学校令、小学校官制、小学校規則

本項目は、台湾統治下における日本人子弟に対する教育政策について、1897(明治30)年前後から1921(大正10)年にいたるまでの動向をまとめたものである。なお、当時の教育政策を知るうえで、教育史編纂会の『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会、1938年)および李園会の『日本統治下における台湾初等教育の研究』(台湾省立台中師範専科学校、1981年)を参考にしている。

台湾における初等教育は、総督府国語学校附属学校において行われていた⁽²⁵⁾。当附属学校には第一から第三までの3つの学校が各地に配置され、それぞれは主に台湾の子弟に対する初等教育を施す機関であった。台湾が日本に帰属してまもないころは、日本人婦人が台湾に渡ることを禁止していたため、日本人児童の教育の必要性はほとんどなかった。日本人の子弟については、第一附属学校において教育を施すこととされていた。第一附属学校の修業年限は6年となっており、普通教育の模範及び国語学校師範部生徒実習にあてるという特殊な任務があったため、教科目、教授時数および修業年限等も充実していた。

1896（明治 29）年4月になると、官吏の妻子の渡台を奨励したため、日本人子弟に対する教育機会を設けることが急務となった。しかし当時の官庁はまだ教育事業に重点をおくことはできない状態にあり、各団体において随所に教育機関を定めることが多く、また私立の学校を設けることもあった。私立学校へ収容された日本人の児童数は200名を越えるほどになり、この頃になると総督府も日本人子弟向けの学校設立の緊急性を認め、とりわけ人口の多い台北に国語学校附属学校の設立を企図するに至った。1897（明治 30）年に校舎が完成し、同年6月25日に府令第27号により、台北に台湾総督府国語学校第四附属学校が設置された。同日府令第28号により「台湾総督府国語学校第四附属学校規程」が定められた⁽²⁶⁾。

第一条 本校ハ台湾総督府国語学校規則第四条ニ依リ本島ニ在ル内地人ノ児童ヲ教育スル所トス

第二条 本校ニ小学科及補習科ヲ置キ其修業年限ハ小学科ヲ六箇年トシ補習科ヲ二箇年トス

第三条 小学科ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地理日本歴史理科図画唱歌体操裁縫（女兒）トス

当規則において、まず第四附属学校が日本人の子弟のために設立されたことが明記された。当附属学校は第一・第二・第三のそれぞれの学校と比べ、修業年限が長く程度も上回っており、また前三校にはない、歴史・地理・理科の教科目も加えられていた。このような差異は、第四附属学校は内地の教科目や教育課程を基準としていたのに対し、台湾人に対する教育は、主に日本語教育と実業教育・職業訓練等を重んじていたためである。さらに、この時点において、日本内地と台湾での初等教育を比較してみると、教科目に関してはほぼ同様のものを採用しているが、編成は一致していなかったことがわかる。当時、日本内地においては、義務教育機関である尋常小学校が4年と、その上に高等小学校が2年から4年のあいだで設けられていた。しかし、第四附属学校においては尋常・高等の区別をせずに、修業年限をとおして6年とし、その上に補習科を設けている。なお補習科については、当規程において「補習科ハ小学校卒業ノ後本島ニ於テ直ニ実業ニ就クモノノ為ニ設ケタルモノナレハ小学科ニ於テ学習シタル事項ヲ補充スルノ外更ニ男児ニハ近易ナル漢

文及土語女兒ニハ家事ノ大要ヲ授ケ処世ニ資セシムルヲ以テ要旨トス⁽²⁷⁾」とし、小学科における学習の充足をはかること、および本島の環境に合わせた実業教育をその内容としていた。

以上のように、台湾における日本人子弟に対する初等教育の先駆けとして設立された台湾総督府国語学校第四付属学校であったが、その後において日本人の人口はさらに増加し、当初から人口の多い台北はもとより、地方にまで拡大するようになった。しかし、大都市に比べれば児童数も少ない地方において、新たに学校を設立し、当該通学児童の授業料や寄付金のみをもって維持していくことは困難であった。

そこで差当たりは官立として設立維持していくこととし、1898（明治31）年7月28日勅令第180号をもって「台湾総督府小学校官制」が公布され、これにともない、翌8月16日には府令第81号をもって「台湾総督府小学校規則」が發布されることとなった。この官制及び規則により、すでに国語学校第四付属学校の設置されている台北に、「台北小学校」が追加され、さらに「台南小学校」「基隆小学校」「新竹小学校」が各地に新設されると、翌年以降もその数を増やしていく。もともと、当規則のなかでは「台湾総督府小学校ニ於ケル（中略）教授上ニ関スル諸件ハ明治三十年六月府令第二十八号台湾総督府国語学校第四付属学校規程ニ準拠スヘシ⁽²⁸⁾」とし、前年に發布された第四付属学校規程をとくに変更を加えず準用することとし、依然として内地の初等教育機関の編成とは異なったままであった。

このような本島独自の初等教育体系が大きく変容したのは、1902（明治35）年に制定された「台湾小学校官制」および「台湾小学校規則」によるものであった。「台湾総督府小学校官制」が改正され、「台湾小学校官制」が定められると、これによって、これまで官立であった小学校は、一変して地方税支弁の公立学校となる。そして、台湾小学校官制制定にともない、府令第24号により「台湾小学校規則」が發布された。当規則はこれまでのものと内容を大きく異にするものであったが、詳細は以下の通りである⁽²⁹⁾。

第二条 小学校ハ之ヲ分チテ尋常小学校及ビ高等小学校トス

尋常小学校ノ教科ト高等小学校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小学校トス

第三条 尋常小学校ノ修業年限ハ四箇年トシ高等小学校ノ修業年限ハ二箇年又ハ四箇年トス

第四条 尋常小学校ノ学科目ハ修身国語算術唱歌体操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ

第五条 高等小学校ノ学科目ハ修身国語算術日本歴史地理理科図画唱歌体操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ修業年限四箇年ノ高等小学校ニ於イテハ英語ヲ加フルコトヲ得

台湾小学校規則が制定された背景には、内地における小学校令改正の動向がみられる。

従来の台湾総督府小学校令は、前述してきたように、台湾総督府国語学校第四付属学校規程を、変更を加えずに準用したものであった。そのため依然として内地と台湾では学校形態に相違がみられ、連絡系統を欠くために、内地に渡っても、内地の学校への入学が認められないなど、児童の就学にかかわる種々の問題を生じさせる結果となった。そこで、内地での小学校令改正にともない、改めて全文を書き換えることとなったのである。その内容はこれまでのように小学科を6年としていたものから、尋常小学校・高等小学校を分け隔て、修業年限や科目等も内地と同様のものとしたのである。つまり、台湾小学校規則制定の時点において、ようやく内地と本島の初等教育機関の体系が一致したことになる。そして、これによって内地小学校への転入学なども認められるようになったのである。さらに、これまで本島の環境に応じて設置されていた、補習科や土語・漢文等教科目の教授等は廃止されることとなった。

このように、台湾総督府国語学校付属第四学校の設立から小学校の発展過程をおって見たが、1898（明治31）年から1906（明治39）年までの小学校の数や生徒数の推移を見ると、校数は1898年の2校から1906年には17校にまで拡大し、生徒数は1898年の152人から1906年には3064人と大幅に増加している。日本人子弟の急激な増加と、それに対応する小学校の発展が数字からもうかがえるが、就学率を見てみると、1906年時点で68%後半と、日本内地の96%に比べると依然として高くはないものであった⁽³⁰⁾。

1907（明治40）年になると、日本内地において小学校令が一部改正され、尋常小学校の修業年限が延長され、6年とし、これを義務教育とした。このような施策は就学率の上昇や高等小学校の普及などにより実施が可能となったのであるが、小学校令の改正は、これを基準として制定される台湾の小学校規則にも影響を及ぼすこととなる。1907年10月府令第81号をもって改正された台湾小学校規則には以下のような文言が加えられていた⁽³¹⁾。

第五条 小学校ノ修業年限、教科目、教則、教科用図書及編成ニ関シテハ特ニ規定スルモノノ外小学校令及文部省令ノ定ムル所ニ依ル

この条文により、台湾の小学校規則は内地の小学校令に準拠することを明確に示し、また今後内地における小学校令の改正のたびに、当該小学校規則を改正する手間を省くことも可能となった。さらに注目すべきは、このときにおいて教科書も内地のものを使用している点である。これによって、内地と本島における小学校教育の同一性はより一層確固たるものになったといえる。ただし、当小学校令改正において、尋常小学校については手工を、高等小学校については手工・農業・商業を設置することとしているが、それまでこれら3科目を設置していなかった本島の小学校にとって、これらの科目を急遽設置することは困難であったため、早急に対処することの出来ない学校においては猶予期間を設け、その間別の教科目に配当することを認めている。1907年の台湾小学校規則改正により、

その後内地において小学校令が改正された際にも、全面的な変更をする必要なく、一部の改正を注意事項として通牒するにとどまるようになった。

ところで、小学校令の改正により尋常小学校の就業期間が6年と延長されると、本島の都市部では高等小学校を分離して設置するところが増えてきた。こういった高等小学校では、特別の使命を持たせることが容易になった。当時の本島では中等学校・高等女学校のほか、いまだ内地人に対する実業補修学校や実業学校等が設置されておらず、中学校や高等女学校に進まないものにとっては、高等小学校が唯一の教育機関となっている。また、高等小学校は公民教育や実用教育を完結させるべき位置にあるとみなすことができるので、こうした目的を包括的に達成することが、高等小学校の一次的な使命とみなされるようになった。このような意味で、1915（大正4）年5月「台湾高等小学校教科目及び教則」が發布されることとなった。この台湾高等小学校教科目及び教則は、内地の小学校令に比べて以下のような点で異なっている⁽³²⁾。

- (1) 従来 of 小学校令中の手工・農業・商業を一括して実業科とし、男子のみに課すること。
- (2) 土地の状況により適宜取捨選択しうること。
- (3) 国語科の読み方・綴方を講読・習字・作文・書取と改め、算術は珠算を重んじ、暗算・筆算を加えること。
- (4) 実業の教授時数は小学校令施行規則の6時間よりも1時間多く配当し、女兒の裁縫の時間も、3時間多く配当することとしている。

また、これら以外の教科目についても、実用性や台湾の環境を考慮した教科内容を重んじていることがわかる。

このように、1907年の小学校規則改正をもって、さらに内地の教育環境と合致するよう諸事項を調整していく本島の小学校であるが、同時に本島の教育の現状を考慮し、独自の教科内容を設けている点も注目に値する。

その後の台湾では、1920（大正9）年に地方制度改正が行われ、これまで地方税によって経営が行われていたものが、市街庄その他の団体で行われるようになった。これによって、台湾小学校規則は改正され、関係される諸規定が変更された。また、大正10年には台湾小学校官制に改正が行われ、「台湾公立小学校官制」に改められると、台湾小学校も台湾公立小学校へと名称を変更することとなった。このような地方行政改革を背景にしながらも、しかし教科目や教育の内容については大きな変化を見せることはなかった。

なお、台湾では1919（大正8）年に「台湾教育令」が公布されているが、あくまで台湾人に対する教育諸制度の改革を施行した当勅令は、小学校の動向に影響を与えることはなかった。

最後に、1907（明治40）年から1921（大正10）年末までの学校数、児童数および就学

率を見ても。まず、校数は、1906年の17校から1921年には132校にまで、生徒数は1906年の3064人から1921年には21118人と大幅に増加している。またこの時期、総督府は就学率向上のため、小学校の増設や寄宿舎の建設、また交通費や金銭の支給などさまざまな施策をとっている。そのような成果もあってか、1906年には68%程度であった就学率が、翌1907年には85%、1921年には97%にまで達し、内地に劣らぬ就学率を誇っていることがわかる⁽³³⁾。

2. 台湾教育令改正

教育令の改正によって台湾人に対する小学校への門戸が開かれたが、就学数は低いままであった。

1922年の教育令改正によって、日台共学を基本とした学校の再編が行われたが、初等教育においては、「内台人の国語力が異なること、生活習慣風俗の相違によって各自に適切な教育を実施する必要があること、さらに台湾人生徒は内地人生徒よりも遥かに多いので共学の実施によって、却つて内地人生徒が台湾人生徒の気風に化せられ、日本人児童の学力低下を来すことなどを挙げ、結論として中学校以上の共学には賛同しながらも、初等教育の共学は困難⁽³⁴⁾」と判断を下し、公学校・小学校の区別は残された。しかし、改正教育令⁽³⁵⁾に、

「国語を常用する者の初等普通教育は小学校令に依る」(第2条)

「国語を常用せざる者に初等普通教育を為す学校は公学校とす」(第3条)

という内容が追加され、初等教育を国籍ではなく言語による区別であること強調し、制度上は台湾人が小学校へ入学することが可能であり、日台共学の可能性を示した。

しかし、小学校での教授はすべて日本語であり、台湾人教員の不在、日本語表記の教科書の使用などが障害⁽³⁶⁾となり、1930年時点で10%未満の日本語理解率⁽³⁷⁾であった台湾人にとって小学校の環境は非常に厳しいものであった。

小学校の児童数を見てみると、台湾人の小学校入学を許可した1919年の第一次教育令では54人(1920年)であった台湾人児童数は、教育令改正によって1922年には553人と10倍もの増加を見せ、その後も930人(1924年)、1,163人(1926年)と急速な増加をみせた。しかし、日本人児童数と比較すると、1922年の段階で21,872人、1924年は22,852人、1926年は24,721人であり、台湾人児童数とは10倍以上の差があった。同時期の公学校の児童数が200,608人(1922)、220,540人(1924)、316,467人(1926)であったことから、台湾人の小学校への就学の低さが伺える⁽³⁸⁾。

教育令の改正は日本人と台湾人の教育的差別の色合いを消すためであったが、前述したように、あくまで台湾人と日本人は区別された上での統治を目指した。これが小学校と公学校との間にある教育的格差は強く残し、中等教育以上の就学率の不平等の要因となった。

第三節 国民学校（共学）台湾教育令再改正

太平洋戦争勃発により戦時体制が強化され、人的資源の要請が高まる中で実施された国民学校制度は「同化政策」を明確にした。また、台湾人の日本語理解率が急速に高まった。

1941年3月29日、台湾教育令は再改正され小学校105校、公学校820校はすべて国民学校と改称された⁽³⁹⁾。これまでとは違い、今回の改正は初等教育の構造を大きく変えるものであった。その目的は、

国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス（「国民学校令」第1条）⁽⁴⁰⁾

ことであり、更に、

国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ趣旨ニ基キ、左記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ。（国民学校令施行規則第1条）

1. 教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉戴シテ教育ノ全般ニ互リ皇国ノ道ヲ修練セシメ、特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ。
2. 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ、情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ。
3. 我が国文化ノ特性ヲ明ナラシムルト共ニ、東亜及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ、皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ、大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ。（後略）

と、具体的に示されている。「皇国ノ道」とは「教育勅語」の趣旨を意味しており、「教育勅語」の趣旨を徹底するのが初等教育の責務であった⁽⁴¹⁾。修業年限は初等科6年、高等科2年の2段階に編制され、8年間の義務教育年限が定められたが、戦時特例により高等科2年の義務化は実施されなかった（1943年4月施行）⁽⁴²⁾。

1941年の改正以降、1930年には8.5%だった日本語理解率は57.0%と増加し⁽⁴³⁾、44年には71%に達した⁽⁴⁴⁾。教育内容に関しては、各教科書の教材中、生活に関するものは日本国民的なものを採択し、教育課程においては、従来の教科目が国民科・理数科・体錬科・芸能科・実業科の5「教科」に統合され、それらを構成する「科目」に位置付けられた。例えば、国体に対する信念の育成に直接関係する国民科には、修身・国語・国史・地理の4科目が、理数科には算数と理科が、芸能科には音楽・習字・図画・工作・裁縫・家事が、それぞれ配置された。これは、従来の教科目構成を見直し、「皇国民の錬成」という観点から新たに再編成したものであった。

国民学校制度は、「同化政策」台湾全土に浸透させるために効果的な手段であったといえる⁽⁴⁵⁾。

第二章 中等教育

第一節 日本人子弟向けの中等教育

日本統治下の台湾における中等教育は大きく、日本人子弟向けの中等教育と、台湾人子弟向けの中等教育に分けることができる。日本人向けも台湾人向けも中等教育は国語学校の所轄だった。そして更に、その中でも当時は男女別学であったため、それぞれ男子校と女子校に区別できる。

まず日本人子弟向けの男子の中等教育について見る。1897年に国語学校中等科ができた後に、翌年1898年から前述の国語学校第四付属校として始まる。そして、1902年からは国語学校中学部と名称を変える。1907年7月からは中学部が分離独立して台湾総督府中学校となる。そして、1914年には台北にしかなかった中学校が台南にも増設され計二つの台湾総督府中学校になる。

この中でも国語学校第四付属校について詳しく見る。修業年限は5年以上で、学科目は、修身、国語及び漢文、英語、歴史、地理、自然科学、物理科学、習字、図画、体育、唱歌だった。開設当初は一組10名の男子が入学したが、その後は、一組の生徒は最大30名で制限された。

次に、女子の日本人子弟向け中等教育について見る。まず1904年9月に国語学校附属高等女学校が、日本女子に中等教育を施す最初の教育機関として誕生し、翌年1905年の2月には国語学校第三附属高等女学校と名称を改める。1907年5月には台湾総督府高等女学校規則が發布され、それに伴って台北において台湾総督府中学校附属高等女学校となる。その後、1917年に台南にも高等女学校ができる。

以上で、台湾教育令が制定される1919年までの台湾における中等教育を見た。これらの中等教育と日本本土での中等教育と大きく違う点は、台湾の中等教育に通常の課程とは別に、植民地生活の指導者になる者に与えられる新課程の「第一部」があったことである。これは当時民政長官であった後藤新平の発案による「二部制」という制度に基づいていた。

第一部は、11歳以上で尋常小学校5学年の課程を修了したものに入学が認められる。修業年限は6年で、学科目は、学術科目、実科、実務であった。

第一部を卒業した後には2年間の高等科が用意された。これは第一部を卒業した者だけが進めた科である。高等科設置の目的は、あらゆる分野でリーダーシップを発揮しうる日本人を養成することだった。高等科の学科目は英語と第二外国語、法制経済その他上級の学科目である。特に重視されたのは、英語と西欧の生活様式・習慣を習得することであった。全寮制で、西洋の礼儀作用を教えこんだ。年配の英国人婦人が学寮運営の任務についていた。学生数は30名に限定されて、個別訓練を重視した。

この第一部は1908年4月から1926年まで存続した。長続きしなかった理由には2つ考えられる。第一は、高等科へ進む義務があったことで、高等科と同年代で通う高等学校へ

通学することができず、結果として、大学入学に必要である、高等学校の卒業資格を有することができなかつたためである。第一部の高等科は高等学校より修業年限が1年少なく2年間のみであったため、卒業生は高等学校の卒業資格がなく、大学に入学する資格もなかったことである。第二に、この新教育計画の発案者である民政長官の後藤新平がその地位を辞任した後、その計画を引き継ぐ者がおらず、第一部が衰退していったことがある。

一方の第二部についてだが、修業年限は5年で、日本の普通の中学校に該当する。学寮に入らない点が第一部と大きく違う。学科目は修身、国語及び中国語（漢文）、英語、歴史、地理、数学、物理、化学、法制及び経済原論、図画、唱歌、体操だった。教練は義務科目として中学校の両部の学生にとり重要で、陸軍退役将校が担当した。

次に、1919（大正8）年に台湾教育令が公布された頃の様子を見てみる。男子については、1920年に台北中学校の第一部が完全に廃止された。女子については、管理者が総督府から州・庁に移った以外に大きな変化はなかった。

最後に、1922（大正11）年に改正台湾教育令が公布されて以降の様子を見てみる。

まず男子についてである。男子の中等教育は中学校で行われたが、この学校の目的は、中学校規則で、国民たるの精神を涵養するとともに、高度の普通教育を授けることであるとされる。学科目は、修身、国語及び漢文、英語（または独語または仏語）、数学、歴史、地理、博物、物理化学、法制及び経済、図画、唱歌、体操である。修学年限は5年で、小学校課程（または公学校課程）修了者のみ入学資格が与えられた。

女子に対する中等教育は高等女学校で行なわれたが、ここの修業年限は地方によって異なり、3～5年であった。演習科、補習科、専門科、実業科が設けられた。学科目は、修身、国語、英語、歴史、地理、数学、自然科学、図画、家事、裁縫、音楽、体操であった。選択科目で台湾語が置かれた。統計によると、1922年から1926年の間に3校が開設され、在籍者の数は1922年に2117名だったのが、1926年には4145名に増加した。

第二節 台湾人子弟の中等教育

日本が台湾統治を始めて20年間は、台湾人子弟に対しての中等教育のために、国語学校に国語部と附属女学校があった。1915年4月になって、台湾人男子のための中学校が台中に開設される。以下で男女別に見てみる。

まず、男子向けの中等教育であるが、1896年5月頃に国語学校が開設されて国語科が台湾人子弟向けに設置された。これが台湾人子弟の中等教育の始まりである。1902年7月に改組され「国語部」と改称された。修業年限は3年で、英語と政治経済を除けば、学科目は今日の中学校と全く同じである。授業レベルは当時の日本人子弟の中学校よりは低かった。1905年に修業年限が1年延長になり、4年制となる。この国語部は24年間続いたが、国語学校のほかの部と較べると際立って長かった。

次に台湾人女子向けの中等教育についてである。名称が二度変わっており、国語学校第一附属学校の一部だったのが、国語学校第三附属女学校となり、最後に国語部第二附属学

校技芸科となっている。詳しく見ていくと、まず、1898年4月25日、国語学校第一附属学校に台湾人の女子を教育するクラスが設けられたのが、官立の教育機関の始まりである。このクラスが4ヶ月後に独立して国語学校第三附属女学校となった。修業年限は3年である。学科目は一般学術科目と裁縫、芸術的な造花製作、編物であり、クラスが独立した際に技芸課程が併設されている。

技芸課程は1906年4月発布の総督府令第二五号によって、国語部第二附属学校技芸科に改組された。これに入学する女子生徒は年齢13歳以上25歳以下で、公学校4年の課程修了及びこれと同等以上の学力を有するものとした。

技芸の他に、修身、自然科学、習字、図画、唱歌、体操が教えられたが、これらは1910年5月に独立し、国語学校附属女学校となった。教育レベルは台湾人男子の中等教育より低く、日本人女子の中等教育のレベルと較べても随分と低かった。この学校の卒業生の大部分が公学校の教師となり、その多くがそれぞれの地域社会で指導的存在となっていた。

ここからは、最初に述べた台中の中学校設立までのいきさつについて述べる。設立は、台湾人が日本人向けの中学校と同等のレベルを設立し、台湾人が高等教育を続けて受けることができるようにしたいと、総督府に何度も請願した結果とされる。当時国語学校国語部で施される中等教育の学科目は日本人向けの中学校のそれよりも程度が低く、また受け入れる生徒の数が毎年30名から40名と少なかったことが主な理由である。また、林茂生は、台湾人が、日本人の教育と文化が明らかに価値を有し、産業が発展し続けている事実を容認したことで態度を改めたと述べ、そうした教育と同程度のものを自分の子どもに受けさせたいと願うようになったことも理由の一つだと述べている⁽⁴⁶⁾。

中学校設立運動は、1913年他県に較べて裕福である台中で始まった。公共心ある台湾人から校舎建設資金として30万円が寄付された。しかし、2年経っても総督府は中学校設立の請願に耳を傾けず、学術教育よりは実務教育を重視した。それにも関わらず、その後も指導者達の熱意などは変わらず、遂に当局は同意を与え、1915年2月総督府は台中における台湾人男子のための台湾公立中学校官制を公布した。これが台湾人向けの台湾公立中学校の第一号である。

この学校は修業年限が4年で、生徒は年齢12歳以上で、公学校4年の課程を修了した者及びこれと同等以上の学力を有するものとした。学科目は、修身、国語及び漢文、歴史、地理、哲学、自然科学、実業、法制及び経済、図画、手工、唱歌、体操であった。英語は選択科目であった。この学科目は国語学校語学部で設けたものとほとんど同じで、唯一英語が選択科目として設けられたことが違いであった。

1919(大正8)年に台湾教育令が公布され、男子普通学校と女子普通学校が設立された。前の時期すでに存在した公立台中中学校は男子普通学校に、語学部附属女学校は女子普通学校になった。これらの変化に加え、新たに2つの女子普通学校が開設された。1919年に彰化に1校と、1921年に台南に1校である。1922(大正11)年、改正台湾教育令が公布されて以降も順調に増えつづけ、1944年度には22校となり、生徒数も13270人に達した。

第三節 実業学校・実業補習校

実業教育が打ち出されたのは、台湾の資源開発と経済建設が背景にある。満州建設や南方などの海外の開発のためには、南進の基地として「其の自然と人文を利用し、先進文明国としての実績を示すことは帝国の至高の責務」と考えられた⁽⁴⁷⁾。このため、台湾に対する教育は、明治30年代半ば以後、修身とともに実業教育が重視されるようになった。1900年に国語学校に鉄道及び電信の2科が創設され、1902年には農業科が新たに設置された。しかし、6年間でこれら実業部の卒業生は合計67名しかおらず、1909年には廃止に追い込まれてしまった⁽⁴⁸⁾。その後1912年に、土着人子弟を対象とした工業講習所が台北に設立されるなどし、1911年の台湾公学校規則改正により、修業年限6年の公学校には修業年限2年の実業科を設置することとした。実業補習学校とは、この実業科が、1919年に簡易実業学校と改称され、1922年の台湾公立実業補習学校規則により独立したものである⁽⁴⁹⁾。独立後、実業補習校では小学校卒業生も入学できることになり、女生徒も収容した。

1917年には官立商業学校が、翌年には官立工業学校が台北に設置されたが、両校は日本の実業学校規則に従う日本人のみを対象とした実業教育機関であった⁽⁵⁰⁾。日本人に対する実業学校は、台湾実業学校と称し、台湾人のための台湾公立実業学校とは区別されたが、1922年の台湾教育令の改正により内台の差別は撤廃された。

1944年度末の調査によれば、農林学校9校、工業学校9校、商業学校8校、実業補習学校90校があり、1934年に水産学校が設立されたということである⁽⁵¹⁾。1940年度の統計⁽⁵²⁾によると、日本人と台湾人の入学率は、工業学校では9対1、商業学校では6対1、農業学校では4対1という厳しさであった。これに対し鐘清漢は、『農業台湾、工業日本』の植民地経済政策が、実業学校の入学機会にも端的に現れていることを示している⁽⁵³⁾と述べている。時局の進展に伴い男子商業学校は工業学校になり、工業学校の分科は、機械、電気、土木建築、応用化学、家具および金属細工科など細かく分かれていった。実業補習校についても商業補習学校を農業または工業補習学校に、家政女学校も実践女学校や農業実践女学校と改称され、実業学校と同じく戦局の発展に左右されることとなった。

第四節 師範教育

台湾の師範教育は、まず、日本人の公学校教員を養成するための教育講習所設置から始まった。この教育講習所は国語学校に設置されており、日本本土で経験を持っていた教員が台湾語と台湾に関する科目について3ヵ月という短期間の講習を受け、台湾本島の各地に派遣されるという仕組みであった⁽⁵⁴⁾。しかし、日本人教育者が不足していた急務の時期を過ぎてからは、このような講習所は必要でなくなったため、新たに国語学校に師範部を付設し、日本人生徒を国語伝習所及び公学校の教師として養成した。一方、台湾人生徒を教えるための師範学校は、1899年に定められた台湾総督府師範学校官制により、台北師範学校、台中師範学校、台南師範学校として設立された。その後これら師範学校は鉄道の

開通で分断され廃止となり、国語学校の師範部に吸収されることとなった⁽⁵⁵⁾。これによって、師範部には日本人を教えるための甲科と、台湾人を教えるための乙科の二つが誕生したのである。甲科の入学資格は尋常中学校4年を卒業した者及びこれと同等の学力を有する者で、修業年限は2年とした。乙科は公学校を卒業した者で、修業年限は3年であった。甲科の卒業生は教諭と呼ばれ公学校の最上級教師となる資格を与えられたが、乙科の卒業生は訓導と呼ばれ、教諭より下位に置かれていた。

上記の師範学校は台湾人を教えるための公学校教員養成の場であったが、日本人子弟が増え日本人学校が拡張されてから、新たに小学校のための教員が必要となった。1910年には小学校師範部が公学校師範部とともに設置され、小学校師範部及び公学校師範部甲科では日本人を受け入れ、公学校師範部乙科で台湾人を受け入れる体制が整った⁽⁵⁶⁾。その後、公学校への入学者も増加したため、1918年には台南にも国語学校師範部分校を設置⁽⁵⁷⁾し、1919年の師範学校官制により、国語学校とその分校は台北師範学校および台南師範学校に改称され、独立の師範学校となった⁽⁵⁸⁾。この時点では台湾人に対する師範教育は公学校の教員を養成することしか目的としていなかったが、1922年の台湾教育令改正で、小学校や公学校の教員になる者は日台人問わず、小学校教員は小学師範部において、公学校教員は公学師範部において養成されることとなった。なお、国民学校の実施とともに、これら小学師範部と公学師範部の別はなくなり、1941年には国民学校教員の不足に対処するため、各師範学校に修業年限1年の講習科を置き、初等科準訓導の養成が行われた⁽⁵⁹⁾。

師範学校は総督府直轄の州立・公立学校の上に位置づけられ、師範生の生活には官費が支弁されていたことから、師範学校の地位は高く、いかに師範教育が重視されていたかがわかる。しかし一方で師範学校入学のための試験は日本人向けの高度なものであったため、事実上、台湾人へ師範学校入学の制限は厳しく、1944年の師範学校生徒数2,888人のうち台湾人は522人であった。また、師範学校教師については全台湾師範学校教員186名に対し、台湾人は6名にすぎなかった⁽⁶⁰⁾。表面上では、日台の差別制限を取り消すと言いながらも、実際上では台湾人は小学師範部に入学できず、反対に公学師範部は漸次、日本人が多数を占めるようになっていったのである。

第三章 高等教育

第一節 大学

大学については、1928年に台北帝国大学官制およびこれに伴う諸勅令によって台北帝国大学が創立され、同年5月から授業が開始された。その理由については、「台湾在住者の向学心大いに進み、其の子弟の大学教育を受けんとする者著しく増加したので、(中略)且つ台湾に近接したフィリピン・香港・対岸支那等にそれぞれ大学の設けあるに、独り台湾にのみこれを欠く時は、大学教育を受けんとする者をして、去つてこれ等各地に遊学せしめる結果となり、甚だ遺憾な点が多いからであった⁽⁶¹⁾」とあるように、来台日本人子弟及び台湾人子弟の大学教育が必要であったことや、当時目立っていた台湾子弟の海外留学、特に台湾対岸の福建及び香港の大学に進学することに当局が懸念を抱いていたことが設置の主な原因であったと思われる。

『学制百年史』⁽⁶²⁾によれば、当大学は台湾総督府の所管であったが大学令・帝国大学令の適用を受けており、大学入学の資格に関しても1)当該大学予科を修了したもの2)高等学校高等科を終わったもの3)文部大臣の定めるところにより高等学校高等科卒業と同等以上の学力があると認められたものと規定し、大学の学部には3年以上在学し、一定の試験に合格した者は学士と称することができるものと定められていた。

台北帝国大学には大学院の文学、法学、理学、農学、医学など5博士コースのほかに、文学部、理学部、農学部、医学部、工学部、大学文科理科の予科、附属図書館、医学部附属病院などがあった。台湾の地理的環境が熱帯医学・農業・商業の研究に適していたこともあり、教授会による大学自治が制度化され、研究体制は整えられていた。これは、先端の研究が可能であったことで優秀な教授陣が揃ったためだと考えられる。特に民俗学、熱帯医学、水稻・甘蔗の品種改良などでは数多くの研究成果があげられた。入学資格は、高等学校または大学予科卒業生であるが、終戦前の統計によると、学生357人のうち台湾人は85人で、そのうち医学部の学生が80人を占めているという⁽⁶³⁾。

台北帝国大学は戦前、台湾唯一の最高高等教育機関であったが、高等学校または大学予科の卒業生が少なかったため、競争率は専門学校よりも下回っていた。また、蔡培火が「母国各地の高等専門教育をうけたものは既に多数に達し、近来は毎年百名以上も卒業者が出る。その他支那英米諸国に留学して帰ったものも数十名はある。此等の新人に対して台湾官僚は如何に扱ったかと云うに驚くなかれ全台湾の中央、地方を通じてほやほやの高等官五等以下のものをタッタ五名、判人の有級者が三十余名その外のは永年来徒食せしめられている⁽⁶⁴⁾」と述べているように、大学を卒業したといえども台湾人が官途に就くのは困難であった。鐘清漢は、この状況がますます就職浪人の「高等遊民」を作りだし、海外留学などさらなる進学競争に発展していったと見ている⁽⁶⁵⁾。

なお、女子学生は開校以来5人しかおらず、全て日本人であった⁽⁶⁶⁾。戦前の学制では

女子は大学の進学課程とされていた高等学校に入学することが出来なかったため、これらの女子学生は女子高等師範学校および女子専門学校から進学したと考えられる。日本人初の外交官である山根敏子（1921～1956年）もその一人で、彼女は津田英学塾（現津田塾大）卒業後、台北帝国大文政学部に進学し、ゲーテの教育理論を勉強した⁽⁶⁷⁾。戦後は日本に引き揚げ、1949年から鳥取県教育委員会の渉外事務嘱託として働くかたわら、初めて女性にも門戸が開かれた外交官試験を受験し、応募者千数百人中でただ一人合格したという⁽⁶⁸⁾。

第二節 専門学校

台湾人に対する専門教育は、1919年の台湾教育令⁽⁶⁹⁾によって始まったといえることができる。それまで専門学校としては総督府医学校のみであった。この総督府医学校は1899年に台湾総督府医学校官制が定められ、官立の医学校として設けられた。しかし、この学校は専門教育と称するよりも、むしろ、医学講習所的性格のものであったといえる⁽⁷⁰⁾。そして、本令の発布によって医学校は医学専門学校と改称された。その他台中に農林専門学校、台南に工業専門学校、台北に経済専門学校が新設され、専門学校数は3校となった。

専門学校の修業年限は3年または4年であるが、同修業年限の予科を置くこともできる。入学資格は予科を修了した者、高等普通学校、またはこれと同等以上の学力を有する者と規定されている。なお予科入学資格は、修業年限6年の公学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者である⁽⁷¹⁾。以下各専門学校別に鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』を参考に記述する。

台北帝国大学附属医学専門部

台北帝国大学附属医学専門部は上述の通り総督府医学校を前身としており、1922年に台湾教育令が改正されると専門学校になったが、同年台北帝国大学に医学部が開設されると同時に組織を変更して同大学の附属専門部となった。台湾総督府医学校は1899年3月31日公布の勅令第95号により開設され、修業年限1年の予科と修業年限4年の本科に分かれていた。予科では修身、国語、自然科学、地理、歴史、算数、体操が設置された⁽⁷²⁾。卒業すると本島で医療行為を許可する総督署名入りの証書が授与され、多くの者は開業医となり徐々に住民の信頼を得て従来の漢方医に取って代わっていったという⁽⁷³⁾。総督府医学校では当時は、台湾人を募集し、医者を養成し、熱帯医学の研究を目的としていた。しかし、医学部の増設で、日本人学生も募集することになり、日本国内と同じく医学専門学校に制度化された。それでも、同専門部は高等教育の台湾人就学者が最も多く、1942年までは約半数を台湾人が占めていた。

台中農林専門学校

台中農林専門学校は1919年の教育令により、台北帝国大学附属農林専門部から台湾総督府農林専門学校として設立された。その後、1941年太平洋戦争勃発後、日本は台湾を南進の拠点とするため、同校も台中に移転し、独立して台中高等農林学校と改称し、翌年台

中農林専門学校と改称した。日本の台湾統治は、始終農業を重視し、必要とされる農業技術人材を日本本土から招いたが、その後、台湾現地で農業技術人材を養成した。農業社会である台湾人の子弟も多数応募したが、台湾人の入学は難しかったため、入学者は多くはなかった。

台北経済専門学校

1919年、台湾総督府は台北市に台北高等商業学校を設置し、1943年に台北経済専門学校と改称し、終戦まで続いた。同校は元来本科だけを設け、入学資格は中学卒業者で、修業年限は3年であった。しかし、1936年には貿易専修科を増設し、日本の対中国及び対南洋の貿易人材養成を目的とした⁽⁷⁴⁾。さらに1941年には東亜経済専修科を増設し、対中国商業人材養成の速成を計った。なお、貿易専修科は1943年に南方経済専修科に改称され、対東南アジア貿易の人材養成にあたった。このように時代の要求に応じて人材育成にも力が注がれていたことがうかがえる。

しかし、同校の教師は日本人であり、学生も日本人が大半を占め、台湾人はほとんどが専修科にしか入学できなかった。

台南工業専門学校

台南工業学校は、1927年に創設された。もとは台南高等工業学校であったが、1942年に台南工業専門学校に改称された。このころ台湾における専門教育機構は大体において整ってきたが、工業専門教育だけが欠如していた。台湾島内の経済発展に伴い、エンジニア技術人材の需要が切迫していたが、日本本土に留学するしか道がなく不便であったため、同校が設置されるにいたった。同校の入学資格は中学または専門学校入学資格を有するもので、修業年限は一律3年としている。学科は設立当初は、機械、電機、応用化学の3科であった。1939年には電気化学科を、さらに1944年には土木、建築の2科を増設し、合計6科を置いた。現在は、国立成功大学という総合大学に拡充された。

以上のように大学や専門学校などの高等教育が整備されていった。この高等教育機関は国の経済社会的要請と地域的要求に合致しており、合理的に作られたということが出来る。例えば、北部は台湾の商業の中心地であるので、台北経済専門学校が設けられ、中部は農業地帯であるから台中に農業専門学校を設け、南部は工業地区であることから台南に工業専門学校が設置された。したがって、学校の設置は地域性を生かし、地域の社会的経済的要求を配慮して行なわれている。また、高等教育においては、量よりも質を重んじた。そのため、卒業生の習得した専門技術がすぐ実社会に適応し、評価されている。これは教育を受けたものが就職できるような原則に立っているため、実業教育重視の方向に進んでいたといえる。

しかし、実際には、台湾は日本の植民地政策下にとどまっていたため、台湾人の教育機会が表面的には門戸が開かれているように思えるが、実質的には多くの制約があったのも事実である。したがって、要職につくために必要な教育機会が台湾人にはほとんど与えられず、日本人によって高等教育機関は独占されていた。これは政治、社会、経済的地位の

独占につながるといえる。したがって、台湾人の官僚、または要職への道は閉ざされたままであった。

おわりに

1895年に日本が台湾の領有を開始してから、日本は学校教育を通じて台湾人を日本に同化させようとした。この同化政策は、国民精神の涵養と日本語の普及が二大方針であった。

台湾人に、国民精神を涵養するため、台湾公学校における修身科では、教育勅語により、台湾人になじみの薄かった天皇制を植え付けるといった、社会統制の意味合いを強く持っていた。言い換えれば、台湾公学校の修身科のカリキュラムは、重点を天皇制教育の実施に据えたまま、勤勉で従順な日本臣民を作ることが目的としたのである。

また、公学校での台湾語の使用は学年ごとに徐々に減らされ、日本語の常用と、民族語としての台湾語を撲滅する言語政策によって、同化政策は推し進められていったのであった。したがって、児童が公学校教育で得た実際的の最大能力は国語使用のみであったといっても過言ではない。

このように、台湾の同化政策では、日本語教授と道徳教育修身科を中心におくことで、「生産・勤労・服従」の三者を備える臣民を養成することを大方針としていたことが明らかである。したがって、日本統治下の教育は社会統制の機能を強く帯びていたということが出来る。

制度面から見ると、領有開始当初、初等中等教育機関は、台湾人と日本人を対象としたものが別個に存在し、試験制度でも日本人が有利な制度であったが、統治が進むにつれ次第にその差異は縮小していった。しかし、中等教育より段階の上の高等教育に台湾人が進むのは容易なことではなかった。また、たとえ台湾人が大学や専門学校を卒業することが出来たとしても、要職に就くことは困難であった。

つまり、日本の台湾人に対する教育は、日本資本主義発展のための協力者としてある程度の技能や知識を与え、資源、開発、または殖産興業に従事させることを目標としていた。したがって、教育によって「立派な台湾人」を育成するのではなく、「順良な日本臣民」を養成するというのが、「日本化」や「同化」の精髓であったと言える。

しかし、この植民地下の教育で日本の功績を挙げるのならば、国語伝習所から台湾総督府国語学校を経て、台湾公学校令までの一切の基本線、諸規則、諸設備などの植民地教育の基礎工事に対して力を尽くしたことが、台湾の文盲率を低める契機となり、現在の台湾の普通教育の基礎を作ったといえることができるのではないかと。

〔註〕

- (1) 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究 上巻』台湾省立台中師範専科学校、1981

- 年、368 頁。
- (2) 鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』多賀出版、1993 年、118 頁。
 - (3) 同上 238 頁。
 - (4) 前掲『日本統治下における台湾初等教育の研究』370 頁。
 - (5) 台湾教育会『台湾教育沿革誌』青史社、1982 年、974 頁。
 - (6) 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考』三元社、2001 年によると、算術は商人の業として軽視されていたため書房の授業内容からは排除されていた。
 - (7) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』116 頁。
 - (8) 例えば、公学校の募集を書房が閉校している時期に強力に行なうことや、学校にきた子どもたちに賞金を与えるなど。また武力による弾圧も行なった。
 - (9) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』120 頁、表 5-11 書房・公学校の推移。
 - (10) 林茂生『日本統治下の台湾の学校教育—開発と文化問題の歴史分析』光明社、2004 年、52 頁。
 - (11) 台湾原住民のうち、漢化しなかった部族。
 - (12) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』101 頁。
 - (13) 中野文庫法令集ホームページ「台湾公学校令(明治 31 年勅令第 178 号)」
<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm31-178.htm>
 - (14) 中野文庫法令集ホームページ「台湾公学校官制(明治 31 年勅令第 179 号)」
<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm31-179.htm>
 - (15) 前掲『台湾教育沿革誌』229 頁。
 - (16) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』259 頁、表 13-1 参照。
 - (17) 同上 260 頁。
 - (18) 体操は軍人にするための予備教育であるや、入学すると断髪させられて日本内地へ送られるなど。
 - (19) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』114 頁。
 - (20) 前掲『日本統治下における台湾初等教育の研究 上巻』884 頁。
 - (21) 同上、924 頁。
 - (22) 同上、927 頁。
 - (23) 同上、927～928 頁のデータを引用し、まとめて作成した。
 - (24) 出題範囲が小学校用教科書を基準としていること、出題言語が日本語であることなど。
 - (25) 総督府国語学校には師範部、語学部、国語学校付属学校が設置されており、国語学校付属学校において内地および本島人に対する初等教育が施されていた。
 - (26) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第十一巻、教育資料調査会、1938 年、72-73 頁。
 - (27) 同上、77 頁。
 - (28) 同上、112 頁。
 - (29) 同上、176-177 頁。
 - (30) 前掲『日本統治下における台湾初等教育の研究』240-243 頁。

- (31) 前掲『明治以降教育制度発達史』第十一巻、380 頁。
- (32) 前掲『日本統治下における台湾初等教育の研究』537-538 頁。
- (33) 同上、545-547、886-887 頁。
- (34) 前掲『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考』三元社、2001 年、180 頁。
- (35) 前掲『日本統治下の台湾の学校教育—開発と文化問題の歴史分析』116 頁。
- (36) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』262 頁。
- (37) 関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク、1997 年、10 頁。
- (38) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』177 頁。
- (39) 同上 285 頁。
- (40) 文部科学省「学制百二十年史、第一編 第二章 第一節」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz199201/hpbz199201_2_017.html
- (41) 川本亨二『教育原理』1995 年、120 頁。
- (42) 高橋靖直『学校制度と社会』2007 年、40 頁。
- (43) 前掲『日本語教育史研究序説』10 頁。
- (44) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』319 頁。
- (45) 前掲「学制百二十年史、第一編 第二章 第一節」
- (46) 前掲『日本統治下の台湾の学校教育』67 頁。
- (47) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』183 頁。
- (48) 同上、129 頁。
- (49) 同上、184 頁。
- (50) 前掲『日本統治下の台湾の学校教育』69 頁。
- (51) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』184 頁。
- (52) 同上、185 頁。
- (53) 同上、184 頁。
- (54) 前掲『日本統治下の台湾の学校教育』56-57 頁。
- (55) 同上、57 頁。
- (56) 同上、58 頁。
- (57) 同上、59 頁。
- (58) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』186 頁。
- (59) 同上、187 頁。
- (60) 同上、188 頁。
- (61) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』青史社、1982 年、955 頁。
- (62) 文部省『学制百年史 第一編 近代教育制度の創始と拡充』帝国地方行政学会、1981 年。
- (63) 同上。
- (64) 蔡培火『日本本国民に与ふ』東京・台湾問題研究会発行、岩波書店発売、1928 年。
- (65) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』、202 頁。
- (66) 同上。

- (67) 山根奨学基金 HP : 山根敏子さんについて (5)
http://www.geocities.jp/yamane_scholarship1960/yamane_toshiko05.htm#5
- (68) 日本海新聞 HP : 日本初の女性外交官・山根敏子 没後 50 年シンポ
<http://www.nnn.co.jp/news/071212/20071212003.html>
- (69) 中野文庫法令集ホームページ「台湾教育令(大正8年勅令第一号)」
<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rt08-1.htm>
- (70) 前掲『日本植民地下における台湾教育史』130 頁。
- (71) 同上 194 頁。
- (72) 前掲『日本統治下の台湾の学校教育』、73 頁。
- (73) 同上。
- (74) 同上 196 頁。

< 主要参考文献 >

- 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第十一巻、教育資料調査会、1938 年。
- 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究 上巻』台湾省立台中師範専科学校、1981 年。
- 鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』多賀出版、1993 年。
- 林茂生『日本統治下の台湾の学校教育』拓殖大学海外事情研究所華僑研究センター、2004 年。

第Ⅱ編 朝鮮における日本の植民地教育

安藤 由実（４年） 大野由美子（４年）
坂田 瑞希（４年） 友末 成美（３年）
長岡 翠子（４年） 橋本有里子（４年）
矢野 高志（４年） 渡辺早紀子（４年）

はじめに

朝鮮は 1876 年の開国以降、諸外国との間に不平等条約を結ばされ、欧米諸国や清国、日本などの勢力争いの場となっていた。1894 年には甲午改革と言われる近代化に向けての大規模な内政改革が行われるが、この改革自体も日清戦争のさなかに日本の干渉を受けて行われたものであった。そして、日清戦争での清国の敗退により、朝鮮をめぐる利権は日本とロシアの間で争われることになる。日本はロシアとの武力対決を覚悟して軍備拡充を行う一方で英米と協定や同盟を結び、外交でも奔走していた。そして 1904 年に日露戦争が始まり、その翌年には日露講和条約（ポーツマス条約）が結ばれた。この条約の第二条でロシアは日本が朝鮮を保護国化することを認めており、この条約によって日本の朝鮮に対する独占的支配権は国際的に承認されることとなった。日本は、1904 年の「(第一次)日韓協約」で朝鮮の財政・警察・外交方面でそれぞれ日本人の顧問を入れることをとりきめ、日露講和条約を受けて 1905 年の「(第二次)日韓協約」では朝鮮の保護国化を規定した。その後の 1907 年の「(第三次)日韓協約」で、日本は朝鮮の中央政府や裁判所などの主要ポストに日本人を配置してその権利を手中におさめ、さらに朝鮮の軍隊を解散した。このように朝鮮植民地化への準備を着々と整えてきた日本は、1910 年「韓国併合ニ関スル条約」によって朝鮮を植民地としたのである。

本論文では朝鮮の植民地教育政策について、教育法令の制定によって大きく 4 つの段階にわけて論じることとする。具体的には「普通学校令」制定による植民地教育準備期、そしてその後の「朝鮮教育令」の制定後と、その一次改正後、二次改正から終戦までの時期である。それぞれの時期について初等教育、中等教育（その他高等教育を含む場合は節に明示する）にわけ、その教育内容について取り上げる中で、現地の日本人と朝鮮人の教育の違いや、日本政府の方針、またそれに対する朝鮮民衆の反応などについて考察する。

そのうえで、論文全体としては大きく二つの論点を明らかにすることを目的とする。

まず、日本政府の植民地朝鮮における教育政策の姿勢についてである。本論文では「植民地朝鮮において行なわれた教育政策は、「同化」という方向であった」という仮説を立て、それぞれの時期の日本政府の対応を比較検討する中でこの仮説を検証し、日本政府が対朝鮮の教育政策において何を目指していたのかということ明らかにする。その際、「同化」の実態に留意し、本当に同化政策が朝鮮人を日本人と同等に扱うという政策だっ

たのか、またそうだったとして、それが朝鮮人の望んでいた政策だったのかということに注意して考察したい。

二つ目に、日本の植民地支配には「朝鮮の近代化＝文明化に貢献」というような「文明的事業」という世界観があり、「朝鮮に近代教育導入の役割を果たしたのが日本だ」という図式が示されている⁽¹⁾ことから、この図式を再考察しながら、その図式に対する朝鮮人の反応を「朝鮮人の視点」で捉えて明らかにすることを目的とする。

なお、朝鮮の国号についてだが、1897年10月12日に「朝鮮」から「大韓帝国」（略称「韓国」）となり、韓国併合の1910年8月29日、再び日本の植民地下で「朝鮮」となる。したがって、本論では地理的名称としての朝鮮半島に、本論の扱う時期に存在した国家を原則として「朝鮮」として呼ぶことにする。ただし、便宜上、「対韓政策」など略称を用いた方が簡潔な場合や、引用部分・名称などに「韓国」という国号を使用している場合もあることを断っておく。

第一章 「普通学校令」制定後（1906～1910年）

第一節 初等教育

日本による植民地教育の導入は、「普通学校令」が制定された1906年以前からすでに始まっていた。そこでまず、「普通学校令」が制定される以前の朝鮮における教育について概観する。朝鮮政府は、1876年に開国してから近代的な制度の導入をすすめていたが、諸外国との間に不平等条約を結ばされ、内政は安定していなかった。そのような状況の中、1894年より甲午改革と呼ばれる近代化に向けて改革が行われた。この時教育改革を担ったのが、朝鮮政府の内閣を組織する7部のうちのひとつである学部（現在の日本でいう文部科学省のようなもの）であった。

この甲午改革以前の朝鮮における従来の教育は、漢書の購読を中心に行われてきた⁽²⁾。学校体系は、科挙に合格することを目的に、首都の漢城府内では書堂（民間の初等教育機関）→四学（官立の中等機関）→成均館（官立の高等教育機関）と進学し、地方では書堂→郷校（公立の中等教育機関）、または書院（私立の中等教育機関）→成均館と進学する仕組みになっていた⁽³⁾。ただし、科挙の合格を目指して進学するのは限られた層の人達で、多くの人は日本でいう寺子屋のような民間の初等教育機関である書堂で、初歩的な漢書により読み書きが行われていた⁽⁴⁾。このような教育から、制度的にも内容的にも近代的な教育を導入すべく、甲午改革が行われたのである。

甲午改革は、1894年7月27日の軍国機務処⁽⁵⁾設置に始まり、1894年7月25日に開戦された日清戦争とほぼ同時期に行なわれ始め、この戦争による影響が十分及んでいた。それは、「8月17日の（日本の）閣議でも、具体的な対朝鮮政略は確定されなかった。このように日本側が消極策をとったのは、7月25日に開戦された日清戦争の帰趨がまだ明らかでなかったからである⁽⁶⁾」と稲葉が分析していることから分かる。また、9月16日の平壤会戦によって在朝清軍がほぼ壊滅した後、日本の外相陸奥は、軍国機務処設置者の大鳥に「朝鮮国内政改革ニ関シテハ適度ノ干涉必要ナル旨」を訓令した⁽⁷⁾ということからも分かる。

甲午改革の中でも教育に関するものについて見てみると、1895年に諸学校官制及び規則が制定されている。それによると、法官養成所、漢城師範学校、外国語学校、小学校などが新しく設立された⁽⁸⁾。更に1899年の「中学校官制」、1900年の「外国語学校規則」など、学校体系の整備を進めるべく種々の法令が制定されていった。しかし、これらの法令により設立された学校における実態は、校数や就学する児童数も少なく、学校の建物も従来の家屋を補修したものに過ぎなかったことから、その成果は芳しくなかったといえる⁽⁹⁾。1904年には「（第一次）日韓協約」を締結して外交問題は全て日本政府と協議させることとし⁽¹⁰⁾、更に、1905年には「（第二次）日韓協約」により韓国は日本の保護国となり、事実上、日本勢力の影響下におかれた学部により改革が進められていくこととなる⁽¹¹⁾。

その学部によって再び教育改革が行われたのが、1906～1910年にかけてである。学校制度確立の基盤をつくるため、1906年に各種学校法令が制定された⁽¹²⁾。そのうち、初等教育機関に関するものは、「普通学校令」と「普通学校令施行規則」である。公布される前にこの「普通学校令」の草案を準備していたのは、1905年2月より韓国学部に学政参与官として招聘された幣原坦であった。幣原が作成した草案と、実際に公布された「普通学校令」に大きな相違点はなく、幣原の案が色濃く反映されたものといえる⁽¹³⁾。また、1906年の各種の法令を制定した当時の学部には、約30%を占める日本人官僚が存在していた⁽¹⁴⁾。彼ら日本人官僚の使命は、近代教育制度導入のための改革を先導することとされ、これらの教育改革に深く関わっていたのである。

1906年に制定された「普通学校令」と「普通学校令施行規則」によると⁽¹⁵⁾、普通学校は官立、公立、私立があり、修業年限は4年、8～12歳までの児童が入学できるとした。補習科を置くことができ、教科目は修身、国語、漢文、日語、算術、地理歴史、理科、図画、体操で、女子には手芸も加えることができた。また、唱歌、手工、農業、商業のうちのいずれか数科目も加えることができた。教科用図書（教科書）は学部が編纂したもの、または、学部大臣の認可を受けたものと定められた。日語や国語で使用された教科書の『日語読本』や『国語読本』は、高学年になるにつれて、日本の優位性や、日本による支配の妥当性を強調した内容が見られる⁽¹⁶⁾。このことから、少しずつ教育内容の日本化が推進されていることがわかる。以上の普通学校における教育内容は、漢書を読むことが中心である従来⁽¹⁷⁾の書堂における教育にはない、新しい形式の教育であったことがわかる。

「普通学校令」と「普通学校令施行規則」が制定されると、学部は初等教育拡張計画に着手し、1906～1908年にかけて3回に分けて普通学校を設置した⁽¹⁷⁾。この計画に基づき、官立普通学校は漢城府内に、公立普通学校は交通に便利な土地に設置された。1906年には官立9校・公立13校、1907年には公立28校、1908年には公立9校が新たに設置された⁽¹⁸⁾。民間人の設立による私立普通学校は、1908年の私立学校令で認可を受けた33校であった⁽¹⁹⁾。

官公立普通学校には、日本人の教員が配置され、彼らを中心に近代教育の模範となるような教育が行われた⁽²⁰⁾。校長には朝鮮人を任用し、日本人教員を「教監」として配置し校長の補佐や学校経営にあたらせ、事実上、学校の中心を担う存在となっていた⁽²¹⁾。これら官公立普通学校に配置された日本人教監の前職を見ると⁽²²⁾、ほとんどが校長や訓導といった現場の教育に携わってきた人物であるということが分かる。このことから、官公立普通学校における日本人教員の役割の重要性がうかがえる。

これまで述べてきた普通学校の開設と日本人教員の配置等の政策からわかるのは、近代教育の導入と教育内容の日本化（日語が加えられたことや使用された教科書の内容など）という二つの面を持ちながら教育改革が推進されてきたということである。この教育改革を推進していたのは朝鮮政府の学部であった。甲午改革時の1894年には学部によりもともと近代教育の導入が目指されていた。その後1906年の「普通学校令」等公布時には学

部に日本人官僚が3分の1を占め、その日本人官僚を中心に教育改革が行われた。以上を踏まえると、日本は、もともと朝鮮で目指されていた近代教育の導入を名目に、教育内容の日本化を行いはじめたといえる。

しかし、地方の朝鮮民衆の普通学校に対する反応は、拒否的なものであった。学部はその拒否反応の理由を、一・政府及び官公立普通学校に対する誤解、二・日本語に対する誤解、三・教科目に対する誤解から生じたものであると分析している⁽²³⁾。まず、政府及び官公立普通学校に対する誤解であるが、政府が設立する学校を「政府ガ学校ノ財産ヲ掠奪スルモノナリ地方子弟教育ノ為メニ存スル伝来ノ田畝ヲ政府ノ有トナスハ不可ナリ⁽²⁴⁾」と拒んでいることが分かる。次に日本語に対する誤解とは、「韓国ノ国民性ヲ消失セシメント企ツルモノナリ⁽²⁵⁾」、「日本語ヲ授ケテ後来日本ノ兵隊タラシメントスルモノナリ⁽²⁶⁾」、「日本ニ拉致シテ労働者又ハ奴隷タラシメンガ為メナリ⁽²⁷⁾」といった認識が民衆側にあったことから分かる。そして教科目に対する誤解とは、「授業時間甚ダ僅少ナリ我等ノ子弟ハ遊戯ノ為メ登校セシムルノ必要ナシ官公立学校ハ漢学ノ時間極メテ少シ是レ古来ノ国風ヲ蔑視スルモノナリ⁽²⁸⁾」と認識していたことを挙げている。これらのことが本当に誤解といえるかは別にしても、朝鮮民衆側に、普通学校に対して忌避の反応があったことは明らかである。

第二節 中等教育

第一節でとりあげたとおり、1906年の「普通学校令」制定により、この時期の植民地教育政策としては初等教育に重点が置かれていた。当時教育政策を担当していた統監府書記官の俵孫一は、対韓教育方針について次の三点をあげている。

其の一 今日の所は力を初等教育に盡すの外は考へず

其の二 小学校の卒業者が漸次増加したる暁は中等教育の計画を為すべし

其の三 韓国の現状にては到底諺文⁽²⁹⁾を疎外するに能はず、日本語を主とするは不可能なり⁽³⁰⁾

このように、植民地準備期においては初等教育の普及が何よりの課題となっていたことがわかる。このことを踏まえたうえで、本節では1906年～1910年までの中等教育の特色を明らかにしたい。

この時期の朝鮮の中等教育に当たるものと考えられるのは、高等学校・高等女学校・実業学校である。ここでの「高等学校」の意味について言及しておく、1894年より日本における「高等学校」は中学校に接続する高等教育機関であったが、朝鮮における「高等学校」は普通学校に接続する中等教育期間として1906年に設置されたものである。参考までに、高等学校令の概要をのせておく。

高等学校 従来の中学校を改称したものであつて、尋常科、高等科の区別を廃し、修業年限を四箇年とし、必要に応じて一箇年以内の予科補習科を置くことを得しめた。入学年齢は普通学校との連絡上十二年以上とした。而して旧官立中学校は之を官立漢城高等学校と改称し、敷地を広め校舎を増築した⁽³¹⁾。

そしてこの3つの教育機関のうち、統監府がもっとも重点を置いたのが実業教育である。俵孫一は「学部の実業学校教育施設に関する俵学部次官の講話⁽³²⁾」の中で、実業教育の意義を次の三点であると述べている。第一に、国家の独立を望むのであれば産業の興隆を通じて国力培養を目指すべきだということだ。実業学校こそ産業の興隆に貢献できるのであるという主張である。

第二に中等教育機関としての実業教育の意義を説いている。俵孫一がこの講話を発表した1909年は、ちょうど1906年に開校した修業年限4年の普通学校が卒業生を輩出する時期でもあった。しかし進学すべき教育機関が整っていなかったために、進学先としての実業学校が考えられたのである。

第三に、土地測量員養成機関としての実業学校の役割も挙げられた。当時朝鮮政府及び統監府は10年計画で、全国土地調査事業に着手しており、土地測量技術をもった人材が多数必要であった。その人材を実業学校で養成しようという思惑があったのである。

下記に三種の学校数の推移をあらわす表をのせておく。

種別	1906(明治 39)	1907(同 40)	1908(同 41)	1909(同 42)	1910(同 43)
高等学校	(官立) 1	1	2	2	2
高等女学校	0	0	0	(官立) 1	1
実業学校	0	0	0	(官1、公3) 4	(官1、公14) 15

『日本植民地教育政策史料集成』(朝鮮篇) 第一巻、龍溪書舎、1987年、6頁を参考に大野が作成。

この表からも実業学校が1909年に設立され、次の年には約4倍に増えていることがわかる。実業学校は修業年限が2年で農業や測量、商業学校があり、そのカリキュラムは全般的に普通科目と実業科目が半々の割合で組まれていた。高等学校、高等女学校については資料が少なく、詳しくは明らかになっていないが、修業年限については高等学校が4年、高等女学校が3年であった。これまで見てきた中等教育機関に通う生徒数は、1910年の韓国併合以前の時点で1000名程度だった⁽³³⁾。普通学校の生徒数が1万7000人程度いたことを考えると、中等教育機関に進む人がいかに少なかったかということがわかる。

一方で内地人（朝鮮に住む日本人）の中等教育については、中学校・高等女学校・実業学校・専門教育および特殊学校の4つに区分されていた。この時期は初等教育の発展に伴って、中等教育機関の整備が至急必要になったため、1906年に釜山高等女学校、1908年に京城高等女学校、1909年に京城中学校が新設されるなど、中等教育の整備が進められた時期でもあった。また、朝鮮における内地人教育の実業学校は商業に限られ、1908年に商業夜学校が仁川につくられたほか、京城裁縫女学校などの専門学校なども建てられた。

下記に四種の学校数の推移をあらわす表をのせておく。

種別	1906(明治39)	1907(同40)	1908(同41)	1909(同42)	1910(同43)
中学校	0	0	0	1	1
高等女学校	2	4	4	3	3
商業学校	1	1	1	2	2
専門・特殊	0	1	1	1	6

『日本植民地教育政策史料集成』（朝鮮篇）第五十二巻、龍溪書舎、1988年、2頁を参考に大野が作成。

中学校が設置された時期は遅かったが、1910年には計12の中等教育機関が設置されており、人口比を考えると現地朝鮮人に対する教育制度に先行して、中等教育制度が整えられたといえる。

第二章 「朝鮮教育令」制定後（1911～1921年）

1910年8月、「韓国併合ニ関スル条約」が締結され、朝鮮は日本の完全な植民地となった。併合後の朝鮮統治は、陸軍大将である寺内正毅が総督となり、憲兵警察制度の下、1,624カ所、16,300人の憲兵・巡査を配置するという、全権力をふるった武力支配体制であった⁽³⁴⁾。そうした体制下で、朝鮮における教育制度全般を定めた勅令第229号「朝鮮教育令」が公布されたのは、併合から1年たった1911年8月23日のことである。この勅令は次のように始まっている。

第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス⁽³⁵⁾

第一条で、朝鮮の教育における日本の直接支配を宣言している。また朝鮮にいる日本人の教育に関しては、「朝鮮人ノ教育ハ」と限定することによって、これまでどおり日本の教育法令に基づいて行われていた。第二条に見られるのは、朝鮮人を教育する目的の明確化である。当時、朝鮮人に教育を与えるべきか否か、また教育するとしてもどのような目的のもと教育すべきかという議論があり、この第二条によって、内地人と等しく勅語の趣旨に基づいた教育をすることを明らかにしている。しかしながらその制度内容を見てみると、日本人と朝鮮人の教育には明らかな差があり、日本統治下の社会において、朝鮮人を日本人の補助的役割を担う立場として養成しようとしていた本意がわかる。

この章では、韓国併合後、植民地統治初期の教育の基礎を整えた、以上のような性格を持った「朝鮮教育令」によって、朝鮮人にどのような教育がなされたのかを、初等教育、中等教育について見ていきたい。

第一節 初等教育

「朝鮮教育令」の第九条は次のようになっている。

第九条 普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得⁽³⁶⁾

日本人の小学校の修業年限6年に対し、朝鮮普通学校は4年と定められている。高等普通学校の4年、専門学校の3～4年を含めても11～12年の教育しか認めていなかったということである。教育内容については、第五条に「普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス⁽³⁷⁾」とある。この頃にはまだ歴史

教育などは始まっておらず、日本語と職業科目教育が重きをおいていた。それまで「日語」と称され外国語として教えられていた日本語は、併合後に「国語」とされ、朝鮮人に対する同化政策の主な手段として日本語が教えられた。

次に就学状況について述べる。公立普通学校の入学状況を見てみると、1912年時に男女およそ23,000人を募集定員とし、志願者は約21,000人、入学者は約17,000人となっている。志願者数が定員を下回っているものの、全員が入学できず、入学率は82.9%である。この状態は武断統治期⁽³⁸⁾全体として続くもので、1920年頃まで定員充足率が100%に達することはない⁽³⁹⁾。志願者数が多いのならともかく、募集定員に達していないのにすべての志願者が入学できていないというこの事実は、朝鮮総督府が朝鮮人教育の対象人口を抑制していることを示している。その背景としては、入学者の選考基準に学力だけでなく親の経済力も重視していたからであると思われる⁽⁴⁰⁾。学校の運営費用を授業料に頼っていたためであり、自然と就学できるのは富裕層の子どもたちがほとんどであった。

そうした状況下において、この時代の公立普通学校に就学する学童人口は著しく増えるということにはなかった。もちろん1912年の4万人に比べて1919年の8万人という数字を見れば、増加傾向にあったことは間違いないが⁽⁴¹⁾、もともとあった書堂に就学する20万人⁽⁴²⁾を考えると非常に少ない数字である。またその書堂も私立学校取り締まりの流れを受けて、1918年に朝鮮総督府によって抑圧された。そうして教育を受ける機会を抑圧され、日本に対する忌避の意が全国的な運動となって表れたのが、1919年3月1日の独立宣言に始まる三・一独立運動である。「朝鮮が日帝の植民地にならなかったとしても、自主的な近代教育の拡充がなされていったのは明白である⁽⁴³⁾」という意見もあるように、朝鮮人にはもともと教育に対する欲求があったと言われる。これは主に「教育熱」と言われているが、この一大運動は日本の支配層を震撼させ、弾圧がなされるとともにそれまでの「朝鮮教育令」の手直しを検討させる契機となった。改正された「朝鮮教育令」に関しては第三章で述べることとなるが、この三・一運動が起きた1919年以降、公立普通学校在校生は急速に増加することとなる。

第二節 中等教育

1911年8月、「朝鮮教育令」が公布された。これは朝鮮人のみの教育について定めた勅令である。同令は教育の目的として、前述の通り、第二条に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ養成スル」と定め、普通教育において、天皇への忠誠と日本語の教育を重視した。同令に基づき、初等教育機関である普通学校（4年制。だいたい現在の日本の小学校にあたる）、中等教育機関である高等普通学校（4年制）、女子高等普通学校（3年制）を設立した。各級学校では日本語と修身が必修とされ、朝鮮語・漢文は日本語よりも授業時間数が少なかった。また、高等普通学校と女子高等普通学校では歴史・地理が必修であったがいずれも日本史・日本地理が中心で、朝鮮の内容はその中に少し含まれる程度だった。実際これらの学校数やその児童数は少なく、多くの児童は未就学であった。普

通学校においては日本人の 3%程度しか就学しておらず、わずかな就学者も日本のつくった普通学校には行かずに、私立学校や書堂（漢文教育を通じて儒教教育を行った伝統的教育機関）に通学した。

また、前述の通り、「朝鮮教育令」第五条では「普通教育ハ、普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」とされ、同化政策の一環として日本語教育が行われた。また朝鮮語、漢文の授業以外が日本語で行われるようになった。

1922年の「(改正)朝鮮教育令」では、日本人への普通教育は第二条に「小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル⁽⁴⁴⁾」とし、第三条に「国語ヲ常用セザル者ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校トス⁽⁴⁴⁾」として日本人への教育と朝鮮人への教育を区別した。そして、第四条に「普通学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ徳育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス⁽⁴⁶⁾」とし「国語ヲ常用セザルモノ」を日本国民にし、日本語を習得させるのが普通学校だと定められた。さらに1938年の「朝鮮教育令」改正で、「普通学校規則」、「高等普通学校規則」、「女子高等普通学校規則」を廃止し、日本と同じ「小学校」「中学校」「高等女学校」と改称し、学校での朝鮮語の教育、使用を禁止した⁽⁴⁷⁾。

そこでまず、中学校について詳しく見る。小学校教育の発展に伴い、卒業者の増加と共に中等教育機関も次第に増加し、中学校は京城、釜山、平壤、龍山、大田の5校となった。その中でも京城中学校は元京城居留民団の経営に関わっており、1897年に開校した⁽⁴⁸⁾。京城中学校は、朝鮮最初の「内地人」中学校である。また、京城中学校の正式名称は、京城居留民団立京城中学校（1905年5月）～統監府中学校（1910年3月）～朝鮮総督府中学校（1910年10月）～官立京城中学校（1913年4月）～京城公立中学校（1925年4月）と変遷した⁽⁴⁹⁾。こうして京城居留民団立中学校は、1909年5月22日、1・2学年の151名⁽⁵⁰⁾をもって正式に開校した。

次に高等女学校について見る。女子中等教育機関として京城、釜山、仁川、平壤、大邱及び鎮南浦に公立高等女学校、郡山、木浦、元山、及び馬山に公立実業高等女学校があった。それらは共に学校組合の経営になれるものとして毎年国庫補助金を交付し、その施設を助けていた。その中でも釜山高等女学校は公立の内地人女学校で、釜山高等小学校において女子のために2年間の補習科を設置し、1939年4月に約3年の高等女学校を新設した。当時生徒357名が9学級に編成されており、それに対し職員は16名であった⁽⁵¹⁾。

次に実業専修学校について見る。朝鮮における内地人教育の実業学校は仁川と釜山に公立商業専修学校があった。そして京城、仁川、郡山、平壤、鎮南浦に公立簡易商業専修学校、鎮海に公立簡易工業専修学校、京城に私立善隣商業学校があった。それらは毎年国庫補助金を支給することによって実業教育の振興発展を促進した。その中でも釜山公立商業専修学校が創設されたことによって、朝鮮における商業学校のはじまりとなった。つまり、内地人の男子実業学校として最古のものである。それから1934年2月釜山高等小学校に2年間の男子補習科を設置し、これを中等教育機関とする必要を認めた。本校生徒は328

名が7学級に編成されており職員は17名であった⁽⁵²⁾。

そこで、中等教育、専門教育の規模の推移をまとめてみる。植民地統治の初期において、朝鮮人の教育を普通学校4年、高等普通学校4年としたことにも見る事ができるように、1919年の三・一独立運動後の1920年から教育年限を延長したとし、1922年の「(第二次)朝鮮教育令」にいたって、日本人と朝鮮人の学校制度を修業年限において同一のものとしたというものの、植民地朝鮮における朝鮮人教育の目指したものは、初等教育を中心としたものであった。

日本統治時代初期の約10年間における教育においてもっとも強調されたのは、日本語教育と実科教育であった。皇民化と時勢に適合する教育を行うという政策が、このような形で現れているのである。

日本語教育は、普通学校の場合と同様、中等学校においても重要な位置を占めていた。「高等普通学校規則」や「女子高等普通学校規則」を見ると、

国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ⁽⁵³⁾

と規定され、国語教育の重要性が強調されている。

日本統治時代初期の教育のもうひとつの特徴は、実科教育を重視したことである。高等普通学校においては、農業あるいは商業の実業科と手工科を必須科とした。女子高等普通学校では、家事、裁縫および手芸を必須科として、かなり多くの時間をこれに割いている。また、女子高等普通学校の中に授業年限3年以内の技芸科をおいたのも、同じく実用的な教育を重視する方針の表れであったといえる⁽⁵⁴⁾。

このほか公立の農業学校、商業学校あるいは工業学校を設置して、実科の専門的教育を行うとともに、他方では簡易実業学校を普及させ実務者教育を奨励した。この簡易実業学校は、普通学校または実業学校に付設し、教育程度、年齢などにかかわらず、実業教育を希望する者に対して、場合によっては夜間、日曜日、夏季、あるいは冬季の休日を利用して教育の機会を与える点に特色があった。しかし、実際は学生を多く引きつけることはできなかった⁽⁵⁵⁾。

また、日本語教育が重視されて天皇への忠誠を基準とする人間関係の合理化が目指された。ここでも、それに積極的に適応する部分と反発する部分との分裂が生み出されたが、注目すべきことは、後者の中から民族の伝統文化を模索して民族の独自性を追求する傾向が生まれたことであろう。それはやがて、朝鮮ナショナリズムを強化することにつながる。

1919年3月1日、京城のパゴタ公園から三・一運動は始まった。既に1916年に朝鮮を視察した吉野作造は「いやしくも朝鮮人に相当の教育を与うという以上は、中に政治経済を学んで日本の統治を批判する位のものも起こるであろう」、「とにかく従来の同化政

策はこれをすてなければいけないのではあるまいか⁽⁵⁶⁾」と批判した。国内だけではなく国外からも非難は起こった。「日本は教育を阻害して居るのみならず、朝鮮人学生には高等教育を受くるの権を与へて居らぬ」などの批判が国際的に広まっていった⁽⁵⁷⁾。

このような「朝鮮教育令」施行下で、朝鮮全土の民衆を独立の戦いに立ち上がらせた三・一運動は、日本の帝国主義支配の転換、「朝鮮教育令」改正をせまるものとなった。

第三章 「朝鮮教育令」改正後（1922～1937年）

第一節 初等教育

第二章で扱われた武断統治期の後、朝鮮総督府は植民地の運営方針を転換し、それを「文化政治期」と称した。この転換に伴い、朝鮮における初等教育がどのように変わり、それに対して朝鮮民衆がどのように反応したのかを本節で考察する。

1. 朝鮮教育令改正

武断統治期は、総督府が朝鮮教育令を制定したものの、書堂の就学者数が普通学校の就学者数を上回り、また、社会団体・言論機関など多くの団体が教育振興や産業奨励を提唱し、朝鮮民衆の民族意識が高揚していた。そしてそれが全国的な一大示威運動となって展開されたのが、1919年3月1日の「独立宣言」に始まる三・一独立運動であった。そして、1920年以降は、『朝鮮日報』、『東亜日報』などの民族系新聞⁽⁵⁸⁾が発刊され、教授用語や教育内容、教育機関の設置など、植民地教育に関する朝鮮人の言論が活発化した。こうした社会の動きが、植民地体制に対する不満分子を生み出し、体制が揺らぐことを恐れた総督府は、教育の分野における制度の手直しに着手した。

初等教育の分野でまず行われたのは、普通学校の6年制への延長である。それ以前までは、日本人の児童が通う小学校の修業年限が6年であるのに対して、普通学校は4年であり、「内鮮人一視同仁の聖旨に副はず殊更に差別を設けて彼等の向学を抑圧せんとするのを趣旨に出てるものなり⁽⁵⁹⁾」との不満が朝鮮の民衆の中にも存在した。そこで、1920年11月、「朝鮮教育令」の一部が改正され、普通学校の修業年限は小学校と同じ6年に延長された。しかしこれはあくまで原則であり、「土地ノ情況ニ依リ五年又ハ四年ト為スコトヲ得⁽⁶⁰⁾」との但し書きが付けられていたため、実際に直ちに6年制となった普通学校は3分の1程度であり、1920年代の末になっても4年制は3割を占めた⁽⁶¹⁾。そして、就学率を上げるため、植民地行政の末端単位であり、日本の「村」に当たる「面」に4年制普通学校を1つ設立する1929年の一面一校計画によって、一度は減少していた4年制普通学校は、1929年には再び増加に転じ、1936年には46.8%⁽⁶²⁾まで達していた。

さらに、1920年12月、政務総監水野錬太郎を委員長とする臨時教育調査審議会が組織され、審議の結果、1922年2月6日、勅令第19号として「(改正)朝鮮教育令」が制定された。その内容は前述の通り、以下のものであった。

第一条 朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

第二条 国語ヲ常用スル者ノ普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

第三条 国語ヲ常用セサル者ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子

高等普通学校トス

第一条が、改正前は、前述の通り「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」となっており「朝鮮人ノ」という言葉が除かれている点から、朝鮮における教育が日本人と朝鮮人区別なく行われるようになるのと読み取ることもできる。しかし、第二条で、日本人の児童は小学校令によって教育を受けることが明記されていること、そして先述したように普通学校の4年制が存続したことなどからも、総督府が日本人と朝鮮人の同一化を掲げて教育制度の改革を行ったものの、それは形式的なものにすぎなかったと考えられる。

また、修業年限が6年制より2年短い分、4年制普通学校の科目は、「日本歴史及地理ハ之ヲ欠ク又農業、商業、漢文ハ之ヲ加フルコトヲ得ス⁽⁶³⁾」と1922年の「普通学校規程」では定められていたが、1926年の改正によって農業と商業は加えることができるようになった。このことから、朝鮮人児童に対する職業教育を総督府が重視するようになったことが分かる。

2. 就学動向

では、総督府のこのような初等教育政策に対して、朝鮮民衆はどのような反応を見せたのか。それを知る一つの手がかりは就学動向である。この章で扱う1922～1937年は、就学動向によって主に3つの時期に区分することができる。

1つは、1922～1923年の時期である。1919年の三・一独立運動を機に、普通学校における朝鮮人男子の入学率は、1921年に20.9%、1923年に30.3%⁽⁶⁴⁾と急増している。その理由としては、1910年代に総督府が私立学校と書堂への統制策に乗り出したことが挙げられる。普通学校数は1915年に私立学校数を上回り、1923年には書堂数を上回り⁽⁶⁵⁾、普通学校は植民地における初等教育の中心的位置を占めるようになっていた。これにより、朝鮮民衆は、私立学校・書堂に代わり、普通学校を教育の場として選ばざるを得なくなっていたのである。

また、普通学校における日本語の授業比率は、「朝鮮教育令」改正前の時期には38.5%であったのが、改正後の時期には48.0%に増大していた⁽⁶⁶⁾。朝鮮民衆は、普通学校で日本語を習得することで、将来の社会的な地位獲得につながると考えたのである。

なお、朝鮮人女子の入学率は、1923年においても7.3%⁽⁶⁷⁾であり、急激な変化は見られなかった。

2つめは、1924～1931年の時期である。男子の普通学校入学率は、1923年をピークに翌年から減少し、30%弱で停滞する⁽⁶⁸⁾。

その最も大きな理由は、朝鮮民衆の地位獲得への期待が裏切られたことである。1928年度卒業生に関する調査では、普通学校の男子卒業生の75.6%⁽⁶⁹⁾が、上級学校入学や就職をすることなく家業に従事している。つまり、普通学校に強い社会的上昇要求を持ちながら入学しても、就職難からその要求がかなわないことが明らかになり、入学を敬遠す

る人が増加したのである。

また、経済情勢も理由として考えられる。1920年代後半には、産米増殖計画の影響が朝鮮の農村に表れ始めていた。産米増殖計画とは、総督府が1920年から推し進めた植民地農業政策であり、日本への食糧米供給を目的として、日本人の嗜好にあう優良品種への米の交替・統一化のことである。そのための水利施設の増設・肥料増施など農法の変更や、組合費の負担により、農民層の分解が進み、農村の疲弊につながったのである。さらに、昭和恐慌がそれに追い打ちをかけることになった。これにより、朝鮮人農家の授業料負担能力が低下したと言える。なお、朝鮮人女子の入学率は、1922～1923年からほとんど変化していない⁽⁷⁰⁾。

3つめは、1932～1937年の時期である。男子の普通学校入学率は、1934年に34.9%、1937年に49.0%⁽⁷¹⁾と急増している。

その理由のまず一つは、総督府の授業料低減政策である。総督府は、授業料を負担できる階級の朝鮮人男子に教育を施し、彼等を間接支配のための下級官吏にすれば事足りていた。全ての朝鮮人の児童に等しく教育の機会を与えるという認識はなかったのである。そのことは、1933年以前、ほとんどの年において、普通学校の入学志願者が募集定員を上回っているにもかかわらず、入学者が定員の70%程度⁽⁷²⁾しかいないことにも表れている。しかし、1920年代に疲弊した農村が増加したことで、農村の経済再生の担い手を、普通学校教育によってより多く供給する必要性が総督府に生じることになったのである。普通学校の授業料は、月額60銭～1円⁽⁷³⁾であった。1930年代初頭には、おのおの授業料低減を進める道⁽⁷⁴⁾が現れ始め、1934年には総督府も1人当たり平均20銭を低下させる政策を打ち出した。これにより、今まで普通学校に入学することができなかった貧しい階層も、就学する意欲が高まった。

もう一つの理由は、日本語習得である。1930年代半ば以降、総督府の行政機構に参入した朝鮮人職員数は急速に拡大した。朝鮮人を含む指導層に配られた基本文献は日本語であり、朝鮮人にとって、日本語の能力を習得することが、社会的地位確保の条件となりつつあったのである。そして、そうした朝鮮人職員の多くが地方下級官吏などの下位の職員であり、一般の朝鮮人は日本語を身に付けて働く職員を目の当たりにする機会が多かったと考えられる。

なお、朝鮮人女子の入学率は、1934年に10%台に達し、1937年には20%弱まで上昇した⁽⁷⁵⁾。その理由として金富子は、1920年代の「教育の学校化」による女性排他的なジェンダー規範の動揺、景気の回復などが複合的に作用したためと述べている⁽⁷⁶⁾。

以上のように、1922年～1937年は、朝鮮人の間に広がった就学熱によって、普通学校に通う朝鮮人児童が増加し、植民地初等教育体制を朝鮮民衆が受容しているように見えるものの、実際には無条件に受容しているわけではないということが分かる。

第二節 中等・高等教育

「(第二次)朝鮮教育令」の大きな特徴の一つとしては、日本と同一の教育制度を採用し、内鮮共学を定め、形式上「一視同仁」を実施したということがある。こうして、日本国内の学校と植民地朝鮮の学校は同じ教育年限となった。中等以上の教育に関しても、「実業学校・師範学校・大学予科及大学ニ於テハ内鮮人ノ共学を行フ⁽⁷⁷⁾」と定められた。初めて大学教育についての規定が表れたのは特筆すべきことだ。そうすることで、朝鮮人の教育欲求に応えたように見せかけた。当時は教育熱がヒートアップしており、「中等教育の拡充、そのための朝鮮人教員養成のための高等師範学校の設置」、「高等教育機関の設立⁽⁷⁸⁾」が求められていたのである。そのことは当時の民族系新聞からも読み取れる⁽⁷⁹⁾。朝鮮民衆には、初等教育に加えて、高等教育までも自分たちで起こすことができるのだという自負があったのだと佐野は述べる⁽⁸⁰⁾。

しかし、この内鮮一体を掲げる教育制度は、より一層同化教育を徹底するものであった。同化教育をすすめるにあたって、学校の普及が進められた。1921年には京城師範学校が設立され、同化教育の担い手の養成が進められた⁽⁸¹⁾。1929年までは師範学校は京城師範学校しかなく、日本人生徒はほとんど同校に滞在したことから、日本側には朝鮮人に教育の主導権を与える気がないことがわかる。また1924年には京城帝国大学が設立された。京城帝国大学については、作られた経緯を簡単に述べておく。1923年11月、大学創設準備委員会を組織し、その設置に関する事項を審議させた。ここで得た案を基礎に、翌年5月「京城帝国大学官制」が發布され、同大学には法文学部と医学部の二学部を置くことが決められた。こうして1924年2年制の予科を創設し、1926年には第1回予科卒業生を迎えて学部が開設された。

大学についてはまた後述することにして、中等教育の学校における、「(第二次)朝鮮教育令」下の教育普及状況を見てみることにする。初等教育の分野において、教育の量的発展がめざましい⁽⁸²⁾のに対して、高等普通学校は10校、女子高等普通学校は7校しか増加していない。生徒数も、高等普通学校は1,705名から7,992名、女子高等普通学校は378名から2,256名に増えただけで、男女合計人数にして約5倍にしか増えていない。実業教育の分野⁽⁸³⁾においては、総督府が重視してある程度力を注いだので、中等学校に比べれば発展した方であり、実業学校および実業補修学校の両者を合わせて、学校数は88校から143校へと55校増え、生徒数は約9,000名増えている。しかし学校数に対し生徒数が少なく、学校総数143校に対し生徒総数12,312名で、1校あたり80名程度に過ぎなかった。

形式上平等に見える教育制度において、実際には日本人と朝鮮人との根本的な差別がされていた。まず、朝鮮における中・高等教育学校の数、またその中での朝鮮人の占める割合を見てもわかる。中等以上の諸学校は非常に数少なかった。1928年時の学校数は、小学校1,581校であるのに対し、中学校39校、官立専門学校5校⁽⁸⁴⁾、大学は京城帝国大学1校だけであった⁽⁸⁵⁾。日本人と朝鮮人の人数の割合を見ても、200万人の朝鮮人に中学

校 39 校、50 万人の在住日本人に中学校 34 校とほぼ同数であり、また、京城帝国大学では日本人学生対朝鮮人学生が約 3 対 1 の割合であり、日本人がつねに優勢であった⁽⁸⁶⁾。このことから、日本側は朝鮮人に中等以上の教育をあまり受けさせていなかったことがわかる。また、高等教育関係及び在朝鮮研究所の主要メンバーは、ほとんど日本人研究者の独占するところであった⁽⁸⁷⁾。京城大学において理工学部の設置が 1938 年によくされたことも注目に値する。この時期は、満州国建国後、開拓を推し進めており、高級技術者が大量に必要であったので、朝鮮人の興味関心に関わらず、そのニーズを満たすために初めて設置したのである。日本側はこのように、自分達の利便性だけを考慮して、上からただ基礎的な知識を教授するだけで、知性の向上や研究意欲を助けることなく、朝鮮人の民族主体性を失わせようとしたのである。

内鮮一体の教育制度を定めたのにも関わらずこのような差別が堂々とまかり通っていた理由は、国語を常用するかしないかで進学先を分けたことが非常に大きい。前節にすでに載せた、「(第二次)朝鮮教育令」第二・三条を見ればわかるように、国語を常用する者、しない者とで分けることによって、必然的に朝鮮人と日本人に区別をつけたのである。

次に、中等教育についての内容も見てみる。

第六条 高等普通学校ハ男子生徒ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス

第八条 女子高等普通学校ハ女生徒ノ身体ノ発達及婦徳ノ涵養ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス⁽⁸⁸⁾

「生活ニ有用ナル普通ノ知識技能」というのは、あくまでも日本人視点によるものであって、日本の諸知識を教え込み、「国民タルノ性格ヲ養成」、つまり朝鮮人を「日本帝国臣民化⁽⁸⁹⁾」しようとしたのである。

また、大学に関する規定についても見てみる。

第十二条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ⁽⁹⁰⁾

これは一見すると、朝鮮人が大学に通うことを快く受容したようにも思えるが、実際はまるで違う。当時、私立大学設立運動が盛んだっただが、これは政治運動あるいは民族運動が教育運動の形をとって行われたものであったのだ。そこで朝鮮総督府は、朝鮮人による大学の自主的営為を許さず、徹底的にこの運動を抑圧した。そして京城帝国大学を設立することによってこれを妨害し、結局挫折させた。この大学は、このような経過を経た

ものである。朝鮮人には非常に門戸が制限されていた。先述したように、全学生中に占める朝鮮人の割合は三分の一程度であったのである。その理由は、入学試験が日本語で行われたことにあった。「一視同仁」のもとでは、試験における内鮮人の無区別が原則であるとして、無区別という形式的平等の入学試験を実施したのである。つまり、「(第二次)朝鮮教育令」第十二条の「大学教育」とは名ばかりで、朝鮮人の大学入学希望者を実質的に差別し制限するものであったのである。これを鈴木は「法のもとの差別⁽⁹¹⁾」とし、『『一視同仁』を理念とする欺瞞的な差別教育⁽⁹²⁾』と表現する。

以上のように、「(第二次)朝鮮教育令」下においても、巧妙な表現を駆使しつつ、その前身の「朝鮮教育令」における朝鮮人に対する差別は、実質的に継続していたことがわかる。当時朝鮮人が強く求めていた中・高等教育の普及は難しく、決して彼らが満足できる状態にはならなかったのである。それゆえ、経済的にゆとりがあり、中等以上の教育を受けようとするものは、日本留学を目指す者が多かった。また、不満をもった多くの中等以上の学生達は、学生運動に参加し、日本に抗議することとなった。

第四章 「朝鮮教育令」再改正後から植民地解放までの 動向（1938～1945年）

戦時体制期（1931～1945年）に入り、朝鮮は単に植民地収奪の対象としてのみならず、軍国主義国日本の大陸進出のための兵站基地として位置付けられるようになるが、特に本章で取り扱う1938年以降は、日本の皇民化政策が強化されてそれが「頂点」に達した重要な時期である。1939年には朝鮮に氏制度を創設する「創氏改名」が公布され、また40年代には朝鮮語の紙誌が廃刊させられた。1942年には朝鮮語の研究をしていた朝鮮語学会が解散に追い込まれ、幹部が逮捕、投獄、獄死させられるという事件も起こっている⁽⁹³⁾。その意味でこの時期は、朝鮮の民族的自主性のよりどころとなるべきものが抹殺されていく時期であったといえる。本章は、主に初等・中等教育の動向に注目しながら、義務教育の実施をめぐる動向等にも目を向け、解放までの植民地教育政策の実態を把握しようとする試みである。

第一節 初等教育

1. 制度の展開過程

1938年4月1日、従来の教育令が改正されて「(第三次)朝鮮教育令」が施行される。それによれば、

第二条 普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ
前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得⁽⁹⁴⁾

とある。初等教育における改正の要点は、朝鮮人のための初等教育機関である普通学校が日本人と同じ小学校に改称されたことであった。これによって、朝鮮人のための学校と日本人のための学校は名称の上で統一された。しかしながら、これはあくまで「名称の上」での統一であって、決してその実態までもが変化したわけではない。というのも、総督府側は、依然として数の多かった修業年限4年の普通学校をすべて直ちに6年制小学校に昇格させるのは財政上その他の理由により困難であるから、当分の間4年制尋常小学校として存続させ、漸次その修業年限を延長させるという態度を取ったからである⁽⁹⁵⁾。また、この改正後も学校の設立主体・経費負担は朝鮮人・日本人別のままであり、一部の共学を認めたとはいえ別学体制であることに変わりはないことが指摘される⁽⁹⁶⁾。すなわち、この改正によっても日本人と朝鮮人で全く「同一」の教育機会が与えられるということにはならず、あくまで「(第三次)朝鮮教育令」にみられた改正は「形式的」な意味を持つにとどまった、というべきであろう。

教育内容については完全な日本化・日本人化が図られた。当該教育令においては、その第 13 条に修身・国語・算術・国史などの必須科目を挙げたのちに、朝鮮語が必須科目から外されて随意科目となることが明記されている。この流れは、朝鮮人にとっての民族的な教育内容の否定が強化されていくことを意味し、この改正以降実質的に朝鮮語はほとんど教えられることがなくなった。1920 年代の民族系新聞において、「朝鮮語による朝鮮人のための教育」の要求が叫ばれていたが、この時期以降そうした「抵抗」の芽はほぼ完全に摘み取られてしまうこととなったといえよう。

また、「(第三次) 朝鮮教育令」の制定に伴って、「小学校規程」「中学校規程」等が改められた。そのなかで初等教育に関する「小学校規程」(1938 年、総督府令第 24 号)によれば、

第一条 小学校ハ児童身体ノ健全ナル発達ニ留意シテ国民道徳ヲ涵養シ国民生活ニ必須ナル普通ノ知能ヲ得シメ以テ忠良ナル皇国臣民ヲ育成スルニカムベキモノトス⁽⁹⁷⁾

とあり、従来の「忠良ナル国民」ではなく、はっきりと「忠良ナル皇国臣民」の育成が目的とされていることが分かる⁽⁹⁸⁾。

こうした「皇国臣民」化教育の流れは、さらに 1941 年に改められた「小学校規程改正」(総督府令第 90 号)、すなわち「国民学校規程」において極めて鮮明に打ち出されることとなる。朝鮮の初等教育機関である普通学校は、前述の通り「(第三次) 朝鮮教育令」の時点で小学校と改称されていたが、この「国民学校規程」によってさらにその名称が国民学校と改められ、朝鮮語の扱いについても教科課程から完全に消滅することとなった。また、日本語の扱いについては、「小学校規程」において単に「国語⁽⁹⁹⁾」と表記されていたものが「国民学校規程」においては「醇正ナル国語⁽¹⁰⁰⁾」と修正され、日本語は「国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノ⁽¹⁰¹⁾」とされた。この流れの中で日本語の強制がいつそう強められ、朝鮮の民族精神は徹底的に収奪されていくこととなった。

2. 初等教育の普及状況

日本統治時代末期の 10 年間、朝鮮の教育は前期に比べて量的にかなりの発展を示し、特にその発展は初等教育において顕著であった。その発展を概観するならば、まず 1929 年以降 8 年間に一面一校を実現すべく初等学校の拡張計画が推進された結果、1935 年には学齢児童総数の約 25%が就学するに至っており⁽¹⁰²⁾、総督府はさらに第二次初等教育拡張計画をたて、1936 年以降の 10 年間に初等学校を倍増することを企図したが、前述した 1938 年の「朝鮮教育令」改正をきっかけに、この計画を 4 年早めて 1942 年までに完遂するよう方針を変更した。ただし、初等教育の拡充とはいっても具体的に国民学校の増設がどの程度なされたのか、という問いに対する回答は依然として得られていないのが現状で

ある⁽¹⁰³⁾。この時期の資料は非常に少なく、1944年以降の増設状況を知るのはとくに困難とされている。

具体的な就学率についてみると、たとえば1942年の第二次初等教育拡張計画完成時における就学状況について、総督府は、国民学校数3802、児童数85万7275、朝鮮人学齢児童就学率を男75.5%、女33.1%、平均54.5%と算出している⁽¹⁰⁴⁾。ただ総督府は、就学率の根拠となるべき学齢児童数の算出根拠を示していないため、この数字は信憑性に欠けるといわざるを得ない。佐野通夫の作成した就学率の表によれば、同年における公立普通学校の男女別就学率は男56.3%、女24.2%である⁽¹⁰⁵⁾。

さて、戦時体制が強まる中で表面的には就学率の上昇があったとしても、その教育内容に対する朝鮮人の「抵抗」は依然として継続していた。たとえば、1934年6月の今井田政務総監の道学務課長及視学官会同における訓示によれば、

昨秋来数道に亘り初等学校教員又は書堂教師にして共産主義に惑溺し、学校の内外に於て不穏なる運動を試み、純真なる児童の将来を蠱毒して刑辟に触れ、教権の神聖を汚すが如き者を相当多数出しましたことは、誠に遺憾とする所であります⁽¹⁰⁶⁾

とあり、ここに「初等学校教員」としての朝鮮人の忌避をうかがい知ることができる。朝鮮人の意思が抑圧されて皇民化政策が徹底されていく時期においてもこうした「抵抗」が存在していたということは、注目に値しよう。

日本の植民地支配の間、たしかに初等教育機関の在籍者数は植民地初期に比べてかなり増加したといえるかもしれないが、これを単に教育の「受容」と称していいのかについては疑問が残る。というのも、女子の就学率は末期に至っても男子に比べてかなり低かったし、上述のように初等学校において「忌避」が明確に示されていたからである。初等教育の普及も、そうした「忌避」を内包しながらなされたものであった。

3. 義務教育制度実施をめぐる動向

この時期の教育政策を考察する上で、義務教育の実施をめぐる動向を見逃すことはできない。すでに朝鮮民衆は、1920年代の民族系新聞において義務教育の実施を要求しており、具体的な試算に基づいた主張を展開していた。たとえば、全員就学が無理でも少なくとも3分の2は初等義務教育の即時実施が可能であるとする論説は、具体的な数値を論拠としながら、朝鮮総督府に義務教育を実施する誠意さえあれば可能であると主張し、総督府側の姿勢を徹底的に批判しているものである⁽¹⁰⁷⁾。しかしながら、総督府側はその後も義務教育実施については財源等を理由に一貫して否定していたのであった。1921年の「朝鮮総督府臨時教育調査委員会ニ関スル件」においてその実施を否定し、また「(第二次)朝鮮教育令」においては義務教育制度に関して言及さえしなかったのである。

それでも総督府は、戦時体制期に入るに伴って義務教育制度に言及せざるを得なくなっ

ていく。1938年までは内部的にも義務教育制度実施を明らかにしていなかったのであるが、突如1942年12月6日、前日の朝鮮総督府教育審議委員会において1946年度からの義務教育制度実施が決定されたことが報じられたのである。これに伴って、1946年までの3年余りで男子9割、女子5割の就学率の実現目標が打ち出され、急激な学校・学級の増設、教員の増員が図られるようになった⁽¹⁰⁸⁾。

さて、ここでひとつの問題が浮上する。それは言うまでもなく、なぜこの時期になって総督府は義務教育制度実施を突如公表するに至ったのか、という点である。これに対する回答として、たとえば佐野通夫は、公表した経緯についての資料が明らかでないことを先に指摘した上で、次のような推測を立てている。

1942年5月に徴兵制度実施が発表されたことがその背景にあることは推測できる。

「徴兵」も「教育」も同じ「義務」という言葉が付されていても、1920年代から教育は権利であるとして主張されてきていた。それに対し、「徴兵」はまさに「義務」であるので、この徴兵という「義務」と引き替えに教育という「権利」を与える必要があったことが推測されることと、徴兵制度が実施されてからではすでに遅いのであるが、やはり日本語普及を徹底することが急務となったということがいえる⁽¹⁰⁹⁾

だとすれば、総督府側はこの義務教育制度実施の公表を、まさにアメとムチの「アメ」と捉えていたといえるだろう。ただし、この「アメ」は決して朝鮮人にとって甘いものではなかった。この時期日本は、切実に軍隊の中で日本語の使える兵隊を養成する必要があったが、無知な兵士はよい戦士とはなりえず、彼らに高等な学問の必要はないにしても、上官の命令を理解させてそれを正確に遵守させることが求められていたのである⁽¹¹⁰⁾。すなわち、この義務教育制度実施の公表は、「朝鮮人の知的水準を向上させるため」というよりは、日本語理解率を向上させるという「日本側の利益のため」になされた措置であった、というべきであろう。朝鮮人が求めた本来の教育の「権利」の意味と、総督府の意図するそれはかけ離れたものであった。政策を作る側だけの論理では、こうした朝鮮人の要求を無視した極端な状況が生じるということをここで指摘しておくべきであろう。これは、義務教育制度実施をめぐる動向を考察した時に浮上する最も大きな問題点といえる。

結局、総督府が意図した意味での義務教育制度は、1945年の植民地解放によって実施されることはなかった。朝鮮人が本来求めていた教育、つまり1920年代の民族系新聞で求めていたような「朝鮮語による朝鮮人としての教育」は、解放後の彼らの自主的な活動によってはじめて実現されていくこととなったのである。

第二節 中等教育

1. 「(第三次)朝鮮教育令」における変更点

「(第三次)朝鮮教育令」において前述の初等教育同様に中等教育においても内鮮共学へ

の変更がなされた。1922年に改正された朝鮮教育令第二条にあるように「国語ヲ常用スル者」と「国語ヲ常用セサル者」と形式上常用言語による区別という形をとりながら事実上民族によって学校を異にしてきた普通教育体系が、日本内地と同じく中学校および高等女学校に一本化されることとなったことである。中学校と高等普通学校の合併は1933年当時既に総督府当局には、「教員の素質や学校設備において少しも差が無く、合併して共学を行っても良いので、専ら問題は時期の問題⁽¹¹¹⁾」だと認識されていた。しかし、朝鮮人の民族性ならびに朝鮮語の軽視を招くという理由で朝鮮知識人の反対にあい、それまで保留にされていた。このような経緯にも関わらず、1937年末に初等学校からの一本化が決定され内鮮一体の実現のための措置がなされた。とはいえ中等教育においても初等教育同様、実態にはほとんど変化はなく高等普通学校・女子高等普通学校に由来する中学校・高等女学校へは朝鮮人生徒が、元来中学校・高等女学校であった方へは内地人生徒が専ら通学していた。しかし、生徒数の関係で別学のための二校を建設できない地方都市などにおいては、事実上共学が行われていた。更に、実業学校は当初朝鮮人生徒だけを対象としていたが、工業実業学校などの例外を除いて、内地人生徒も一緒に通学していた。

他にも再改正による初等教育同様の変更点として教育内容の皇民化が図られたことがある。「中学校規程」第一条に中学校は「国民道徳ヲ涵養シ以テ忠良有為ノ皇国臣民ヲ養成スルニカムベキモノトス⁽¹¹²⁾」とその目的が記載されたことから分かる。このような実情は当時京畿公立中学校を訪問したある日本人が以下のように述べている。

学校をして常に皇国精神修練の道場たる雰囲氣に在らしめんことを期し、毎朝宮城遙拝及び皇国臣民の誓詞斉唱をなさしめ、毎週一回御製を謹聴せしめ、講堂の正面には宮城の御写真を奉掲し、講堂、職員室、武道館、図書室には教育に関する勅語及び青少年学徒に賜はりたる勅語を謹写したる額面を奉掲し、校内各所に聖徳に冠する椽額を掲げ、其の他各教室には皇国臣民の誓詞を掲出し、定時の外随時団体又は個人に神社参拝をなさしむる等、日常の生活を通じて皇国臣民たるの性格を涵養せんことに力む⁽¹¹³⁾。

また、同校には日本語教育を徹底するために生徒に日本語常用を要求し、教練や器械体操を奨励することによって日本の伝統的武士道精神を修練するために勤労作業を徹底して行っていたこと、盆栽の手入れ、詩吟朗詠などの日本的趣味生活を通して、いわゆる内鮮一体化を図っていたことも記している⁽¹¹⁴⁾。

こうした学校における正規の授業を通してはもちろん、各種の校内外の行事を通して朝鮮人に対して日本人教育を強行し、戦争努力に強制的に協力させた。戦争末期になると勤労動員もなされるようになり、学校はもはや教育の場所なのか、それとも戦争のための作業場なのか区別できないような状態となり、全国の学生が動員され各種の作業に従事した。食糧や戦争物資の増産、国防施設や土木建築工事、軍用被服の補修、あるいは各種工場で

の作業などが勤労働員の主な対象であった。

時代は前後するが再び「朝鮮教育令」再改正の話に戻す。この改正による中等教育独自の変更としては、諸外国語の比重の変化が上げられる。「中学校規程」において外国語関係の規定には第十条に「外国語ハ支那語、独語、仏語又ハ英語トス」⁽¹¹⁵⁾とある。この記述に関して従来のもとは異なるのは「英語」と「支那語」の位置が入れ替わっている点である。これは、大東亜共栄圏構想を念頭に置き、「今後ニ於テ授クヘキ外国語ノ趨向ヲ考慮シタ」ためと「中学校規程」改正趣旨に書かれており、戦局の進展から支那語の重要性が増し、教育の現場においてそれが反映されたことが分かる。他に「高等女学校規程」に第十一条において外国語に「支那語」が追加されるよう変更がなされている⁽¹¹⁶⁾。続く中学校規程第十七条には「外国語ハ（中略）国民性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス。（中略）外国語トノ比較ニ依リテ我カ国民性ノ特異ナル所以ヲ知ラシメ国民道徳ノ要請ニ資センコトヲカムルヲ要ス⁽¹¹⁷⁾」とあり、外国語教育が皇民化教育体制の中に完全に包摂されていたことがわかる。こうして当時の外国語教育は、その内部において英語と支那語の比重交代が見られたばかりでなく、全体としても、皇国臣民の育成という大前提の前にその本来の価値が低められていたことがわかる。

また、朝鮮はもともとミッション系を初めとした私立学校が創立以来英語教育に大きな力を注いできていた。しばらくは英語教育に対しなんの制約も加えられていなかった。しかし、1938年5月以降、個人主義的な欧米思想が日本の国体にそぐわないという理由で英語教育にも次第に圧力がかかるようになった。洋書の輸入が抑制され、一部の英語教材の使用が禁止され、学校施設・設備における英語の表示も禁じられるようになった。更に太平洋戦争を前に、外国人宣教師・教師が退去して引き上げたことも英語教育の衰退に繋がった。この一方、総督府は学校教育における英語比重を実質的に下げるための措置として大学予科・専門学校・高等学校の入学試験科目から英語を除くこととし、1940年度からこれを実施することにした。

2. 中等教育機関の増減

1943年当時、主として朝鮮人生徒を収容する学校と日朝両国生徒をともに収容する学校とをあわせると、中学校が41校、高等女学校が44校あり、生徒数はそれぞれ16920名及び10161名であった。これを1935年のそれと比較してみると中学校の前進たる高等普通学校が26校、同生徒数14364名、高等女学校の前進たる女子高等普通学校が19校、生徒数が6047名であったことから、それほど目立った増加は見られない。なお、日朝共学校を除き朝鮮人生徒のみを収容する中学校のみに視点を変えると中学校数は9年前と変わらず、また高等女学校に関しては16校となってしまい減少し、生徒数も劇的な増加が見られない⁽¹¹⁸⁾。このことから同時期に量的にかなりの発展を遂げた初等教育と異なり当局が初等教育以上の教育にはあまり関心を持っていなかったことがわかる。

しかしながら同じ中等程度の教育機関ではあっても実業学校はかなりの増加が見られる。

1936年度と1943年度の公立実業学校の統計を比較すると、農業学校が30から54校に、工業学校が1校から10校に、商業学校が14校から22校にと、増加した実業学校は合計すると49校に上る⁽¹¹⁹⁾。このことから日中戦争から太平洋戦争へと時局が展開するに伴って、学校は戦時体制に直接組み込まれ、戦争遂行のための兵力・労働力養成機関へと再編されていったことがわかる。

なお、このような増加は高等教育にも見られ、1943年には「教育に関する戦時非常措置方策」が決定され、法文系学校・学科定員の縮小、理工系学校・学科定員の拡大が図られた。具体的には1944年京城帝国大学理工学部の定員を五割、京城高等工業学校の定員を二倍増員し、専門学校を新たに三校増設している。しかしながら、1943年度京城帝国大学に在籍していた学生約1500名のうち、朝鮮人の学生は日本人のその約半数であった。専門学校に至っては在籍学生約3000名のうち約三分の一程度であり、朝鮮人にとって門戸が制限されていた状況は変わらなかった⁽¹²⁰⁾。

3. 私学をめぐる動向

日本統治時代末期の約十年間は私学にとって最も深刻な受難期であった。特に太平洋戦争が日本に不利に推移していくにつれ、日本の為政者は日本化教育を益々徹底する一方、私学に対して極端な弾圧を加えて戦争遂行の手段にしようとした。こうした弾圧が最も激しく加えられたのはアメリカミッション系私立学校に対してであり、日本の最大の敵がアメリカである以上、それは当然のことでもあった。当局は官公立学校同様、私立学校に対しても日本化政策を強化し、各学校に対し勅語奉安所の設置を強要。また、朝鮮語の使用を厳禁し、皇国臣民体操を強要するとともに、英語を随意化にするよう命じた。そのうえ教師、学生の思想や言動を厳重に監視し、軍事訓練を強化し、学生を全面的に勤労奉仕や戦争関係行事に動員した。ある私立学校誌は当時の状況を次のように述べている。

1941年12月に太平洋戦争が勃発すると、全国の学校がそうであったように、学校は一方で教育、一方で戦力増強という奇形的な道を歩むこととなった。学生たちは身分上は学生でありながら、その実慰問部隊か職工か労務者かわからないほど、多忙で雑多な生活を送らざるを得なかった。淑明高等女学校も日帝断末魔の暴圧の下、多くの不幸な教育上の犠牲をうけた。授業は形式的に何時間か短縮させられ、残りの時間は戦力増強のための雲母作業に充てられた。この作業は雲母の結晶を一片ずつ取り出す労働で、このため生徒たちのやわらかい指先は傷つき、精神が麻痺するほど酷使された。⁽¹²¹⁾

また当時私立学校が直面した弾圧のうちに具体的なものをいくつか挙げる。第一に学校の改廃があげられる。前述の通り強制的に教育目的や内容変更をさせられたことは勿論、全面廃止の憂き目にあった学校もあった。また、キリスト教あるいは民族主義的な色彩の濃

い校名を日本名に変更させられたこともあり、セブランス医学専門学校は旭医学専門学校に、信明女学校は南山女学校に改称するよう命ぜられている。第二に朝鮮人教師の追放と日本人教師の指導権掌握がある。当局は私立学校の校長を追放し、日本人校長を任命し、各種口実を設けて朝鮮人教師を罷免するなどして、実質的に日本式の学校にするよう努めた。第三に私立学校の財団法人組織化強要がある。財団設立を通告し応じない場合は閉鎖を全ての私立学校に命じている。これは私立学校充実のためでなく、敢えて短期間に設定された期日までに財団設立のための巨額な財産を用意できない私立学校を閉鎖に追い込むためであったと考えられる。他にも官公立同様朝鮮語の教授ならびに使用を厳禁したり、私立学校新設を許可しないなどの方法で私立学校の弾圧を行っていった。

おわりに

この論文では、日本による植民地朝鮮における教育政策が行なわれ始める 1906 年の「普通学校令」制定の時期から、植民地解放の 1945 年に至るまで、日本により行なわれた教育政策について、時代区分を各法令により設けて論じてきた。「はじめに」でも述べたように、教育政策を見ていくにあたり、二つの論点を明らかにすることを目的にした。一つ目は、「植民地朝鮮において行なわれた教育政策は、「同化」するという方向であった」という仮説を立てた上で、「同化」の実態を明らかにすることである。二つ目は、「朝鮮に近代教育導入の役割を果たしたのが日本である」という考え方と、それに対する朝鮮人の反応がどのようなものであったということである。この二つの論点について、論文で明らかになったことをそれぞれまとめてみる。

まず一つ目の論点についてである。第一章では、まず 1895 年に朝鮮政府が失敗した教育改革を再度行い、初等教育機関を設置することに力を入れるという政策が行なわれ、普通学校が開設された。教科内容は、日本語を外国語として教え、朝鮮語を国語としていた。第二章では、韓国併合後、普通学校で日本語が「国語」とされたことや、中等教育機関でも日本語教育が重視されたことなど、「朝鮮教育令」で明らかに「同化」を思わせるような政策を行なっていることがわかる。第三章では、明らかな「同化」政策に対して 1919 年に起きた三・一運動の影響により 1922 年に「朝鮮教育令」が改正され、法令上や制度上では朝鮮人と日本人を平等にしているようで、実態は変わっていない部分が多かった。第四章では、制度上で「一視同仁」を実施し、日本人と平等として同じ条件で試験を課し、それが朝鮮人にとっては不利になり結果的に高等教育が受けられないなど、「同化」政策のもとで、平等という言葉を巧妙に使い、差別していた。

以上を踏まえると、時期によって「同化」の意味合いや程度が微妙に異なっていることが分かる。しかしそれは、朝鮮を取り巻く国外情勢の変化や朝鮮国内情勢の変化などに影響を受けることを考えれば、当然のことだといえる。ただ、時期により「同化」の度合いや意味合いに差があったとしても、日本による植民地朝鮮における「同化」政策は一貫として、「平等」という大義名分をたてながらも、実質的には朝鮮人を差別し続けたといえる。

次に二つ目の論点についてである。第一章では、1906年の「普通学校令」制定で日本人官僚が多く関わる以前から朝鮮政府自体がもともと近代教育の導入を目指した教育改革を行っていた。1906年の各種法令の制定は、その延長として近代教育導入を名目に、実際の教育内容は日本人官僚によって少しずつ日本化されていた。朝鮮人の反応としては、官公立普通学校在籍者よりも書堂や私学校の在籍者の方がはるかに多かったことから、明らかな忌避がうかがえた。第二章においても、朝鮮民衆の忌避の意は、全国的な運動となって1919年の三・一独立運動に表れている。第三章では、朝鮮人の間に広がった就学熱によって、普通学校に通う朝鮮人児童が増加し、植民地初等教育体制を朝鮮民衆が受容しているように見えるものの、実際には無条件に受容しているわけではないことがわかった。第四章でも、総督府がつくった教育機関の在籍者数が増えたことが一見「受容」かに見えるが、実際のところは依然として「忌避」の反応があったことは確かである。

これらのことを考えると、近代教育の導入はもともと朝鮮の目指すところだったとはいえ、植民地時代の朝鮮における近代教育の導入は、日本のためになされたといえる。もし朝鮮のためになされたのであれば、日本語を国語として強要したり、日本人と朝鮮人の教育機会や内容に差をつけたりする必要はなかったはずである。よって、植民地朝鮮における教育政策は、一貫として、朝鮮人本位ではなく日本人本位の考え方であったといえる。そして、朝鮮民衆はそれを敏感に感じ取り、一貫として「忌避」の反応を示し続けていたのである。

〔註〕

- (1) 「新しい歴史教科書をつくる会」や自由主義史観研究会など、現在に至る日本の歩みを肯定して自虐史観を乗り越えようという立場の人々によって、さかんに主張されている。
- (2) 渡部学、阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第一巻、龍溪書舎、1991年、1頁。
- (3) 同上。
- (4) 佐藤由美『植民地教育政策の研究〔朝鮮・1905-1911〕』龍溪書舎、2000年、14頁。
- (5) 軍国機務処は、駐朝日本公使の大鳥圭介が甲午改革の推進母体として発足させたもので、種々の改革案の議決を行なったが、1894年12月17日に廃止となった。(稲葉継雄著『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年、1~7頁を参考にした。)
- (6) 前掲『旧韓国の教育と日本人』6~7頁。
- (7) 同上、7頁。
- (8) 前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第一巻、2頁。
- (9) 前掲『植民地教育政策の研究〔朝鮮・1905-1911〕』15、78頁。
- (10) 佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の反応』社会評論社、2006年、41頁。

- (11) 前掲『旧韓国の教育と日本人』53～54頁。
- (12) この時公布された官制・施行規則は、「師範学校令」、「師範学校令施行規則」、「高等学校令」、「高等学校令施行規則」、「外国語学校令」、「外国語学校令施行規則」、「普通学校令」、「普通学校令施行規則」である。
- (13) 前掲『植民地教育政策の研究〔朝鮮・1905－1911〕』42～46頁を参考にした。
- (14) 同上、79頁。
- (15) 同上、82～84頁における「普通学校令」、「普通学校令施行規則」の全条文を参考にした。
- (16) 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本：朝鮮における初等教科書の推移 1895－1979』ほるぷ出版、1985年、195～211頁を参考にした。
- (17) 前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第一巻、3頁。
- (18) 朝鮮総督府学務局編「第十七官公立普通学校教官及日本人訓導一覧表」(前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第六十五巻、所収、68頁。)
- (19) 同上。
- (20) 前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第一巻、20頁。
- (21) 同上。
- (22) 前掲「第十七官公立普通学校教官及日本人訓導一覧表」(前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第六十五巻所収。)
- (23) 前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第一巻、4頁。
- (24) 学部『韓国教育』10頁。(前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第六十三巻所収。)
- (25) 同上、11頁。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上、10頁。
- (29) 諺文：ハングルの旧称。
- (30) 青木寛吉「韓国教育の方針に就て俵次官に質す」(『教育界』七巻二号、1907年所収。)
- (31) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第十巻』芳文閣、1985年、10頁。
- (32) 前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第六十九巻所収。
- (33) 同書、第一巻、8頁。
- (34) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』51頁。
- (35) 内閣官報局『法令全書』明治44年8月号、内閣印刷局、1911年、[勅令]290頁。
- (36) 同上、291頁。
- (37) 同上、290頁。
- (38) 日本による朝鮮植民地統治時代は、その統治の特色から通常3期に分けられる。文献によって名称や時期に多少のずれが見られるが、ここでは佐野通夫の「武断統治期(1910～1919)」「文化政治期(1919～1931)」「戦時体制期(1931～1945)」の区分を参考にする。
- (39) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』145頁。
- (40) 同上、147頁。

- (41) 同上、143 頁。
- (42) 許粹烈著、保坂祐二訳『植民地朝鮮の開発と民衆』明石書店、2008 年、219 頁。
- (43) 同上、218 頁。
- (44) 前掲『法令全書』大正 11 年 1～2 月号、1922 年、[勅令]57 頁。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究』北海道大学図書刊行会、1989 年、285 頁。
- (48) 朝鮮総督府釜山教育会『朝鮮教育要覧釜山教育五十年史』青史社、1982 年、131 頁。
- (49) 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の「内地人」教育』九州大学出版、2005 年、163 頁。
- (50) 同上、164 頁。
- (51) 前掲『朝鮮教育要覧釜山教育五十年史』134 頁。
- (52) 同上、138 頁。
- (53) 前掲『法令全書』明治 44 年 10～11 月号、1911 年、[府令]451 頁。
- (54) 吳天錫『韓国近代教育史』高麗書林、1979 年、247 頁。
- (55) 同上、247 頁。
- (56) 世界教育史研究会『世界教育大系 5 朝鮮教育史』講談社、1974～78 年、380 頁。
- (57) 同上、381 頁。
- (58) それに対して、政府系新聞としては総督府が発行した『毎日新報』などがあつた。
- (59) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第 10 卷』芳文閣、1985 年、620 頁。
- (60) 前掲『法令全書』大正 9 年 11 月号、1920 年、[勅令]607 頁。
- (61) 金富子『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』世織書房、2005 年、54 頁。
- (62) 同上、103 頁。
- (63) 前掲『法令全書』大正 11 年 4 月号、1922 年、[府令]21 頁。
- (64) 前掲『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』63 頁。
- (65) 同上、71 頁。
- (66) 同上、55 頁。
- (67) 同上、63 頁。
- (68) 同上、63 頁。
- (69) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の反応』140 頁。
- (70) 前掲『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』63 頁。
- (71) 同上、63 頁。
- (72) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の反応』144 頁。
- (73) 前掲『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』129 頁。
- (74) 内地の「県」に当たる。
- (75) 前掲『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』63 頁。
- (76) 同上、225 頁。
- (77) 前掲『朝鮮植民地統治法の研究』155 頁。

- (78) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』383頁。
- (79) 中等教育拡充に関しては『東亜日報縮刷版』「ああ、父兄に告げる 行くところのない学童のために」(1921年3月30日)(同上、185頁)、朝鮮人教員養成の拡張に関しては、同新聞「朝鮮教育について(3)」(1920年4月22日)(同上、212頁)に、高等教育機関の設立に関しては、同新聞「朝鮮大学予科の入学試験について 教育家の奮起を促す」(1924年1月19日)(同上、242頁。)等の記事に、当時の朝鮮人の要求を読み取れる。
- (80) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』383頁。
- (81) 旗田巍『日本は朝鮮で何を教えたか』あゆみ出版、1987年、71頁。
- (82) 1919～1935年の間に学校数で約4倍半、児童数で約8倍増加した。(前掲『韓国近代教育史』287頁。)
- (83) 実業学校の分類には、農業・商業・工業・商工業・水産・職業学校があり、実業補修学校には、農業・商業・工業・水産・女子実修学校があった。
- (84) 官立専門学校には、京城法学専門学校、京城医学専門学校、大邱医学専門学校、平壤医学専門学校があった。
- (85) 前掲『日本は朝鮮で何を教えたか』72頁。
- (86) 同上。
- (87) 同上。
- (88) 前掲『法令全書』大正11年1～2月号、1922年、[勅令]58頁。
- (89) 前掲『日本は朝鮮で何を教えたか』74頁。
- (90) 前掲『法令全書』大正11年1～2月号、[勅令]59頁。
- (91) 前掲『朝鮮植民地統治法の研究』158頁。
- (92) 同上、160頁。
- (93) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』66頁。
朝鮮語学会は、朝鮮語研究会(1921年創立)を1931年に改組したものであり、朝鮮語の科学的研究を行なう団体であった。皇民化政策を推進していた総督府はこれに弾圧を加え、42年10月多数の会員を検挙、そのうち李熙昇・崔鉉培ら13人が公判に付され、それぞれ2～6年の懲役判決を受けた。
- (94) 前掲『法令全書』昭和13年3月号、1938年、[勅令]64頁。
- (95) 前掲『韓国近代教育史』337頁。
- (96) 同上、69・313頁。
具体的には、たとえば、1939年の生徒一人当たりの経常費は、日本人学校を運営する第一部特別経済で49円、朝鮮人学校を運営する第二部特別経済で18円であったとされる。(佐野通夫「教育の支配と植民地の支配——植民地朝鮮における就学率・志望者数の変遷と政策的対応」、阿部洋研究代表『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』福岡、1994年、所収、52頁。)
- (97) 前掲『法令全書』昭和13年3月号、[府令]27頁。
- (98) 前掲『朝鮮植民地統治法の研究』192頁。

- (99) 前掲『法令全書』昭和13年3月号、[府令]28頁。
- (100) 同上、昭和16年3月号、1941年、[府令]114頁。
- (101) 同上。
- (102) 前掲『韓国近代教育史』343頁。
- (103) 前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』312頁。
- (104) 「朝鮮学齡児童就学状況累年調」、同上、276頁の表を参照。なお、この表の出典は、朝鮮総督府学務局学務課「朝鮮ニ於ケル初等教育ノ沿革並ニ概況」1942年12月。
- (105) 同上、143頁の表を参照。
- (106) 朝鮮総督府『朝鮮施政に関する論告・訓示竝に演術集』同府、1937年、387頁。
- (107) 「京城府学校費予算と普通教育（二）府債の発行に一層の勇断を（『東亜日報縮刷版』1921年3月29日）」（前掲『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』所収）、181～185頁。
- (108) 同上、278頁。
- (109) 同上、284頁。
- (110) 前掲『韓国近代教育史』336頁。
- (111) 朝鮮日報1933年10月22日。（前掲『現代アジア教育史』所収、243頁）
- (112) 前掲『近代日本教育制度史料』8巻、202頁。
- (113) 伊藤猷典『鮮満の興亜教育』目黒書店、1942年、30～31頁。（前掲『韓国近代史』所収、357頁）
- (114) 同上、26～28頁。（前掲『韓国近代史』所収、356頁）
- (115) 前掲『近代日本教育制度資料』8巻、204頁。
- (116) 同上、218頁。
- (117) 同上、207頁。
- (118) 朝鮮総督府学務局『朝鮮諸学校一覧』1944年。（前掲『韓国近代教育史』所収、344頁）
- (119) 同上（前掲『韓国近代教育史』所収、345頁）
- (120) 同上（前掲『韓国近代教育史』所収、347頁）
- (121) 淑明五十年史編纂委員会『淑明五十年史』1956年、93頁。

第Ⅲ編 満州・満州国における植民地教育

磯谷 多美 (4年)	遠藤可楠子 (4年)
大崎 紳平 (4年)	小林 幸子 (4年)
佐藤 由衣 (4年)	高崎 雅人 (3年)
富田沙木子 (4年)	野口 博史 (3年)
萩原 正太 (3年)	萩原 夏季 (3年)
萩原 雅人 (4年)	藤田 亜美 (4年)

はじめに

1905(明治38)年10月14日、日露両国はポーツマス条約に批准し、日露戦争に終止符が打たれた。ロシアが有していた関東州(旅順・大連を含む遼東半島南東部)と東清鉄道の旅順-長春間の付属地の租借権が日本に譲渡され、いわゆる「満州」における植民地経営が開始された。関東州の統括を担当する関東都督府が1906(明治39)年8月に、鉄道付属地経営の中軸として南満州鉄道株式会社(以下、満鉄と表記)が同年6月にそれぞれ創設され、各々の地での教育を担うこととなる。

竹中憲一によれば、「満州」における教育政策に関して二つの考え方があったという⁽¹⁾。一つは「内地」の教育制度を「満州」にも適用する「内地延長主義」教育であり、もう一つは「満州」の気候風土・生活・習慣・文化を教育の中に取り入れる「現地適応主義」教育である。概観すると前者は関東州に、後者は満鉄付属地に強い傾向である。この差異は、法的性質の違い、地理的・政治的条件の違い、教育機関の経営母体の違いなどが理由として挙げられる。本論に入る前に、関東州と満鉄付属地それぞれの特徴を確認しておく。

まず関東州であるが、国際法上は中国の領土であるものの日本の主権が及ぶ領土に準じる地域という解釈が一般的であったため、「内地延長主義」教育を行うことが妥当であるという判断がなされていた。遼東半島の先端に位置し、中国領とは中立地帯⁽²⁾を挟んでいたため、中国側からの干渉を受けずに教育政策が行えたことも「内地延長主義」教育を推し進めることができた要因の一つである。その上、一部の私立学校を除いては、関東州の教育機関は関東都督府の官制であり、「内地」の県と同様の教育を行うべきとする見解もなされていた。教育行政の政策決定者や教員の中には、台湾総督府から転進してきた者や「内地」の師範学校を出た者が多かったことも相俟って、関東州においては「内地延長主義」教育としての性質が色濃い。

反対に満鉄付属地は、「満州」の地を南北に縦断した細長い地域で、周りを中国領に囲まれていたこともあり、法律上「外国行政地域」と位置づけられていた。自由に「内地」と同様の教育を行うことは中国及び欧米からの非難を受けることになるため、自ずから「現地適応主義」教育を行うことが求められていたのである。また、満鉄付属地の教育機関は一部を除いては満鉄社営のものであり、初代総裁の後藤新平の植民地経営構想を始めとし

て「日支共同」が掲げられていたことや、教員の多くは中国の学堂での教職経験を持つ者であったことなどもあり、関東州とは異なる「現地適応主義」教育が行われていた。

本論では、関東州を第一章、満鉄付属地を第二章と分けて初等教育から高等教育までの特色を明らかにすることにより、上記の教育政策の違いを確認し、「満州」での植民地政策がどのような傾向・特質を持ったものであったかについて検討する。執筆に当たっては先述の竹中憲一の『「満州」における教育の基礎的研究』（全六巻、柏書房、2000年）に基づき展開する。また第三章では、1932年に関東軍が建国を宣言した満州国について取り扱い、教育政策や被教育者の経験談を追うことで、満州国における教育がどのようなものであったのかを探り、それまでの関東州・満鉄付属地での教育との関連性について考察する。

第一章 関 東 州

第一節 初等教育

1. 中国人向け

関東州における中国人初等教育は、主に公学堂と小学堂、蒙学堂を経て設置された普通学堂によるものの二つが挙げられる。この様子について時代を追いながら、まずこの関東州における中国人初等教育の始まりとも言える南金書院私立小学堂の設置からみていく。

当時日露戦争中の軍政下であった満州では、兵站補給工作、占領地における実効支配の確立などのために、軍務として「民心ヲ鎮撫⁽³⁾」することが「満州軍政委員派遣要領」によって定められていた。それに基づいて金州軍政署でも教育工作に着手し、1904(明治 37)年 11 月に南金書院私立小学堂が設立された。

南金書院私立小学堂の主な特徴は、まず一つに日本に対する民衆の反発をおさえるため、経営を地元の中国人有力者に委ね「官立」ではなく「私立」という形で設立したこと、次に当時農村で毀学(学堂打ち壊し)暴動が起こり、「新学」に対して強い抵抗運動が起こっていた⁽⁴⁾ため、科挙の模擬試験を行っていた旧来の「南金書院」という名称を受け継ぎ、「新学」授業も極力少なくして行っていたことなどが挙げられる。これらの特徴から、この南金書院私立小学堂での教育は、清国政府制定の「清国奏定学堂章程」に準拠して行われることとなり、日本の設置した初等教育機関でありながら、中身は中国人の科挙の伝統に基づく一定の文化水準をもつ旧来の書房教育そのものとなっていた。このように私立機関であったためか、ここではまだ教育の中身として積極的な植民地教育は行われていなかったといえる。

だが、1905(明治 38)年 5 月行政事務がそれまでの軍政署から関東州民政署に移されると、それを機に占領地行政を始め、関東州において公的な教育機関の設置にとりかかることとなる。これに応じて大連公学堂、旅順学堂が先立って創設されたが、同年 9 月に日露講和条約が結ばれ、さらに同年 12 月の「満州に関する日清条約」(日清善後条約)と付属地協定の調印によって、日本の関東州の租借及び東清鉄道南部の継承が承認されると、いよいよ関東州の植民地経営に本格的に乗り出すこととなる。

そして 1906(明治 39)年 3 月に関東州の中国人教育を整備するために「関東州公学堂規則」が公布される。「関東州公学堂規則」は、台湾の植民地教育に従事した経験をもつ旅順学堂学舎長中堂謙吉や大連公学堂学舎長浅井政次郎による公学堂教育を、関東州民政長官石塚英蔵ら台湾出身の官僚の方針に沿って体系化したものといえ、全体としては 1904(明治 37)年 3 月に改正された「台湾公学校規則」に準じたものとなっている。

ただ、台湾と関東州には領土と租借地という大きな違いがあった。そのため第一に期限付きの租借地である関東州においては、台湾のように国民精神の涵養を趣旨とする教育は出来ないという認識から、改正「台湾公学校規則」にある「国民タルノ性格ヲ養成シ⁽⁵⁾」

という文言を削除していること、第二に日本語教育の位置づけについて台湾では国語として教えていたのに対し、関東州はあくまで清国固有の領土であり、国語として強制するのは難しかったこと、第三に漢文（中国語）の位置づけとして改正「台湾公学校規則」では随意科目として扱っており、むしろ教えないほうが良いというような方針がとられていたのに対し、まだ完全な統制がされておらず、毀学など「新学」に対しても反発が強かった関東州においてはそのような「言語同化政策」は行えなかったことなど、いくつか変更がなされた。

このように「関東州公学堂規則」は、「台湾公学校規則」に準じ、初めて本格的な公的初等教育機関規則として公布されたが、租借地教育という特殊な状況から独自の教育方針が「公学堂規則」の改正によって徐々にうちだされていく。

一部改正を除くと改正は1908(明治41)年8月（第一次改正）、1915(大正4)年3月（第二次改正）、1923(大正12)年3月（第三次改正）と全部で三回行われており、その各改正によって変更された点をまとめておく。まず、重要な変更点として挙げられるのが、日本語の配当時間を減らし、代わって漢文（中国語）が増やされたことである。これは第一次から第三次改正全てにみられることであり、排日感情が根強かったことによると考えられる。第三次改正時には「漢文」の名称を「中国文」とし、教科目順位を日本語の前にもってくるまでに至っている。ほかに主な変更点として挙げられるのが、第二次改正で六年一貫制であった公学堂教育を初等科4年、高等科2年に分け、後にも述べるが同年6月に設置される普通学堂と公学堂高等科の連結をはかったことである。しかし実際には普通学堂卒業者は総じて学力不足であり、第三次改正では高等科のための予科を設置している。

次に公学堂とともに関東州において中国人初等教育機関として設置された小学堂、蒙学堂そして後の普通学堂についてみていく。南金書院私立小学堂・大連公学堂・旅順学堂が設置され、関東州における中国人初等教育が始まったが、志願者は少数であった。その原因は、当時中国人が近代的学校教育になじめなかったこと、ロシアに代わって支配者となった日本への抵抗感があったこと、経済的余裕がなかったことなどが挙げられる。これらの理由もあり、依然として関東州各地に点在していた、科挙の伝統に基づく一定の文化水準をもつ私塾である書房が中国人教育の主軸となっていた。

ここで関東州当局は、日本の教育制度を浸透させるためにはこの書房教育に代わる、公学堂より簡易な初等教育機関の必要性を感じ、旅順・大連管内に小学堂、金州管内には蒙学堂を設置することを決める。小学堂と蒙学堂の名称の違いには、当時の旅順公学堂長中堂謙吉・大連公学堂長浅井政次郎と公学堂南金書院院長心得岩間徳也の教育方針の違いが表れており、前者の小学堂では公学堂教育の初等課程に準じた教育を目指したのに対し、後者の蒙学堂ではより実用的な実業教育や農業教育を目指していたことからである。

この小学堂・蒙学堂の設置により、学堂数（小学堂・蒙学堂数）は1910(明治43)年の22校から1914(大正3)年には76校に増加し、また書房数は1909(明治42)年の634校から1914(大正3)年には76校にまで激減している⁽⁶⁾。このような意味では、関東州当局の

書房の規制を行いながら小学堂・蒙学堂の初等教育を普及するという政策が成果を収めたといえる。しかし、小学堂・蒙学堂は民政署・民政支署・出張所の下部組織である「会」によって運営されており、運営経費もほとんどが「会」による負担だったが、この負担が徐々に大きくなっていったことから1913(大正2)年以降は学堂数の増設は停滞状態に陥っている⁽⁷⁾。また、教員の質の問題や中途退学者の問題、そして基本的な内容は同じとはいえ、関東州内に蒙学堂と小学堂が併存しているということも、初等教育機関を整備する上で問題になっていた。

これらの経緯から1915(大正4)年6月「関東州普通学堂規則」が公布され、旅順・大連の小学堂と金州の蒙学堂を統一した普通学堂が設置される。この「普通学堂規則」をこれまでの「蒙学堂規則」と比較し主な特徴を挙げると、まず一つに総則において「日本語ヲ教授シ⁽⁸⁾」という文言が削除されていること。二つ目に普通学堂の許認可権を民政署長から関東都督に上げ、設置に関しても「私立」を全面的に認めず、「会」「村」を経営母体とする「公立」のみとしたこと。三つ目に修業年限を3年から4年に延長したこと。そして四つ目には教科目に日本語を残し、各民政署長によって随意科目を加えることを認めていることである。

これらから読み取れることは、関東州における初等教育機関をより整備しようとする試みである。修業年限を延長したのは公学堂初等科の修業年限4年に合わせ教育内容も近づけることで、普通学堂から公学堂高等科への連結をはかったものであった。このことは総則から「日本語ヲ教授シ」という文言を削除しながらも、日本語を教科目に残したことにみられ、普通学堂教育を公学堂初等科教育と位置づけ、関東州における教育体系を確立しようとしていたと考えられる。また許認可権を関東都督に上げ、設置に関して「私立」を全面的に認めなかったのも、関東州の教育方針を統一し、書房に対しても関東州全体として明確に規制しようとするものであった。

このように関東州の中国人初等教育は、初期には台湾の植民地教育に範をとり、日本語を使用した同化主義教育が目指されたが、徐々にこの教育方針は関東州の租借地という特殊な状況に合わせ、中国語教育を認めるなど柔軟に反発を抑えながら教育政策を進めるといった形がとられるようになった。そして初等教育機関もその政策が進むにつれて、体系化され整備されていったといえる。

2. 日本人向け

本論「はじめに」でもすでに述べたとおり、関東州については、その捉え方について法学者の間で諸説あったが、「関東州租借地は国際法的には中国の領土であるが、日本の主権が及ぶ領土に準じる地域」という解釈が一般的であった。そのため、「内地学校令ノ遵守」が重んじられ、教育だけでなく行政全般にわたって「内地延長主義」の傾向が強かった。1906(明治39)年3月、「関東州小学校規則」(大連民政署令第十三号)が公布された。これは、1900(明治33)年8月に公布された、内地の改正小学校令に準じたものであった。また

当時関東州は、財政の 8 割近くを内地からの特別財政に頼る脆弱な基盤しかなかったため、義務教育制度を導入していなかった。

1908(明治 41)年 2 月、「関東州小学校規則」が改正された。改正点として、1907(明治 40)年 3 月に内地の「小学校令」が一部改正され、「尋常小学校ノ修業年限ハ六箇年トス、高等小学校ノ修業年限ハ二箇年トス、但シ延長シテ三箇年ト為スコトヲ得」と改正されたこと、また尋常小学校の教科目に日本歴史・地理・理科が加わり、女子には裁縫が加わったことが挙げられる⁽⁹⁾。また、旧「関東州小学校規則」では授業料徴収の規定はなかったが、改正と同時に「関東州小学校授業料規則」(府令第二十号)が公布され、尋常小学校は月 30 銭、高等小学校は月 50 銭を徴収することになった。更に、1908(明治 41)年 3 月の府令第十二号で、小学校において加除すべき教科目が「尋常小学校及高等小学校教科目ニ手工、高等小学校ノ教科目ニ英語及商業ヲ加フ 英語及商業ハ之ヲ随意科目トナスコトヲ得」と定められた。そして 1912(明治 45)年 3 月の府令八号で、小学校教科目が「尋常小学校ノ教科目ニ手工ヲ加フ 高等小学校ノ教科目ハ小学校令第二十条第二項ノ外、英語ヲ加フ 英語ハ随意科目トス」と再改正された。高等小学校に随意科目として英語が配当されたが⁽¹⁰⁾、中国語は現地であるにもかかわらず随意科目としても配当されなかった。

関東州における修身科の教育は、「忠君愛国」「勤労の尊重」「自治の訓練」「中国人との提携」を主な目標としていた。更に、「外地」ということから希薄になりがちな、日本国民としての道徳を教化しようとし、内地の生活習慣を身に付ける機会が少ないということから、特に日本的な作法教育が重視された。

国語科は、その内容から読み方・綴り方・書き方の 3 つに分けられる。読み方は、小学校創設当時は、まず教師が朗読し、生徒がそれについて輪読し、教師が内容を解説し、生徒が更に輪読するというものであった。その後には、まず文章の趣旨を把握させ、それから文章・文字に及ぶという方法と、まず文章・文字を与え、それから文章の趣旨を把握させるという 2 つの方法が併用して行なわれていた。大正期に入ると、文章の形式が重視され、形式にかかわる語法・修辞・構成などの理解が重視されるようになった。更に時代が進むと、「新教育」の方法が取り入れられ、従来の語法・修辞法を特に取り上げて教えることを排斥し、語法・修辞法は注的に与えるものではなく、生徒自らが自然に身に付けるものであるという考え方が主流になった⁽¹¹⁾。綴り方は、生徒の生活に密着した教科目として重視され、「自作」「自由発表」に重点を置くことが強調された。1921(大正 10)年頃から課題主義を排して自由課題を取り入れ、表現も生徒の自由に任せるようになった。書き方については、小学校創設期は文部省編纂の『尋常小学校書方手本』を用いて毛筆教育が行われていたが、1919(大正 8)年頃から実用主義が重んじられ、翌年には尋常小学校第 1 学年では毛筆を排して硬筆にすると決められた。その後更に実用主義傾向が強まり、書体は楷書、形式は縦書きだけでなく横書きも練習させることになった。

1932(昭和 7)年、満州国が成立し、1937(昭和 12)年 11 月、「日本国の満州国における治外法権の撤廃及び満鉄付属地行政権の移譲に関する日満条約」を締結、翌月実施の結果、

満州国における日本の行政権は喪失した。しかし、日本人子弟の教育行政権は当分の間日本側に保留されることとなったので、小学校は以後在満日本大使館教務部の管轄の下に、在満学校組合で経営されることとなった。1941(昭和16)年4月、日本内地において国民学校令が施行された。これによって、初等教育は従来の小学校に代わって国民学校において実施されることとなった。これに応じて、関東州における小学校も国民学校の制度に改められ、同年4月関東局令第四十号をもって制定された関東国民学校規則により、関東州内の国民学校についての諸規則も整えられた。そして1943(昭和18)年4月、在関東州及満州国帝国臣民教育令が公布され、また同月関東局令第三十五号関東州国民学校規則の制定があって、同年4月1日以降初等教育は内地の国民学校令に依り行われることになった。これにより、それまで就学を強制されていなかった小学校教育は、以後内地と同様義務制となった。

本研究では、先のとおり関東州内の初等教育を中国人教育と日本人教育に分けて述べたが、これらの教育の中で日中共学が存在していたかについて述べておく。

基本的に初等普通教育に関しては日中人分離主義を採っており、これは中国人に対する教育上の差別をするものではなく、日本人に対する国民教育と、外国人たる中国人に対する教育とは教育上重大な差異があることのみならず、言語や風俗、習慣を異にする中国人に対して効率よく實際生活に適切な智識技能を授けるには、分離して教育することがよいと考えられたからである⁽¹²⁾。この分離主義は、それぞれの教育機関の「規則」においてもみられ、前述した公学堂・普通学堂の「規則」には「支那人」、小学校の「規則」には「内地人」の児童に対する教育機関であることが記されている。このように「規則」で記されている以上は原則として他の入学は認められないが、教育に支障のない限りにおいては例外として、中国人を日本人教育の学校に、また土地の状況や学校の種類によっては日本人を中国人教育の学校に入学させることも許していた⁽¹³⁾とされている。

第二節 中等教育

日本統治下の関東州における中等普通教育は、日本人子弟向けと、中国人子弟向けの大きく二つに分けることができる。そしてさらに、当時は男女別学であったため、それぞれ男子校と女子校に区別できる。

全体を通して言えることとして、一つ目は生徒の就学状況がその時々々の政治状況に大きく左右される点である。日本の「対華二十一ヶ条要求」に対する排日運動の起こった1915(大正4)年や、五・四学生運動の翌年の1920(大正9)年などは、受験者数は減少し、中途退学者は増大した。二つ目は校則が「内地」の中等学校に準拠している点である。中国語の授業があるなど若干の差異は見られるものの、教科目も基本的には「内地」の中等学校と同じであった。それが指し示すのは、関東州の中等普通教育が旅順工科学堂や南満医学堂、もしくは「内地」の上級学校に進学するための予備教育を主眼に運営されていたということである。そのため日中男子は共通して進学率が高い。また日本人子弟は男女共

に「内地」の中学校との転学が認められていたので、政治的不安が高まるとさっさと帰国してしまう場合が多かった。

1. 中国人向け

まず中国人子弟男子について見る。初期の関東州における中国人に対する中等普通教育は、日本人中学校に入学させるという「共学制度」がとられていたが、実際は日本人と同じ条件で受験し入学できる生徒は極めて少数で、教育内容についても全く配慮されておらず、中国人の中等普通教育はほとんど顧みられていなかった。

1921(大正 10)年 3 月、旅順中学校に支那人学級が設けられることになり、中国人教育が分離された。これは公学堂卒業者の増加や反植民地運動の高揚によって、日本が植民地政策の転換を迫られた結果といえる。支那人学級に対しては日本人生徒とは異なる課程が設定された。1924(大正 13)年 3 月、旅順中学校の支那人学級を独立させ、中国人中等普通教育機関を新設することとなった。そのため旅順中学校を旅順第一中学校と改称し、中国人子弟のための教育機関を旅順第二中学校とした。教育方針は、中国古来の儒教思想を前面に打ち出し、徳育を重視した。それは「同化教育」が逆に中国人の民族的自覚を高め、排日運動に共鳴する恐れがあるためであった。

次に中国人子弟女子についてだが、1925 年の段階で中国人女子生徒の中等教育機関は、旅順師範学堂女子部と中華女子技芸学校の二校に限られていた。この二校はどちらも実業学校であるためここでは取り上げず、実業学校他の項目において後述する。

2. 日本人向け

まず日本人子弟男子について見る。1909(明治 42)年 5 月、旅順に関東都督府中学校(後に旅順中学校と改称)が開校した。当時としては「満州」における最高学府であり、最初の日本人中等普通教育機関であった。中国人生徒の入学も認めてはいたが、実際の入学試験、教育課程などは全て日本人男子のための学校であり、中国人男子にとっては「開かれた門」とはいえ入学することは極めて難しかった。

教育内容は上級学校へ進学するための準備教育に充てられていたといっても過言ではなく、入学時から「受験準備ニ忙殺セラレル⁽¹⁴⁾」学校生活が始まった。放課後、日曜日も教員が補習授業と称して、受験準備のための授業が行われた。受験に失敗した浪人生は、学校が経営する補習科と呼ばれる予備校に通い、翌年の受験準備に備えた。さらには寮に特別自習室を設け、深夜も使用できるように受験生に便宜を与え、担任教員は授業終了後も寮を回って補習を行い、口答試問の練習までやっていたという。教科目が「内地」の中学校と比べ英語・数学が 1 時間多くなっているのは、おそらく受験科目である英語・数学の配当時間を増やし、受験に備えたものと考えられる。

次に日本人子弟女子について見る。1910(明治 43)年 7 月、女子中等普通教育の先駆けとなる関東都督府高等女学校が開校した。入学資格について校則には下記のように定められ

ている。

第九条 第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十二年以上ニシテ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ但シ尋常小学校ノ課程ヲ卒業サル者ニ就キテハ試験ニ依リ其ノ学力ヲ検定ス⁽¹⁵⁾

基本的には尋常小学校を卒業した日本人子弟を受け入れていたようだが、条件次第では中国人子弟でも入学できると言えなくもない。しかし実際は前述したように中国人女子生徒の中等教育機関は、旅順師範学堂女子部と中華女子技芸学校の二校のみだったので、この条文は建前であり、関東都督府高等女学校は日本人の学校であったと捉えていいだろう。

教育方針として、「強健質実にして且つ優雅なる女性を養成するに在り。故に常に身体と精神との健全なる発展に留意し、質素を尚び儉約を重んじ勤勞奉仕を醸成し、高尚優雅なる情操を涵養し、強く正しく且優しき満州の婦人として邦家の興隆に貢献せしめんことを期す⁽¹⁶⁾」ということが定められていた。本来は国家観念に基礎を置いた良妻賢母の育成を目的にしたものであったが、実際は良家の娘に西洋的教養を教える場となっていた。当時の高等女学校に対して、『南満教育』に次のような文章が載っている。

今日の女子教育は余りに貴族的であり、余りにブルジョーナ式である。高女に在学する何れの生徒もが、恰も小説中に散見する我儘育ちの令嬢の如く殆んど生活苦を超越し、門を出づるに自動車あり、頗使するに下卑下男あり、避暑避寒するに別荘を有し、家庭に在りてはピアノを習ひ、茶の湯插花に精進し得る有閑階級を対象として居るように思はれる⁽¹⁷⁾

彼女たちの生活空間は「外地」というより「内地」といった方が適当な状況にあった。中国にいることを意識しないで済む日本人社会で暮らし、会話するのも家事賄いの中国人くらいで、ほとんどの中国人とは接触することなく「満州」で暮らしていた。

3. 実業学校他

i) 実業教育

19世紀末の日本では、資本主義経済の発展に適応した職業教育体系を構築し、職業教育を発展させていくことが富強国家を構成する無形資本であるとみなされていた。日本による関東州の租借後、中国人の教育においても職業的・実務的教育を重視していくこととなる。

関東州の実業教育の特徴は、農業に重点を置いたことであった。日本が関東州を租借した時期は、ちょうど日本の国内が経済危機に直面していた時期でもあった。日露戦争を経験したことで日本国内は原料が不足し、増税による圧迫も重なって農業生産が著しく落ち

込み、農民は極度に困窮していった。租借地からの食料供給を以ってしても日本の国内市場や戦争上の必要を満たすことはできず、食糧問題の解決は日本政府の重要問題となっていた⁽¹⁸⁾。このため関東州には「農業増産」の役目が期待されたのである。公学堂南金書院の岩間徳也は、教育によって農業技術を普及し、生産を上げることによって生活を向上することができるという考えのもと、早期から南金書院で農業教育を重視していた⁽¹⁹⁾。南金書院が建てられた金州地区は関東州の耕地面積の 77.3%を占める広大な農業地域であり、中国人子弟の親たちの大半が農民だった。農業教育に適した立地だったと言えるだろう。岩間の働きにより、まず 1909(明治 42)年に公学堂南金書院師範部に「農業」教科目が加わり、1915(大正 4)年には男子部に農業部の補習科が設置された。金州地区で前例の無かった養蚕の試験栽培に効果を上げるなどしたものの、毎年の卒業生は 4、5 名と低調だった。これは、学校で農業を教えるということに保護者の理解を得られなかったこと、保護者に地主・富裕農民が多く、自ら農業を行なう者が少なかったことが原因である⁽²⁰⁾。しかし補習科設置から 7 年が経ち、農業教育について一定の実績があったことが認められるようになったため、1923(大正 12)年に補習科農業部を独立させ、金州農業学堂を南金書院内に開設した。また同年、大連公学堂補習科にあった商業部も同様に独立させ、大連商業学堂として開設された。この背景には、この頃内地で実業教育の拡充政策が進められており、それに足並みを揃えるかたちで開校が急がれたという事態があった。ともあれ、ここに至って初の中国人子弟に対する実業学校が開設されたのである。開校と同時に公布された「金州農業学堂規則」によると、次のように定められていた⁽²¹⁾。

第一条 金州農業学堂ハ支那人ニ農業ニ関スル須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 農業学堂ノ就業年限ハ三年トス、農業学堂ニハ専修科ヲ設置スルコトアルヘシ専修科修業年限ハ一個年以内トス

第三条 農業学堂ノ科目ハ修身、中国文、日本語、数学、物理及化学、博物、法制及経済、体操ニ農業ニ関スル学科トス但シ学堂長ハ関東長官ノ認可ヲ受ケ地理簿記図画手工其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得、専修科ノ学科目ハ関東長官ノ認可ヲ受ケ学堂長之ヲ定ム

第十二条 第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ公学堂高等科ヲ卒業シタル者又ハ学堂長ニ於イテ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス専修科ニ入学スルコトヲ得ル者亦同シ

農業学堂の卒業生たちは過半数が農業の熟練作業員(技補)となり農業指導にあたった。そして、1927(昭和 2)年からは日本人子弟もこの農業学堂に入学している。関東州の気候・風土、農作物の種類及び耕作法などが内地と著しく異なり、入植者は日本式の農法では成果を上げることが出来ないことに自覚的になり、在来の農業技法を学びたいという希望か

ら日支共学が実現したのである。

先に触れた大連商業学堂も教科目を除いては金州農業学堂規則とほぼ同じ規則で運営されていた。商業学堂の卒業生の進路は、金融・会社関係や商店自営業が多かったが、就職地のほとんどが関東州内に限られていた。関東州以外では排日運動が激しく、公学堂を含めて日本の学校の卒業者は拒否される傾向にあったためである。また、大連商業学堂内部でも日本の植民地教育に反対する生徒の意識が強く、五・三〇事件への抗議運動⁽²²⁾や、村上学堂長排斥運動⁽²³⁾が起きている。中国人実業学校として他に、1925(大正 14)年に中華女子技芸学校⁽²⁴⁾、1932(昭和 7)年大連大同女子技芸学校と改称)、1935(昭和 10)年に大連市立協和実業学校⁽²⁵⁾が設立された。

一方で、日本人に対する中等実業教育は中学校・高等女学校などの他の中等普通教育に比べると遅々とした始まりであった。その理由として、関東州当局の幹部の中には、実業教育の重点は中国人、普通教育の重点は日本人に置くと考え風潮があり、保護者の間でも小学校卒業後は子女を中等普通学校に進学させようとする者が多く、満州で実業教育を受けさせようとする者は少なかったことなどが指摘されている⁽²⁶⁾。1935年の時点で、関東州内に於ける日本人実業学校は、大連商業学校・大連女子商業学校・大連工業学校・大連市立実業学校の4校であった。なお、大連商業学校は1912(昭和 45)年から中国人生徒の入学を認めており、第一学年から第五学年まで各学年に1、2人が在籍していた⁽²⁷⁾。

ii) 師範教育

19世紀後半、洋務運動が勃興した清は、近代教育を基礎とする「新学」を担える教員養成のため、日本の教育制度の導入、日本人教習(教員)の招聘、留学生の日本派遣などを行なった。清の滅亡に伴いこの洋務運動は断絶するが、日本の関東州租借によって日本主体の教育政策が行なわれるようになる。1910(昭和 43)年、普及しなかった公学堂の代替として、関東都督府は初等教育普及のため小学堂・蒙学堂を開設した。ここでの教育を行なうにあたって、担当する教員をどう確保するかという問題が生じるようになる。日本の師範学校などで学んだ者を中心に教員が採用されていたが、中国人教育の経験を持ち、ある程度の中国語ができる日本人教員は限られていた。また、小学堂や蒙学堂が開設された当初は、教員に旧来の書房教員をそのまま採用するケースも多く、書房の旧来的教育方法がそのまま持ち込まれることもあった。それでもなお教員数が不足する場合には読み書きができるだけで教員になることもあり、教員の質が問題視されるようになった。そこで、中国人教員を現地で養成して中国人教育に当たらせることになり、こうして関東州に於ける師範教育は始められることになったのである。

1908(昭和 41)年、中国人に対する初めての師範教育として旅順公学堂速成科に師範部が設置される。修業年限2年、生徒に給付金の支給があり、教員として日常生活の規律を養うことを目的に全寮制であった。教育内容は、修身・教育学(教育理論、実際授業など)・日本語・漢文・歴史地理・理科・数学・習字図画・唱歌体操。入学者は毎年10人前後で、

1913(大正2)年からは女子の入学も認められるようになる。これは公学堂高学年の男女分離授業が検討され始め、公学堂への女子就学率の増加が見込まれたためである。そして旅順公学堂師範部設置の翌1909(昭和42)年には、公学堂南金書院に師範科が「蒙学堂教員養成所」という名称で設置される。同時に公布された「蒙学堂教員養成所規定」に定められたところでは、修業年限1年、書房教育を含み7年以上就学した者が入学対象、教育内容は日本語・算術・理科・体操・教育(各科教授法、学校管理法、学校衛生)・実習で、修身・漢文は既習とみなされ教授されなかった。この蒙学堂教員養成所の卒業生のほとんどが蒙学堂の教員となったが、書房式の旧学をふるう者もいたために1910(明治43)年「蒙学堂正教員認定規定」が定められ、養成所を卒業した者は有効期限3年間の仮免許証が渡されるようになった。3年間の試用期間のうちに正教員となる合否を判定しようという意図である。以上言及してきた旅順公学堂速成科師範部と蒙学堂教員養成所は1916(大正5)年に合併し、旅順高等学堂師範科となる。同時に蒙学堂は普通学堂に改組された。1916(大正5)年に設置された旅順高等学堂師範科は、「旅順高等学堂規則」によると修業年限3年、「公学堂高等科卒業生」が入学対象、全寮制、定員30人、給付金の支給があった。教育内容は従来規則と同じだったが、旅順高等学堂規則改正後には日本語を国語と称し、国語・漢文をまとめて配当している。あえて国語という表現をとったということは、「同化主義」教育の傾向が強まったことを示すものといえるだろう。卒業生の進路は本来の目的である普通学堂教員・公学堂教員に61.2%の卒業生が就き⁽²⁸⁾、残りは教職服務規程に違反し罰金を払って会社員・官公吏になっている。第一次世界大戦の好景気が後を引いているなか好条件の就職口が多く、あまり給与の多くない教員より会社員を希望した卒業生が少なからずいたことも理解できよう。この旅順高等学堂師範科は1918(大正7)年に独立して旅順師範学堂となる。学堂長に着任した津田元徳が女子教員養成の必要性を訴えたことにより、1920(大正9)年女子部が設置されることとなった。同年公布された「旅順師範学堂規則」の内容は次の通りである。修業年限3年(女子部は2年)、入学資格は16歳以上25歳以下で公学堂高等科卒業生又は同等以上の学力を有する者、学費が官費で賄われ給付金も支給された代わりに5年間の教職服務規程が義務付けられていた。生徒数は受験者60~200人、入学者35~50人、卒業生27~50人で⁽²⁹⁾、中国の排日運動の影響で増減した。学内でも度々ストライキが起こされ、そのような生徒が除籍処分となる事件が多発したこともあった⁽³⁰⁾。満州国成立後の1932(昭和7)年になると、この師範学堂と旅順第二中学校が合併して旅順高等公学校師範部と改組される。

関東州に於いては従来日本人に対する師範教育機関がなく、内地の教員を採用していた。それが1920(大正9)年になって旅順師範学堂内に日本人教員養成部を付設し、修業年限1年の本科・研究科を置き、中国語や満州事情などが教授されたうえで卒業生の多くが小学校訓導として任用されていたが、わずか3年で本科は廃止された。内地で系統的な師範教育を受けてきた者に比べ、現地でわずか1年間の速成の師範教育を受けただけの教員は、教職の質において差があったことが明らかになったことなどが理由に挙げられている⁽³¹⁾。

女子教員については 1929(昭和 4)年旅順高等女学校内に修業年限 2 年の補習科を付設して高等女学校卒業生を収容し、関東州初等学校教員の資格を与えていた。

iii)共同語学学校

1906(明治 39)年 1 月、日本人に中国語を教え、中国人に日本語を教える日中共同の語学校として、遼陽日清語学校が開校した。遼陽日清語学校の設立趣意書には、当時の中国での日本人社会が商業的に「活況」であったことから、その必要性のもとに開設されたと書かれている⁽³²⁾。また「遼陽日清語学校規則」によると、生徒は毎月 3 日までに銀 50 銭を納付することが定められている⁽³³⁾。授業時間は週 12 時間、3 ヶ月で修了となっていた。開校当時は日本人 47 人が中国語を学んでいた。中国人生徒と同じ校舎で勉強するという方法を取り、日中の生徒に「互ニ親密熱心ニ言語ノ練習智識ノ交換ヲナス(教則)」ことを求めていた⁽³⁴⁾。生徒数は、多いときは 100 人を越える入学者がいた。1906(明治 39)年 5 月、関東都督府は遼陽から旅順に移り、遼陽の在留日本人が減少したため閉校になった。

1910(明治 43)年 9 月、東洋協会満洲支部⁽³⁵⁾によって、旅順語学校が開設された。同校には、日本人に中国語を教えるクラスと、中国人に日本語を教えるクラスとがあり、他に英語・数学・簿記の授業があった。修業年限は 2 年(1914 年以降は 1 年)となっていた。開設当初は入学者数 255 人、そのうち清語(中国語)科の在籍者は 90 人であった。1911(明治 44)年 10 月、第 1 回生として清語科 35 人、英語科 32 人、日本語科 2 人、計 69 人が卒業した。1919(大正 8)年の記録によると、在籍者 249 人中、清語科 105 人、英語科 53 人、日本語科 20 人、簿記科 17 人、数学科 49 人であった⁽³⁶⁾。中国語は、現地の実用性から考えて、履修者が多いのは当然であるが、英語の受講者の数も多い。これは、内地の上級学校を受験するための準備として受講するものが多かったためである。また、中途退学者・中途入学者が多く、『東洋時報』には「当地の情勢よりして生徒は多数年長者にして諸官衙奉職中其暇間を以て在学するものなれば生徒の異動あれば今後亦免れざる所」と書かれている⁽³⁷⁾。

大連語学校は、1920(大正 9)年 2 月「日支青年子弟に実用適切な諸国語を教授すると共に、世界的智識の普及を目的」として、関東庁翻訳官の岡内半蔵によって創設された。同校は、支那語科・英語科・日語科・露語科が置かれ、後に仏語科・独語科が加えられた。修業年限は予科 1 年・本科 2 年・研究科 1 年となっていた。生徒数は、支那語科 197 人、英語科 301 人、日語科 79 人、露語科 38 人で、中国語に比べ英語を学ぶ生徒のほうが多い⁽³⁸⁾。これは、岡内の専門が英語教育であり、創設の頃は中国語教育よりむしろ英語教育が重視されたことによるものである。また、旅順語学校と同じように、内地の上級学校を受験するための準備として英語を受講する者が多かった。

第三節 高等教育

関東州に創設された高等教育機関としては、1909(明治42)年に旅順に設置された旅順工科学堂(のちに大学昇格、旅順工科大学となる)が挙げられる。この節では、旅順工科学堂が設置された背景や教育内容等を追うことで、関東州での教育における役割と、植民地支配への実効性を探っていく。

初代満鉄総裁である後藤新平は、「文事的施設をもつて他の侵略に備へ、一旦緩急あれば武断的行動を助くるの便を併せて講じ置く⁽³⁹⁾」という「文装的武備」を、植民地経営に必要不可欠と考えていた。内地からの移住民に永住心を起こさせ、植民地経営を安定させるためには学校や病院などの文化施設が必要であるとの考えが、旅順工科学堂の建設に影響している。それに併せて、位置の偏狭さと港湾埠頭の狭隘さにより貿易港になれず、日露戦争後に衰退した旅順という都市を、「学都」とすることで活性化させることも念頭に置かれていた。

関東都督から政府に提出された「旅順工科学堂創立覚書」ではさらに、ロシア権益を割譲した租借地に「抜ク可カラサルノ勢⁽⁴⁰⁾」、つまりその土地に文化的価値のある施設を置くことによって、実効支配を確立し、欧米列強の日本に対する非難を払拭することが目的とされている。いずれにせよ、教育施設をもって植民地支配をより強固なものにしようとする狙いが見て取れる。特に旅順工科学堂では、創設当初の学生は全て日本人であり、関東州の教育水準を高めることは二の次であったようにも見える。ただし「本邦学生ヲ主眼トシ外国学生ノ入学ヲモ許可スル⁽⁴¹⁾」という姿勢は、主に現地中国人に教育を施そうとする後藤の考えと必ずしも一致するものではなかった⁽⁴²⁾。

1909年5月に「旅順工科学堂官制」が公布され、白仁武民政長官を学長として旅順工科学堂は創設された。1910年から授業が開始されたが、上記の通り、当初の学生は内地の各県中学校から推薦された日本人しかおらず、全て日本語で授業が行われるカリキュラムの中で、規則の上では入学が許可されている中国人は事実上入学できない仕組みとなっていた。帝国議会では工科学堂の必要性を問う指摘が創設以前からなされており、中国人が入学していない現状に対しては「日本人のための高等教育機関を旅順に設置するのは意味がない」という批判が出された⁽⁴³⁾。これに対応するために、中国人に対して日本語予備教育を行う予科(工科学堂付属ではなく旅順高等学堂という中等教育機関の形態をとった)を1916(大正5)年に設置することとなる。

ところが、30人の募集定員に対して初年度の入学者は2人、同年10月に追加募集として半ば強制的に入学させた12人も翌年には大半が退学するなど⁽⁴⁴⁾、この予科が設置当初から中国人に魅力あるものとして受け入れられたとは言えない。その理由として竹中は、「対華二十一カ条要求」に反対する排日運動、第二節でも述べた関東州における中等教育機関の未設置(すなわち受験資格を持つ者が地域にいなかったこと)、中华民国政府による工科学堂の卒業資格不認可などを挙げている。なお、教科目については一年前期において日本語・英語の語学教育を重点的に行い、一年後期から徐々に数学・理科などの工科学堂

への準備教育が比重を増す仕組みとなっているが、この授業時間数では日本語未習者が授業を受けるに足る能力を身につけることは出来ないと指摘されている⁽⁴⁵⁾。

予科 2 年の修業年限修了を待って、1918(大正 7)年から中国人学生が工科学堂に徐々に入学し始めた。以下に 1918 年以降の中国人学生の比率を示す。

	1918	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中国人学生 の比率 (%)	2.2	9.1	14.6	16.7	20.1	26.4	30.2	28.7	16.9	15.3	14.7

(前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』185 頁、一部は同 181 頁を基に萩原雅が補足)

1924(大正 13)年までは順調なペースで中国人学生を増やしてきているが、翌 1925 年から減少に転じ、1926 年には大幅に減少しているとともに退学者も 49 人に上っている。その原因として竹中は、「五・三〇事件」を筆頭とした排日運動の高まりの影響を受けたことと、その中国人勢力を優勢にする中国人教育は不要であるとする意見が関東庁・満鉄内部に広がったこと、さらには中国の国内事情の悪化といった要因を挙げている⁽⁴⁶⁾。

なお、卒業後の進路であるが、工科学堂創設直後である 1913～16(大正 2～5)年の卒業生と、創設から 20 年経った 1929～31(昭和 4～6)年の卒業生との就職地を比較すると、「満州」に就職した卒業生の割合が 39.8%から 61.3%に向上している。当初の「移住民の永住心のため」という設置目的と合致しており、「満州」経営のための人材育成という観点からすると植民地政策上一定の成功を収めたと言える。

1920 年頃、原内閣の高等教育制度拡張という方針の下、内地では専門学校の大学昇格が次々に行われており、その流れを受けて工科学堂でも大学昇格を求める声が上がっていた。外地での大学昇格の認可を得るには現地人教育が一つの評価点となることから、「日支共学」を強調する方針が立てられており、予科・本科の中国人入学志願者の増加を助けた。1922(大正 11)年 3 月に大学昇格が閣議決定されて、旅順工科大学に昇格、第二次世界大戦終戦後の 1945(昭和 20)年 9 月に大学閉鎖となるまでの 20 余年間存続した。

第二章 満鉄付属地

第一節 初等教育

1. 中国人向け(～1922年)

満鉄付属地の教育は、1906(明治39)年に出された通信・大蔵・外務三大臣の満鉄に対する「政府命令書⁽⁴⁷⁾」に基づき、満鉄が経営母体となって行うことになったため、教育機関は「社立」として運営されることになった。

当時、満鉄は中国人教育に対し消極的だった。付属地における中国人学齢児童数が、関東州に比べ少なかったこと⁽⁴⁸⁾、ロシアから引き継いだ鉄道事業で経済的に余裕がなかったことにより、中国人教育は満鉄の管轄外であるという「政府命令書」の解釈が主流になっていた。

しかし満鉄付属地の初等教育は、満鉄の監督機関である関東都督府の教育政策とは不可分な関係にあるため、「政府命令書」に基づいて中国人教育も行うことが要求されていた。そして関東都督府の行政指導もあり、ついに満鉄は中国人教育に踏み出すことになる⁽⁴⁹⁾。

1909(明治42)年6月に蓋平公学堂が開校し、「蓋平公学堂規則」が公布された。蓋平公学堂は、満鉄付属地で最初の中国人初等教育機関であり、当時最も中国人が居住していた蓋平に建てられた。開校時はまだ中国人教育の方針が定まっていない状態だった。

当初、付属地での公学堂運営に不安を抱く者が多かった⁽⁵⁰⁾。子どもが働き手であったこと、中下層階級では経済的に学校に通わせることが困難であったこと、更に保護者の教育に対する意識が低かったことが要因として挙げられる⁽⁵¹⁾。清国全体の状況としても、1909年8月に安奉線の改築工事を断行したことで排日感情が高まっており、公学堂設置によって火に油を注ぐことにならないかという心配もあった⁽⁵²⁾。またすでに蓋平には清国の教育機関が多数あった。特に公立初等小学堂⁽⁵³⁾は1909年2月時点で172校、5258人⁽⁵⁴⁾の生徒がいた。この状況の中で満鉄は中国人教育を進めなくてはならなかった。

そのような中作成された「蓋平公学堂規則」は、一般に公表されずに「通牒」という形で示された。この規則では日本語を教えることを目的として示してはおらず、「日本語ヲ加ヘルコトカ出来ル⁽⁵⁵⁾」と随意科目扱いになっている。これは「蓋平公学堂規則」が日本語を軽視しているというわけではなく、まだ教育方針が明確に定まっていなかったこと、当時の中国の満鉄に対する姿勢が厳しかったことが重なり、必修科目にはできなかったのである⁽⁵⁶⁾。教科、編制など具体的な規則については清国の「奏定学堂章程⁽⁵⁷⁾」に準拠しているのが特徴で、中国の習慣を配慮している部分が多々ある。たとえば、「学級ハ男女ニ依リテ之ヲ分ツ⁽⁵⁸⁾」としていること、学期に太陽暦ではなく清暦を採用していること、休業日に清国皇帝・皇后の誕生日や孔子の誕生日など中国の伝統的祭日を取り入れていることである。入学年齢は8歳以上15歳以下で、修業年限は4年または6年とした。教科は修身、読経講経、漢文、作文、習字、算術、唱歌、体操、図画、手工、歴史、地理、理科と

し、女子には更に裁縫の授業を加えた。また、先にも述べたとおり日本語を随意科目として加えることができた。

付属地での公学堂運営についての杞憂にみられるような、当時の中国の社会情勢の中で始まった中国人初等教育は、1910(明治43)年に組織された初等教育の研究会による方針の決定により次第に変化していくことになる。

1914(大正3)年3月、満鉄教員の研究組織である教務研究会の協議を経て、「南満州鉄道付属地公学堂規則(以下、付属地公学堂規則)」が公布された。「蓋平公学堂規則」の改正という位置づけになっており、中国人教育の明確な方針が決定されて初めての規則と言える。今まで準拠してきた「奏定学堂章程」が、中国の学制の変更と共に「小学校令⁽⁵⁹⁾」となったこともあり、「付属地公学堂規則」が制定されることになった。

付属地小学校教務研究会は1910年4月に初等教育の研究機関として組織された。この機関で蓋平公学堂設置以降の教育方針をめぐって議論され、それをふまえて「付属地公学堂規則」が出された。協議の結果、「蓋平公学堂規則」から変更された部分は①日本語を必修科目とした点、②初等科、高等科を設けた点、③管理責任者を明確にした点、④教科目に実業教育を加え、補習科を設けた点、の4点である⁽⁶⁰⁾。

第一の日本語を必修科目とした点は、最も大きな改正点であると言える。先にも述べたように、「蓋平公学堂規則」では日本語の位置づけを随意科目にしていたが、改正後の「付属地公学堂規則」では「日本語ヲ教フルヲ以テ本旨トナシ⁽⁶¹⁾」と定められ、週8時間配当された。方針が明確に決まったことにより、「総則」の中に記されることになったのである。

第二の初等科、高等科を設けた点は、「蓋平公学堂規則」では修業年限を4年または6年としたただけであったのを、「付属地公学堂規則」では初等科4年、高等科3年とした。

第三の管理責任者を明確にしたというのは、これまで公学堂長に責任がゆだねられていたのを、公学堂所在地の地方事務所主任と規定し、満鉄が直接の経営母体であるよう制度を整えたということである⁽⁶²⁾。

第四の補習科については、初等補習科、高等補習科を設置し、そこで教科目の補習と実業教育を行った。初等補習科の入学条件は、初等科を卒業した者とそれと同等以上の学力を有する者、高等補習科は高等科を卒業した者とそれと同等以上の学力を有する者とされた。

初等科の教科は、修身、中国文、日本語、算術、手工、図画、唱歌、体操とし、女子には裁縫や手芸を加えることができた。男子には農業又は商業を加えることができたのが「蓋平公学堂規則」との違いである。高等科の教科は、修身、中国文、日本語、算術、歴史、地理、理科、手工、図画、唱歌、体操とされた。中華民国の「小学校令」で読経講経が廃止されたことを受け、「蓋平公学堂規則」にあった読経講経を削除し、漢文、作文、習字を併せて中国文としている。

また1917(大正6)年4月、「付属地公学堂規則」は一部改正された。第一の改正点として、規則の名前が「南満州鉄道付属地公学堂規則」から「南満州鉄道株式会社公学堂規則」となり、

学校の経営母体を示す名前に改称されていることが挙げられる。第二の点は公学堂別科を設置したことである。公学堂に入学する条件のない中国人児童⁽⁶³⁾に対して、「日常ニ必須ナル簡易ナル知識技能ヲ授タルヲ以テ目的⁽⁶⁴⁾」とし、修身、日本語、中国文、算術、理科に加え実業教育を行うことを目的とした。修業期間は6ヶ月とし、成績不良者でも出席率に応じて修了書が授与された。第三の点は男女共学を認めたことである。「男女ハ学級ヲ別ツヘシ」と定められていたが、実際は教師の不足などにより男女別学ができていなかったため、削除されることになった⁽⁶⁵⁾。第四の改正点は、休日をその土地によって柔軟に設定できるようにしたことである。今まで具体的に記されていた休日を、「日本と中国両国の祝祭日」「夏季冬季休業」「年末年始」「学年末」「日曜日」とし、合計で120日以内と改正された。付属地の中でも自然条件が違う土地があるため、夏季冬季休業日を自由に設定できるようにした。

「付属地公学堂規則」が公布された1914年から、1922年の間に熊岳城公学堂や開原公学堂など7校が開校され、学堂数は計11校となる。その間、中国人の学齢児童数が2.4倍、全体の生徒数は2.1倍と増えているものの、就学率は低く、平均して13.7%であった⁽⁶⁶⁾。また中途退学者も多く、1914年時で全生徒数の26.9%、1922年時には32.4%が退学している⁽⁶⁷⁾。これは経済的理由のほかに、排日運動などの政治的理由、学業不良・成績不良などによる退学処分も中途退学が多い要因だという。

準拠すべき中国の学制が変わったこと、そして中国人教育の方針が定まったことで公布された「付属地公学堂規則」は、満州における国権回収運動による排日的思想と満鉄の経営悪化が原因となり、1923年に再び改正されることになる。

2. 中国人向け(1923年～)

公学堂堂長会議では1917(大正6)年の「付属地公学堂規則」一部改正以来、規則のより大幅な改正が考えられるようになった。公学堂堂長会議における協議の結果1923(大正12)年4月、「南満州鉄道株式会社公学堂規則」(以下、「満鉄公学堂規則」と表記する)が、内容を新たにして公布された。

その頃就任した社長の提示した社是や、日本の満州支配に対する世界の見方を加味したこと、また当時付属地でくすぶっていた日本の支配への反発が公学堂堂長会議に影響を及ぼした結果、民族融和路線が採られていることが「満鉄公学堂規則」における最大の特徴である⁽⁶⁸⁾。

1921(大正10)年5月、満鉄の第7代社長に就任した早川千吉郎⁽⁶⁹⁾は、新任時の訓諭の中で「日支共存、日支共栄ヲ主義トシテ本社経営ノ任ニ当ラムト⁽⁷⁰⁾」し、「日支共存共栄」を満鉄の社是とすることを表明した。

また1921(大正10)年11月から翌2月まで開催されていたワシントン会議での決議も、満鉄の教育政策を制限することになった。当会議では中国の主権・独立・領土保全・内政不干渉を承認し、「中国政策ニ関スル九カ国条約」によって付属地における日本の特殊権益

は制限されたのである。

さらに付属地における国権回収運動の勃興により、満鉄の教育事業転換の必要性は決定的なものとなった。付属地における日本（の企業）の教育は文化侵略であるとし、教育機関を排撃しようという意見が叫ばれるようになったのである。

このような背景により採用された民族融和の姿勢はまず、民族の呼び方の変更を表れている。満鉄は「付属地公学堂規則」では、中国人に対し「支那人」という表記を使っていたが、「満鉄公学堂規則」では対中国人政策で始めて「中国人」という表記を用いた。「支那人」という呼称は現在でも差別用語としての共通認識があるが、日本人を「倭人」と呼ぶことに相当し、多分に侮蔑感を含んでいる。呼称自体は形式的なものだが、使用される現場においては、被差別民族にとって大きな問題であったため、意義のある変更だったと考えられる⁽⁷¹⁾。またこうした変更は、付属地だからこそ容易にできるものであった。関東州では依然として「支那人」という表現を使っていた⁽⁷²⁾が、これは関東庁が日本の出先官庁であり、「内地」の法規改正なしには簡単に表現を改正できなかったからである。その点満鉄は関東庁の監督下にあつたとはいえあくまで民間の企業であり、社内合意があれば簡単に改正できる立場にあつたのである。

民族融和の姿勢は日本語教育重視政策からの転換にも表れている。満鉄はもとの「満鉄公学堂規則」の「総則」から、「日本語ヲ教フル」という文言を削除し、日本語教育の比重を減らした。公学堂初等科第1・2学年における中国文・日本語の配当時間が占める割合は、それぞれの規則によれば「蓋平公学堂規則」では中国文 44.4%・日本語 16.7%、「付属地公学堂規則」では中国文 37.5%・日本語 25.5%と日本語の比重が高まっていたのにも関わらず、「満鉄公学堂規則」では中国文 50.0%、日本語は配当なしとなった⁽⁷³⁾。「満鉄公学堂規則」において日本語教育は第3学年から配当することになったのである。

この転換については、もうひとつの理由がある。それは、満鉄の経営悪化であった。世界恐慌のあおりを受け、諸経費の中でも特に人件費の膨張がその経営を圧迫していた。そこで2割の社員が解雇され、中には23人の教員も含まれていた。教員の絶対数不足への対策として、一クラスを40人から50人制にして教員の担当生徒数を増やすことや、日本語の授業配当を減らすことが試みられたのであった。

また「満鉄公学堂規則」には中国の学制が導入されている。そもそも1904(明治42)年の「奏定学堂章程」は、中国は日本の学制を模して作成されていた。しかし、日本の対華二十一カ条要求以後は排日運動が高まり、中国は欧米へと接近するようになって、1922(大正11)年にはアメリカの制度を模した「学校系統改革令」が公布された。この流れを無視するわけにはいかず、「満鉄公学堂規則」は学年編成・入学年齢は「学校系統改革令」に基づいて改正し、初等4年・高等2年の6年制とし、満6歳から入学可能とした。

だが実際の教育内容は、それとは異なる立場を取っていた。中国の教育界が欧米式の教育政策に転換したことと、また同時に国権回収運動に見られるような民族主義的傾向を強めたことによって、日本と中国の教育内容に根本的な違いが生じていたのである⁽⁷⁴⁾。

公学堂における就学率を見ておくと、1923(大正 12)年の公布から改正されるまでの9年間、日本人の就学率が100%近くであるのに対し、中国人の就学率は平均37.2%となっている⁽⁷⁵⁾。これは、付属地の学齢児童数が増加した一方で、満鉄の中国人教育費の減少により逆に定員枠が少なくなったことによるものであった⁽⁷⁶⁾。すでに述べたように満鉄の経営が悪化していたことに加えて、付属地において徐々に力をつけてきていた中国人資本の抑制や、後述するような中国人教育不要論、公費課金の未収額が増えたことなどが、その要因として挙げられる。これらは直接に中国人教育費の減少につながるものではないが、満鉄の経費削減という大方針の中で中国人にその矛先が向けられたものと思われる。

「満鉄公学堂規則」後、満鉄側の民族融和策とは裏腹に、国権のなかでも特に教育権の回収運動が活発化していった。当初は奉天教育会が中心となり、国民性の涵養である教育は自国で行わなければならない・日本は満州を政治的に統治することができないから文化政策に力を注いでいる弱小国だなどと日本を批判した主張に対し、日本側は一致点を見出せないままに、中国人教育不要論へ行き着くこととなった。さらに激化する教育権回収運動の一方で、満鉄内部でも、付属地における中国人教育への不満があったために公学堂廃止の意見が高まったのである。付属地での中国人教育は中国側に委ねるべき、あるいは積極的態度を取るよりも中国側と発意を合わせるべきであるといった主張の中で、さまざまな具体案⁽⁷⁷⁾が打ち出されたものの、どれも実現可能性が低く実行には至らなかった。

1930(昭和5)年に中国で「中小学課程暫行標準」が公布されたことを受けて、1931(昭和6)年、満鉄も新たに「南満州鉄道株式会社公学校規則」(以下、「満鉄公学校規則」と表記する)を公布した。

特に「中小学課程暫行標準」に準拠して改正されたのは教科目であり、中国文を中国語、歴史地理を社会、理科に工作を加えて自然、図画を美術とし、初等には常識が加えられた⁽⁷⁸⁾。しかし、教育の内容の面では対立を深めたといえる。

公学堂では1930年代に付属地独自の教科書が製作されるまで、排日的内容も含んだ上海の中華書局・商務印書館発行の教科書を使用していた。さらに中国人教員は教科目の関係で中国の教科書を使用するが多かったため、中国の学制に準拠した教育を、中国人教員が中国語で施すという状況が生まれていた。つまり教科目によっては付属地外の中国の小学校と大差ない状況も生じていたのである。それが「満鉄公学校規則」の頃には南満州教育委員会教科書編集部や、満鉄教育研究所によって付属地独自の教科書が徐々に作られ、排日的内容を抑えた内容となった。「中小学課程暫行標準」によれば小学校における歴史・地理の授業内容には日本の中国侵略史や中国の独立運動など排日的内容を多く含んでいたということと対比すれば、教育内容の面ではその差が拡大したことが分かる⁽⁷⁹⁾。

「公学堂」の名称が「公学校」へ改められたのは、1921(大正10)年に中国が「普通教育暫行弁法」によって、それまでの「奏定学堂章程」で使用されていた「学堂」を「学校」に改めたことが契機となっている。満鉄はすでに述べたように1923(大正12)年に「満鉄公学堂規則」を公布したが、その当時は付属地においては「学堂」の名称のまま改めるこ

とはなかった。それは、日本人向けの教育機関を「学校」、中国人向けの教育機関を「学堂」として区別するためであったが、この段階になって「現在ハ普通ノ国語中ニ之ヲ使用スルコトモ少ク且中国人ニ対シテ進歩的ナラサル教育ヲ施ス所ナリトノ感ヲ懐カシムル⁽⁸⁰⁾」という理由でもって中国人向け教育機関を「学校」と称することとなったのである。

3. 日本人向け

満鉄付属地は法的には中国の主権の範囲内にあったため、日本政府が官営の教育機関を設置したりせず、前述のように、1906(明治 39)年 8 月の満鉄会社設立に関する通信・大蔵・外務三大臣の命令に基づき、株式会社である満鉄に教育事業を委託する形をとった。しかし実際には、その上に関東都督府の監督行政が及んでいた。

1908(明治 41)年 2 月、満鉄は「南満州鉄道付属地小学校規則」(社則第二十一号)を公布した。基本的には内地の小学校令に準拠していたが、①中国語科目の加設、②義務教育制度の不採用、③授業料の免除、④休業期間の現地適用化など、異なる点も多々あった。まず①中国語科目の加設であるが、中国語を随意科目として配当することを定めはしたが、実際は中国語を課した小学校はごく少数であった。これは、中国語担当教員の確保が難しかったことによるものである。1912(明治 45)年 2 月、満鉄は文部省に尋常 5 年生以上に週 2 時間英語、または中国語を加設することを申請し、同年 4 月文部省の許可が下り、「満鉄付属地小学校規則」が一部改正された。しかし父兄の多くは中国語の学習に反対であった。その理由は、子供を満州に永住させる気持ちはなく、やがては日本の学校に転入するので、中国語の学習は必要ないという点にあった。次に②義務教育制度の不採用についてだが、その理由として、関東州と同様、財政の確立していない段階で義務教育を施行するのは時期尚早であるということがあった。また、租借地である満鉄付属地において日本人のみに義務教育を実施すれば、中国人の反発を招くことが予想された。しかし、義務教育は実施されなかったものの、満鉄付属地の小学生の就学率は 100%近くまで達していた⁽⁸¹⁾。続いて③授業料の免除だが、満鉄では公費制度を発足させ、満鉄付属地住民から課金(住民税に相当するもの)やその他の手数料を徴収していたので、それによって教育事業を含む行政全般が運営されていた。ただし、満鉄付属地以外の居留区から満鉄の小学校に入学する生徒からは、授業料を徴収した。最後に④休業期間の現地適用化であるが、満州は冬の期間が長く、また外出すら困難な厳冬の地であった。そのため、夏季休業を 8 月 1 日～8 月 20 日の 20 日間とし、冬季休業を 12 月 21 日～翌年 2 月 8 日までの 50 日間とした。

各教科の内容についてであるが、まず修身科では、1928(昭和 3)年 6 月に『満州初等学校修身訓話資料』(上・中・下)が発行された⁽⁸²⁾。これは、修身の時間に教員が話す題材を集めたもので、主に懸賞募集によって集められた。内容としては、中国人の日本人に対する好意・日本人の中国人に対する好意・日本人の中国理解の必要性の 3 点に要約することが出来る⁽⁸³⁾。最初の 2 つは、「日支親善」の美談を取り上げたものである。3 つめの、日本人の中国理解の必要性としては、「外国人の風習を理解せよ」「中国旗付国旗⁽⁸⁴⁾」

「中国人から与へられた好印象」が取り上げられている。

国語科については、1921(大正 10)年、国定教科書『国語読本』の全面改訂にともない、満鉄教育研究会で新旧読本の対照研究が進められた。そしてこの中で、満州の特色をもつ国語補充読本の編纂が決議された。1922(大正 11)年 1 月、『満州補充読本』の編纂が始まり、1924(大正 13)年 10 月、1929(昭和 4)年 2 月に刊行された。同読本では特に、郷土愛着の精神が強調されている⁽⁸⁵⁾。しかしこれは、主教材である『尋常小学校読本』と併用することになっていた。満州で内地の国定教科書を使用する場合、内地の自然や生活習慣を知らない、満州生まれの生徒達には理解できないことが多く、背景説明だけで授業時間の大半を費やすことになってしまう場合もあったという⁽⁸⁶⁾。そのため、『満州補充読本』が十分な効果を上げるまでには至らなかった。

教員養成に関して、満鉄は満州の風土に適した教師を養成しようとした。1913(大正 2)年に教員講習所を設置し、日本から赴任した教員に中国語や満州事情の研修を始めた。1924(大正 13)年には、満州教育専門学校という独自の教員養成機関を設けた。満州教育専門学校は「満州事情に精通した教員の養成」を掲げ、全寮制・授業料免除・月額 30 円の給費支給という好条件で生徒を受け入れた。教員も一流の研究者を日本から呼び寄せた。満鉄はその資本力に物を言わせて、充実した教員養成機関を設けたのである。しかし反面では金がかかりすぎるという批判も受けた。満鉄の営業不振は満州教育専門学校の運営を許さなくなり、1931(昭和 6)年に廃校が決定された。

満州事変以後は、日本人子弟が急激に増加したため、付属地以外の小学校をも満鉄会社に経営を委託されるようになり、1938(昭和 13)年には満鉄経営の小学校数 39、児童数約 28,000 となった。1926(昭和元)年に満鉄付属地の小学校を視察した日本人は、「校舎はさすが植民地の学校だけあって、概観は甚だ立派であり、日本国内の田舎学校などは及びもつかず、レンガ造りの 2～3 階建て校舎、大陸の風土に合わせた暖房完備などを見ると、国内の学校にはない豪壮さを感じる」と述べている⁽⁸⁷⁾。また、以下は満州全体における考察ではあるが、鉄嶺小学校⁽⁸⁸⁾の校長は日本人小学生について、「在満日本人は各地から集まった人々によって形成された集団なので、伝統に根ざした社会規範は存在しなかった。これに加え、人々の出入りも激しいので、道徳や社会規範に気をつけない生徒が少なくない」と指摘している⁽⁸⁹⁾。特に満鉄付属地に関しては、満鉄社員の多くが頻繁に転勤していたため、出入りが多かった。満州の日本人小学校への入学は、原籍地の役所から戸籍謄本を取り寄せれば簡単に出来、ここに在満日本人の流動性の高さもあいまって、転入学、退学をする生徒が頻繁に見られたようだ⁽⁹⁰⁾。

第二節 中等教育

1. 中国人向け

満鉄付属地において、唯一の中国人を収容する中学校であったのが奉天の南満中学堂である。当時、沿線各地の公学堂は年々隆盛し、その卒業生も次第に向学の希望を持ち始め

た。そしてその緩和策として公学堂に補習科を設けた。しかし、補足的教育では満足のおく教育ができないため、1917年(大正6)3月28日社告121号をもって南満中学堂が奉天に設置された⁽⁹¹⁾。

開設当初、本学堂は中学本科及び中学予科に分かれ、別に医学予科を附設した。生徒は南満医学堂より同校予科第2学年を引継ぎ、更に新たに第1学年40名を募集し、遼陽公学堂の補習科2学級を移して中学本科第2学年及び第3学年を編成した⁽⁹²⁾。修業年限は予科1箇年、本科4箇年、日語専修科1箇年であった。入学資格は満州国高等小学校卒業生及びこれと同等の学力を有するものは予科に、公学堂卒業生は第1学年に、満州国初級中学卒業生は日語専修科に入学させている⁽⁹³⁾。満鉄付属地には、すでに遼陽公学堂に中学1、2年に相当する高等補習科が設置されており、南満医学堂には中学3、4年に相当する南満医学堂の予科が設置されていた。しかし、この南満医学堂の予科に対しては日本語教育に多くの時間を割くために、医学専門教育を受けるための普通教育が不十分であるということから、予科を本科から切り離し、独立した教育機関を設立してはどうかという意見が出た。これに対して両校の経営母体である満鉄は、遼陽公学堂高等補修科と南満医学堂予科を併合して独立させることを決めた。遼陽公学堂の高等科3学級と南満医学堂の予科に学級を合わせて南満中学堂が創立されたのである。

また、本学堂は日本語を主要科目として、生徒も日本語の習得を第一目的とし、それによって将来は満州国官吏、あるいは日本側高級学校に留学したいとの希望を持つものが多かった。生徒の約三分の二が上級学校入学の希望者であった⁽⁹⁴⁾。

先にも述べたように、南満中学堂では日本語の習得を第一目的としたため、授業の多くを日本語教育に費やしている。南満中学堂の入学者は日本の公学堂で日本語教育を受けた生徒だけでなく、満鉄付属地外の中国の教育機関で学んだ生徒をも対象としているため、日本語未習者が多く、特に予科教育は日本語の授業が集中的に行われており⁽⁹⁵⁾、1年間週20時間の日本語教育が行われていた。また、本科の授業では中国語の授業を除いて日本人教員によって日本語で授業が行われた⁽⁹⁶⁾。

2. 日本人向け

満鉄付属地内における中等教育の施設は、関東州に比べて小学校の数が多かった。しかし、中学校の設置は遅れていた。満州鉄道沿線最古の中等教育機関である奉天中学校が開校したのは、1919(大正8)4月になって初めてのことである。満鉄が満鉄付属地において教育事業を行うのは、1906(明治39)年の「政府命令書」に基づいたものである⁽⁹⁷⁾。満鉄は1907年(明治40)10月、瓦房店・大石橋・遼陽の居留民会経営の小学校を直営として小学校教育を開始したが、中学校教育については消極的であった。満鉄当局が「政府命令書」に示された「教育」の範囲を小学校教育と限定し、中学校教育については含まれないという見解をとっていたためである⁽⁹⁸⁾。

そうした中、満鉄付属地の小学校卒業生は年をおって増加していき、1919(大正8)年に

は満鉄付属地の小学校生徒数は 7685 人に達した⁽⁹⁹⁾。当時、満鉄付属地で小学校教育を受け、中学校への進学希望者は、関東州の中学校に進むか、または「内地」の中学校に進むかの二択しか道はなかった。また、1917(大正 6)年 5 月当時、「満州」における中学校は関東都督府中学校（のちの旅順中学校）のみであり、満鉄付属地の生徒が旅順の関東都督府中学校に入るには学力だけでなく、親元を遠く離れて生活するために多額の寮費を必要としたために、経済力も入学条件となっていた。満鉄付属地の小学校卒業者で関東都督府中学校（旅順中学校）を受験した生徒の合格率は、1914(大正 3)年から 1915(大正 4)年度は 50%であったが、1916(大正 5)年には 40%まで落ちた⁽¹⁰⁰⁾。

このような理由で、1917 年頃から満鉄付属地の保護者の間で中学校創設を求める動きが起こり、満鉄本線・営口線・安奉線・撫順線の各代表が合同で満鉄本社へ陳情を行った。この際、中国人の中等教育機関である奉天の南満中学堂堂長内堀維文も参加した⁽¹⁰¹⁾。当時満鉄幹部は、中等教育は関東都督府が行うべきであるという意見を持っており、さらには経費の問題もあり、満鉄が中等教育に着手することに対して異論を持つ者が多かった。1919(大正 8)年 1 月、満鉄と関東都督府の間で学務関係の連合研究会が開かれ、関東都督府からは内務局長・地方課長・学務官が、満鉄からは常務理事・地方課長・視学が参加し、奉天中学校の創設が審議された。関東都督府の反対が予想された中、関東都督府の地方課長黒崎真也が支持に回り、奉天中学校の設置が認められることになった⁽¹⁰²⁾。同年 2 月には関東都督府から奉天中学校の設立が認可され、満鉄は「社告第 107 号」をもって奉天中学校の設立を公布し、内堀南満中学堂堂長が校長を兼務することになった⁽¹⁰³⁾。なお、奉天中学校は創設当初は中国人中学校教育学校である南満中学堂の校舎の一部を借りて授業を始めた。奉天中学校以降増設された中学校は、1923(大正 12)年 5 月開校の鞍山中学校・撫順中学校、1925(大正 14)年 4 月開校の安東中学校である。これにより、満鉄の主要都市に中学校が設置された。

1921(大正 10)年 6 月、「南満州鉄道株式会社中学校規則」（社則第 7 号⁽¹⁰⁴⁾）が公布された。これは「内地」の「中学校令」に準拠しており、「関東都督府中学校規則」とほぼ同じ内容であった。ただし、「中学校令」では中学校の「設置廃止」「教科目」「教科書」「編成及び設備」「授業料」等は文部大臣の認可を要したが、「南満州鉄道株式会社中学校規則」の場合、これらは社長の認可によるとなっている。

1928(昭和 3)年、満鉄付属地中学校校長会議が開かれた。ここでは、「中等教育ヲシテ一層實際的ナラシムル為採ルヘキ方案如何⁽¹⁰⁵⁾」という諮問が出された。これにより、教育方針として、中学校の「地方化」「実際化」「職業化」を進めるべきで、授業の中に実業科を加え、中国語の授業を行うべきであるとした。1931 年（昭和 6）「内地」の「中学校令」が改正された。さらに同年 4 月、新たに「南満州鉄道株式会社中学校規則」（社告第 9 号）が公布された⁽¹⁰⁶⁾。

満鉄付属地の日本人生徒は自分たちが中国人生徒と同一視されることを極端に嫌った。ほとんどの生徒は自分たちが中国人社会に身を置いているという意識はなく、さらには、

中国人に対して蔑視意識を持ち、下等民族であるという意識が強かった。そういった背景から、「南満州鉄道株式会社中学校規則」（社告第 9 号）においては、「内地」の「中学校令施行規則」と異なり、「国際道徳ノ養成」が加えられた⁽¹⁰⁷⁾。

次に、満鉄付属地中学校の教育内容に関する特徴をいくつか挙げたい。第一の特徴は、中国語を正科としたことである。ただし、これは「特別ノ事情アリト認メタル者」は課さなくてよいという付帯事項がついていた⁽¹⁰⁸⁾。満鉄付属地の小学校では開設当初から中国語教育が行われていたので、ある程度の水準まで生徒のレベルが達していたからである。第二の特徴は、「内地」からの中学校の教員免許を持つ教員を招請するのが小学校以上に難しかったということである。1919(大正 8)年奉天中学校開設当時は、全員が兼任教師で、専任教師は一人もいなかった⁽¹⁰⁹⁾。1923(大正 12)年になって、教育の拡充が行われ、中学校の増設と同時に「内地」から教員を招請し、専任教員と兼任教員の割合が逆転した。第三の特徴は、生徒の転退学・編入学等の流動性が高かったということだ。1923(大正 12)年以降中学校が増設され、中学入学がやや緩和された。しかし、それ以降も小学校卒業者の中学校進学者は平均 32.4%にとどまった⁽¹¹⁰⁾。満鉄付属地の中学校の総定員の 2250 人⁽¹¹¹⁾も定員に達しなかった。これは、主に担当教員が不足していることと、収容するだけの施設が整備されていなかったからである。さらに、奉天中学校開設当初においては、4 月入学者が 77 人中 30 人にすぎなかった⁽¹¹²⁾。主に入学しても「内地」への転退学が多く、授業評価も厳しかったために、満鉄付属地の中学校全体の中途入学・中途退学の状況は平均して在籍者の 23.9%だった⁽¹¹³⁾。

次に女子高等教育についてみていく。1920(大正 9)年 2 月、奉天高等女学校（奉天浪速高等女学校）が開設され、満鉄付属地における女子高等教育が始まる⁽¹¹⁴⁾。当時、満鉄付属地の尋常小学校女生徒の卒業者は 800 人、高等小学校在学の女生徒は 1612 人、合計 1862 人であった⁽¹¹⁵⁾。満鉄付属地の進学を希望する者は、関東州の旅順高等女学校・大連高等女学校に進むか、「内地」の学校に進むしか方法はなく、奉天中学の開設を機に奉天高等女学校が開設された。

1921(大正 10)年 4 月、「南満州鉄道株式会社高等女学校規則」（満鉄高等女学校規則）（社則第三号⁽¹¹⁶⁾）が公布された。この特徴としては以下の 5 点が挙げられる。第一は、「高等女学校令」（1920 年・大正 9 年）の「特ニ国民道徳ノ教養ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」という条文をそのまま採用している⁽¹¹⁷⁾。第二は、修業年限が「五箇年又ハ四箇年⁽¹¹⁸⁾」としているが、「土地ノ情況ニ依リ三箇年⁽¹¹⁹⁾」も可能としている点だ。これは、関東州と異なり、満鉄付属地の条件が地域によって差異が大きいことが理由と思われる。第三は、文部大臣の検定を経ていない教科書でも満鉄社長・関東長官の許可があれば使用できたことだ。第四は、授業料である。高等女学校における生徒一人あたりの年間学費は約金 230 円から金 260 円を必要とした⁽¹²⁰⁾。1929(昭和 4)年の満鉄社員の月給は金 144.5 円であった⁽¹²¹⁾。高等女学校に女子を入学させるためには、被服費を合わせて満鉄社員の給与約 2 ヶ月分相当の学費を負担しなければならなかった。高等女学校に通

う生徒の保護者の職業は、満鉄社員・社員・官公吏といった安定した俸給生活者が全体の54,4%を占めていた⁽¹²²⁾。第五は、外国語である。「満鉄女学校規則」には、外国語について「外国語ハ英語又ハ支那語トス」という規定があり、「支那語ハ日常ノ会話文章ヲ理解スル能力ヲ養フヲ以テ要旨トス」と規定された⁽¹²³⁾。この規定に則って、外国語は、第1学年から第5学年まで週3時間配当となっており⁽¹²⁴⁾、英語か中国語のどちらかを選択することになっていた。

次に、生徒の状況についての特徴をあげていく。第一に、関東州の高等女学校と同じように中途入退学者が多いことである。1926(昭和元)年以降は在籍者数に対し退学者数が15%から20%と推移している⁽¹²⁵⁾。これは、昭和期に入り各地の排日運動が高まり、ともに政情不安定が広がると、まず女子から帰国させる在留日本人の動向を反映したものであると思われる。第二に、1923年以降入学者が停滞していることである。これは、満鉄付属地の女子の小学校卒業生数の停滞と連動したものである。第三に、高等女学校への進学率が「内地」の高等女学校進学率と反比例するように低くなっている点である⁽¹²⁶⁾。これは、1925(大正14)年以降政情不安が深刻になり、女子の「内地」帰国が多くなり、進学率が低くなったためである。第四に、高等女学校卒業生の進路についてであるが、当時女子の社会参加は制限され、高等女学校は「お嫁入りの資格をつくる場所⁽¹²⁷⁾」とみなされており、卒業後は圧倒的多数の生徒が過程に戻り花嫁修業に専念した。特に「満州」においては「内地」のように銀行・デパートといった女性の働ける職場が少なく、高等女学校卒業生の就職は非常に限られていた⁽¹²⁸⁾。

3. 実業学校他

ここでは、主に公学堂(公学校)において行われた実業教育に関して述べていく。

1909(明治42)年に公布された「蓋平公学堂規則」は、「徳育ヲ施シ実学ヲ授ケ有用ナル良民ヲ養成スル」ことを教育の目的として掲げた。しかし、労働を低く位置づけていた中国人にとって、実業教育は歓迎されるものではなかった。『満鉄教育たより』⁽¹²⁹⁾には以下のような記述がある。

初等科の生徒までが自ら読書人を以て任じ労働は非常に嫌つた。教室の清掃はまあやるが便所の清掃などはとてもやらない。運動場の草刈りでもやらせると「先生私は苦力になるのではありません」と云ひ出す。邦人教師が率先して範を垂れてもなかなかついて来ない、ついて来ないのみか却つて邦人教師のやり方にあきれるといった有様である支那人教師など始めからやる気はない。労働の神聖、勤労の必要を説き聞かせても容易に受け入れなかつた。

このように、学校は力を労することを学ぶ場ではないという考えが強く、日常の一般的作業や農業・商業・工業の基礎的な知識は学問として見なされなかつた。こうした偏見が

あった中で、満鉄好況と事業拡大に伴って実務力のある人材が求められるようになり、「実学」を重視するという方針が示されたのである。

「蓋平公学堂規則」において、「図画ト手工ハ随意科目トシ土地ノ情况ニ依リ一科目若ハ二科目ヲ加ヘルコトカ出来ル」と示してあるように、手工は図画と共に随意科目として配当されていたが、1914(大正3)年4月には「付属地公学堂規則」が公布され、農業科・商業科を男子生徒に必須科目として課すことになった。この規則では初等科第二学年から配当されることになっている。

また、1916(大正5)年4月には「満鉄付属地公学堂補習科規程」が公布され、中等教育機関が整備されていなかったために進学できなかった初等科卒業者、高等科卒業者を対象として、土地の状況に応じた実用的知識を与える補習科が設置された。翌年に設置された開原公学堂の商業補習科は当初夜間に開講しており、修業年限は1年としていたが、1920(大正9)年には昼間に移し、修業年限を2年に延長した。満鉄付属地において商業補習科が設置されたのは開原公学堂のみである。

熊岳城公学堂の農業補習科は、『熊岳城公学堂農業補習科学則』⁽¹³⁰⁾によると、修業年限は2年、12歳以上の公学堂初等科卒業者を対象としている。そして1920(大正9)年4月には満鉄付属地に隣接する中国の国民学校卒業者を収容することを狙いとし、修業年限を1年とした補習科入学のための予科が設置された。さらに1923(大正12)年4月には、農業補習科を独立させ熊岳城農業学校となった。修業年限は3年であり、特に園芸科・水田科・養蚕科を主としていた。

公主嶺公学堂においても1920(大正9)年に農業補習科が設置され、1923(大正12)年に公主嶺農業学校となっている。熊岳城農業学校と同様に修業年限は3年であるが、予科1年が設置されている。公主嶺は大豆の収穫量が多く、畜産も盛んな地であったことを受け、大豆栽培と畜産を教えることを主としていた。

このように、この時期の満鉄の公学堂における実業教育は、教科目の中に農業科・商業科を加える形式と、高等科あるいは初等科卒業者に農業補習科(農業学校)・商業補習科を設置して専門的な教育を行う形式があったのである。

しかし、前述したように、保護者や教員自身も普通教育を重視し、実業教育を軽視する傾向が依然として強かったため、政策が先行するかたちで不振が続いていた。

1923(大正12)年に公布された「満鉄公学堂規則」において手工は必須科目から外され、再び随意科目として位置づけられた。この原因としては主に2点考えられる。第一に、「内地」の手工教育が衰退していたことが挙げられる。「内地」においては、日清戦争・日露戦争によって工業教育振興の風潮が生まれ、手工教育を重視する動きがあり、手工を加える小学校が増加していたが、日露戦争後にはその数は減少の一途を辿っていた。これは手工科から農業・商業・工業を切り離す傾向が生まれ、手工教育の範囲が狭まったことによるものである。そして第二に、日本人の中に中国人に対する実業教育に疑問を抱く者が始めていることが挙げられる。租借地である満鉄付属地においては中国人の経済活動も行わ

れており、第一次大戦以後には中国人の経済力が高まり、日本人との競合関係が明確化してきていた。こうした状況下で、「日本人は満州に於て支那人と経済的角逐をなし得るや否や⁽¹³¹⁾」という問題が深刻になっており、中国人に対する実業教育を縮小すべきであるという意見によって、手工が教科目から外されたものであると考えられている。つまり、満鉄付属地においては日本の支配権は曖昧なままで中国人の経済力が強まり、中国人に実業的知識を多く与えることによって日本人がますます不利になるという判断があったのである。

1931（昭和6）年には「満鉄公学堂規則」が改正され、「満鉄公学校規則」が公布された。工作科が新たに設けられ、手工は工芸と改称された。校事・家事・農事・商事とともに工作科に組み込まれ、週45分（週全体の授業時間は1080分）配当されるようになった。この45分を前述した5科に分けたのである。

1934（昭和9）年当時の授業要旨として、「作業ハ劳作ニ依リ勤勞愛好ノ習慣ヲ養成シ日常生活ニ必要ナル知識技能ヲ得シメル」とある。全体の授業要目は、「手工」、「園芸」、「其他作業」に分けられ、「手工ヲ主トスルモノ」「園芸其他作業ヲ主トスルモノ」「手工園芸其他作業併行ノモノ」となっており、各公学校に合った要目を選択できるようになっている⁽¹³²⁾。

以下に述べた各教授要旨、教授要目は「満鉄公学校規則」によるものである。

農業教育の教授要旨は、「農業ハ農業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ、兼テ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ精神ヲ養フ」となっているが、教科書は日本語で書かれており、授業も日本語で行われたものと思われる。さらに教材量が膨大であるにも関わらず、前述したように授業時間は少なかったことを考えると授業効果は決して高いものではなかったと思われる。

工業教育の教授要旨は、「工業ハ工業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ兼テ勤勉綿密ニシテ且ツ創作工夫ヲ重ンスルノ習慣ヲ養フ」となっており、教授要目は「工業大意」、「用具用法一般説明」から始まり、練習を経て、主にあらゆる作品(主に実用的な物)を創作することを題材としている。また、「工場参観」もある。

商業教育の教授要旨は、「商業ハ商業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且ツ信用ヲ重ンスルノ習慣ヲ養フ」となっており、教授要目は「資本」、「貨幣」、「郵便為替」、「郵便貯金」、「税金」、「保険」、「銀行」や「職業ノ選択」、「就職ニ際シテ」、「転職ト失業」、「職業ト収入」などがあり、いずれも初歩的な内容を中心として組み込まれている。

しかし、農業教育と同様、工業・商業教育においても、授業時間の配当が少なかったことを踏まえるとこれらの題材を十分に教えることは難しかったのではないかと考えられる。

家事教育の教授要旨は、「家事科ハ家事裁縫ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ兼テ其ノ趣味ヲ長シ節約利用、秩序、清潔等ノ習慣ヲ養フ」となっており、特に第三学年以上においては家事教育を中心として教えることになっていた。しかし、1928(昭和3)年頃から満鉄の実業教育の方針が日本人重視に変わったことを受け、実業学校は次々と廃校になり、日

本人を対象とした実習所に改組されて以降、満鉄付属地の中国人子女が実業教育を受ける機会がなくなっていたのである。このようなことに対し、中国人のみならず、日本人の中からも疑問視する声が上がった。満鉄ではこうした批判をかわすため、実業教育の場を公学校に求めたのである。しかし、前述した懸念から本腰を入れることはなく、配当時間は最低限に抑えられていた。

公学堂以外にも、1921(大正 10)年に営口商業学校(営口商業学堂を改称。1918年に満鉄直営となる)、撫順簡易鉱山学校、1922(大正 11)年に遼陽商業学校など、各地の状況に応じた実業学校が設置された。修業年限はそれぞれ3年であるが、営口商業学校はそれに加えて予科1年、研究科1年であり、遼陽商業学校に関しても1924(大正 13)年に予科1年が加えられている。しかし、前述したように、これらの実業学校は満鉄の実業教育の方針の変更に伴って廃校になっていったのである。

第三節 高等教育

満鉄付属地に創設された高等教育機関としては、1911(明治 44)年に奉天に設置された南満医学堂(のちに大学昇格、満州医科大学となる)が挙げられる。この節では第一章第三節と同様に、南満医学堂が設置された背景や教育内容等を追うことで、満鉄付属地での教育における役割と、植民地支配への実効性を探り、さらに旅順工科学堂との違いを明確にすることで南満医学堂設置の狙いについて検討する。

官立である旅順工科学堂とは異なり満鉄社立という形態をとる南満医学堂には、前出の後藤新平の影響がより色濃く出ている。後藤は福島県須賀川医学校を卒業し、病院長や衛生局長などの医療関係の仕事に従事した経歴を持つ人物であり、1889(明治 22)年に就任した台湾総督府民政長官として台湾医学講習所・台湾総督府医学校を設立している。先の「文装的武備」としての学校、そして卒業生が従事する医療機関と、医学校を設立することはまさに後藤の植民地経営思想を実現することに繋がるのである。また、当時はペスト・コレラなどの伝染病が流行しており民政安定のためには医療衛生の充実が求められていた。満鉄は政府命令書によって満鉄付属地の衛生行政を行うことを委託されていたのだが、「内地」からの医師不足のため現地での医師養成が必要となっていたことも創設の要因となった。さらに、南満医学堂設置の頃までには、欧米列強による中国に対する高等教育機関設置が進められており、中でもイギリス人宣教師クリスティー博士によって奉天医学専門学校の開校準備が始められていたため、日本としては遅れを取り戻す意味でもこの学校に先駆けて医学校を開校する必要があったことも一因となっている。

1911年6月に「南満医学堂規則」が社則として公布され、医学堂が創設された。1907(明治 40)年4月に満鉄が経営を開始してからわずか4年しか経っておらず、初等教育の整備はおろか、中等学校・実業学校・師範学校も設置されていない時期であった。

旅順工科学堂と最も異なるのが、創設当初から「日支協同」が掲げられていたことである。医学堂創設と同時に中国人向けの予科が設置された⁽¹³³⁾ことや、また中国の九月新

学期制を採用（ただし、1921(大正 10)年に四月新学期制に変更されている）、中国の伝統的祝日を休業日にしていることなど、中国人教育に対して積極的な姿勢を示していた。その理由としては、先に挙げた奉天医学専門学校に対抗するため、そして何より中国の行政地区に周りを囲まれた奉天という土地においては「日支協同」を掲げなければ東三省総督の開設許可が得られなかったことが挙げられる。この点は、現地人教育に力を入れようとした後藤の意思に合ったものであった。以下に医学堂本科の中国人学生の割合を示す。

	1913	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
中国人学生の割合(%)	8.6	18.7	28.9	35	37.0	41.3	40.6	41.8	37.7	41.2	42.1

(前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』199頁を基に萩原雅が作成)

卒業後の就職先であるが、1917～21(大正 6～10)年の 5 年間を見てみると、中国人で「満州」で医療関係の仕事に従事したものは約 65%、日本人は約 36%となり、中国人に対してはある程度現地での医療の発展に貢献した形であるが、日本人は「内地」へ戻る卒業生の方が多く、植民地経営という観点からするとあまり成果を上げられなかったことになる。なお、「満州」に就職した日本人のうちほとんどは満鉄の経営する病院に就職しており、満鉄付属地の衛生行政を行う満鉄側の要請があったものと考えられる。

旅順工科学堂と同じく、南満医学堂においても大学昇格運動が起こり、1922年に私立満州医科大学となった。社立から私立という形態名の変更は、「内地」の大学令に沿うように行われたものと考えられる。大戦後に瀋陽医学院となるまで存続したが、排日運動が激しい奉天という土地にあっては、1915(大正 4)年の「対華二十一カ条要求」や 1919(大正 8)年の「五・四学生運動」などの政治的な影響を強く受け、1925(大正 14)年の五・三〇事件では抗議活動の中心地となるなど、辿った道のりは決して平坦なものとは言い難い。現在では中国医科大学となっている。

第三章 満州国

1931(昭和6)年9月に満州事変が勃発し、翌年2月に関東軍は満州全土をほぼ占領した。同年3月、国家の元首にあたる「執政」に清の廢帝愛新覺羅溥儀が就き、満州国は建国を迎えた。本章では、日本の占領下から“独立国家”として建国した満州国で教育はどのようになされていたのか、どのような国民を理想としていたのかを、建国時の政策や経験談を基にした実情等も押さえつつ論じていくことにする。

第一節 満州国建国時の政策

新しくスタートした満州国の建設スローガンは、「王道楽土」ならびに「五族協和」であった⁽¹³⁴⁾。

「王道楽土」とは、王道によって土地を治めるという意味もあるが、王道主義によって土地を治めるという意味にもとることが出来る。満州国は「王道主義」という言葉を資本主義国家の議会制民主主義・社会主義国家の共産主義イデオロギー・中華民国が標榜する三民主義⁽¹³⁵⁾に対抗する理念、つまり中華帝国が国家統治のために掲げていた理念として捉えていたが、関東軍はそのうちの反共産主義・反三民主義という側面だけを利用していった。しかし王道主義の解釈には、非統治者は暴政を除去する権利をもち、皇帝は民意によって推戴が決まるという思想も含まれるため、満州国支配の正当性を脅かす危険性も持っていたといえる。よって、「朕(満州国皇帝)、日本天皇陛下と精神一体の如し」と宣言する「回鑾訓民詔書」を發布した。「回鑾訓民詔書」には仁愛・忠孝や「民心の訓を尊うこと天の如し」などの儒教的な表現を含んでいたため、儒教的理念に日満一体化を加味したものともいえると塚瀬進は述べている⁽¹³⁶⁾。

「五族協和」の五族とは、満州国に住む主な民族である日本人・漢人・朝鮮人・満州人・蒙古人のことを指す。1931(昭和6)年3月の「建国宣言」と1932(昭和7)年7月の「満州国協和会⁽¹³⁷⁾創設の理念」において、この五族で国民国家を形成することを宣言した。以下に「満州国協和会創設の理念」を載せる。

満州国協和会創設の理念

一、満州国経論の目標

満州国経論の目標は太平洋を中心とする最後の世界的争覇戦に備うるに在り。すなわち露国の極東攻勢を断念せしめ、大陸資源の利用開発を計るのみならず、東亜諸民族を糾合してこの大事に当たるの抱負経論なるべからず。故に満州国の経論は、いたずらに眼前の小利のみに走ることなく、東亜各国家親善の基礎たるべき民族協和に根本着眼を置かざるべからず。

二、民族協和の根本精神

満州国における生存のため、協和を絶対必要とする東亜諸民族共同の敵たる支那軍閥は撃滅せられたり。

今日以後、日本が政治的権力支持の下に満州国において漢民族と争わんとするときには自ら支那軍閥を模するものにして、断じて東亜の王者として白人との決戦場裡に立ち得る気宇ありと称する能わず。

東亜諸民族親善の根本障害を打破せる吾人は、豁達なる協和、公正なる競争により、人類の理想を先ず満州国に実現せしめ、以て東亜諸民族親善、世界統一の第一歩をここに築くを要す。

日本人は裸一貫となり奮闘すべきものにして、日本国家の政治的掩護により経済的社会的活動をなさんとするは絶対に不可なり。

三、国家の根本国策決定機構

君主専制政治および議会専制政治は満州国に適せず。結局、満州国内に堅実なる唯一政治団体を結成して民衆の支持を獲得し、これにより国家の根本国策を決定せしむるを最も適切なりと信ず。

満州国協和会はこの目的のために創設せられたるものなることを明確にし、その順調堅実なる発展に力を尽くし、該会が三千万大衆の支持を獲得支得るに至らば、これをして国家の根本国策を決定せしむべし。

満州国の実情より見て指導宜しきを得ば、これがため長年月を要せざるべしと判断す。

志ある日本人は進んで満州国協和会の事業に馳せ参ずべし。

かくて満州国は日本国家の政治的支配によらずして、日本人の参加する民族協和の独立国家となり、東亜諸民族親善の見本、やがては世界文化の向かう指針たるに至るべし。⁽¹³⁸⁾

以上の理念を一見すると、どの民族も分け隔てなく満州国民として協和し、世界に通じる独立国家となることを明言している。しかし、満州国が唱えた民族協和は指導民族である日本人の統率のもとで実現されるものであった。つまり他民族とは異なる存在であり、制度的にも特別な配慮が加えられていた⁽¹³⁹⁾日本人を頂点としての各民族統合が五族協和の基本理念であり、五族は平等とは言えなかった。

また行政組織にも日本の優位性を垣間見ることが出来る。執政のもとに立法院(立法)、国务院(行政)、法院(司法)、監察院(監察)の四権分立をとることとされた⁽¹⁴⁰⁾。しかし立法院は、執政の持つ立法権のうち法案と予算案に対して可決するだけの機能しか持たず、立法院が否決しても執政は再議に伏すことが出来るなど、立法院の権限は極めて限定されていた。その立法院ですら、関東軍は名目的なものにとどめ、開設しない方針だった。

日本の内閣にあたる機関が国务院であり、日本の内閣総理大臣にあたる国务院総理大臣が唯一の國務大臣であった。その下に総務庁があり、総務長官は日本人が任命されて実質

的な権力を握り、実際の行政を担当した。総務庁では総務長官主催のもと、日系の各部総務司長ないし次長、処長などが参加して開かれる定例事務連絡会議で満州国の政策が実質的に決定された。これが総務庁中心主義ないし国務院中心主義と呼ばれる統治形式である⁽¹⁴¹⁾。

つまり、満州国では日本人の総務長官が国政上の機密や人事、財政を掌握し、各処に配置された日系官吏の手によって重要政務が遂行されていた。日本の省にあたるのが部で、財政部、軍事部、民生部、文教部、司法部、外交部、蒙政部、実業部(産業部・経済部)、交通部があった。日満定位といって、部長や司長は満州人が任命されたが、副部長や次長、代理の職にある日本人官僚が実際の業務を牛耳っていた。また関東軍は、日本人官吏に対する任免権を持っており、政治・行政上の重要事項および日系官吏の採用などの決定に関しては、総務庁から関東参謀部第三課に連絡をし、その審査を経て承諾を得ることが要求された⁽¹⁴²⁾。

満州国には議会に相当する政治機関は存在しなかったため、国政に「満州国国民」の民意をくみ上げる方法はなかった。また四権分立とはいっても機能したのは行政・司法だけであり、立法・監察は事実上機能していなかった。政策決定においても日系官吏による総務庁での決定と関東軍の内面指導を軸としていた。つまり、「五族協和」による政策決定は行われておらず、またそれを行える制度的基盤も存在しなかった。このことについて、国民の政治参加を拒絶し、その統治を効率的に行う行政機構だけを発達させた点に、満州国統治機構の特徴があると塚瀬はまとめている⁽¹⁴³⁾。

以上に見てきたように、満州国建国時は五族が協和することで団結した独立国家を形成することを宣言し、またその宣言を全うするべく政治機構を構築したように思えるが、実質的には日本の統制力は大きく、傀儡国家であったといっても過言ではない。次節では、その満州国においてどのような教育制度が定められたのかについて述べていく。

第二節 教育政策・法令

満州事変より引き続く兵乱と治安肅正のため、建国当初の満州国の教育は荒廃していた。校舎は荒れ、教師は離散し、退学者は続出して閉校せざるを得なくなったところが非常に多かった。よって建国直後の教育行政は、これらの学校を復興することと、建国の本義に背馳する教科用図書の追放が当面の急務であった。

鄭孝胥国務総理は1932(大同元)年3月25日、国務院訓令をもって「爾今学校教課には四書孝経を使用講述し、以て礼教を尊崇せしめ、凡そ党議に関する教科書の如きはこれを全廃す」という指示を各省あてに令達し、従来上海製のものが多かった教科書の中から、排日的な字句を抹消させる措置を講じたが、これが文教行政の始まりであった。

文教行政ははじめ民政部文教司で扱ったが、1932年7月、文教部として民政部から独立し、総務、学務、礼教の三司を置き、鄭総理が総長を兼任して文教重視の意欲を示した。しかし当時の中央政府は、財政や治安等の緊急問題に忙殺され、なかなか文教の方面まで

手が廻りかねる状態だった。

そのような中、1937年5月、新学制が公布された。同年7月、行政機構改革により教育行政は民生部の所管となり、従来蒙政部において管掌していた興安各省の蒙古人教育も民生部に統合して教育行政の一元化を見た。そして翌年1938年1月に施行された。また1937年12月治外法権の撤廃並びに満鉄付属地行政権の移譲により、日本内地人教育及び旧付属地内朝鮮人教育を除く教育機関は、すべて満州国に移管され、翌1938年、文官令により教師にも官吏任用の道が開かれた。新学制は「旺盛ナル国家観念及国民精神ヲ把握体認」することを教育方針とし、強調されたのは「日満一徳一心」（日満一体化）であった⁽¹⁴⁴⁾。新学制の教育方針は、徳育、知育、体育の三大方針で、①満州国は、言語、風習、歴史を異にする各民族の複合国家であり、国民的伝統がない国であるから、各民族は狭量な民族主義を揚棄して、大同協和に帰一する国民精神を作興しなければならない。すなわち教育の第一目標を建国精神の顕揚実践に置く所以である。これをもって徳育の根本としてその普及を図った。②次に知育としては、実生活に即した知識技能を修得することを第一義とした。空理空論に終わることなく、国民をして安居楽業せしめることをまず第一の目的としたのである。③体育の奨励によって体力の増進を図った。すなわち健康な生活により各自の幸福を図り、併せて国の生産力増強に資することを目的とした⁽¹⁴⁵⁾。新学制実施にともない、修身・国語・歴史・地理などの教科を合併して、新たに国民科が設置された。国民科とは、国民科の規定の「満州国国民」になることを目的とした学科であった。他の教科に比べて時間数は多く、例えば国民学校（小学1～4年生が通学）では週30時間のうち17時間を占めた⁽¹⁴⁶⁾。

新学制による学校体系は、その後若干の改訂があったが、基本としては以下のとおり初等教育、中等教育、高等教育の3段階ならびに職業教育、師道教育の2部門に分けられた。

【初等教育】⇒国民学舎（私立は国民義塾という）、国民学校、国民優級学校

【中等教育】⇒国民高等学校、女子国民高等学校

【高等教育】⇒大学

【師道教育】⇒師道学校、女子国民高等学校師道科、師道高等学校及び民生部大臣の指定する大学その他の学校または教育施設

【職業教育】⇒職業学校

以上の全段階を通じ、修業年限は13年ないし14年で、満7歳で国民学校に入学すると満20歳ないし21歳で大学を卒業できた。また名称については、初等教育はすべて「国民」の名を冠し、不知不識のうちに「国民」としての観念を植えつけんとした。旧制における初級小学校、高級小学校のごとき上下の観念を排し、すべて予備教育なしの完成教育たることを示すため、全然別個の名称を用いた。

さらに各教育段階の概要についてみる。

【初等教育】

- ① 国民学舎・国民義塾—私塾は将来正系の国民学校に改編されるまで、その補助校として公立を国民学舎、私立を国民義塾と称した。1936 年末、全国の私塾数は 7,601、塾生数 156,300 に達し、実数はそれよりもっと多いと見られ、全国的に根強くできていたから、これを一挙に改廃することは困難であった。しかし文盲の救済に役立ち、また地方教育費の軽減にも資するので、国民学舎、国民義塾とも当分存続する方針であった。修業年限は 1 年ないし 3 年、入学資格は満 7 歳以上である。
- ② 国民学校—国民学校は小学校に相当するが、就学率が著しく低位の状況にあるため、まだ義務教育制を布くまでには至らなかった。設置主体として公立のほか私立も認めた。修業年限は 4 年、入学資格は満 7 歳である。必須学科目は国民科、算術、作業、図画、音楽、体育であるが、修身、国語、地理、歴史、理科を合して国民科に統合したところに特色がある（のち理科は別に切り離れた）。国語は日満両国語を正課とした。
- ③ 国民優級学校—国民学校を卒業してから実務教育の徹底を図り、卒業後直ちに社会に役立つよう完成教育を施すのが目的で、併せて国民高等学校など上級学校入学へのコースとした。修業年限は 2 年、私人経営も認めた。

【中等教育】

- ① 国民高等学校—旧制では初級、高級各 3 年の 2 段階制で、文理科系統が多かったが、新学制では文理科系統を廃し、すべて実業教育に切り替えた。すなわち普通高等学校は皆無となり、農、工、商、水産、商船の各実業高等学校に分けた。修業年限は 4 年で、旧制より 2 年短縮された。設置主体は省、特別市または私人とし、必要により省長は市県旗長に経営を委任することができた。教育内容の特色としては、地理、歴史の科目を「国勢」に合一して時間空間の一致を計ったことである。
- ② 女子国民高等学校—良妻賢母の養成を主眼とし、初等教育の女教師のため、修業年限 1 年の師道科を設けた。設置主体、年限、資格等は国民高等学校と同じ。

なお 1932 年の満州国の建国に際して、それまで満鉄付属地で開設されていた中国人向けの教育機関などがどうなったかについてだが、たとえば南満中学堂の場合、「1934 年 4 月現在生徒数は 403 名、職員は 30 名である⁽¹⁴⁷⁾」という記述が 1935 年発行の文献にあったため、満州国建国後すぐに閉校されたわけではないことは確認できる。また 1937 年の治外法権撤廃により満鉄付属地が消滅した際に、満鉄付属地内外の日本内地人教育と朝鮮人教育並びに付属地内における満人教育の 3 つの教育行政は「満人及び旧付属地普通学校 14 校を除く朝鮮人教育は満州国に移され、残る日本人の教育行政は留保となり全権大使監督の下に大使館教務部で管掌することとなった⁽¹⁴⁸⁾」となっている。

【高等教育】

- ① 大学—新学制の大学は、将来国家の指導的立場において活動すべき人材を養成することを目的とし、実業大学を主として、その数も必要限度に止めた。設置主体は国、省、特別市または法人とし、修業年限は 3 年であるが、必要に応じ 1 年以内延長できた。

例としては、建国大学が挙げられる。1937年8月5日に建国大学令が制定公布され、翌年1938年5月2日に開学式および入学式が挙行された。満州国の首都である新京に設置され、国務院直轄の国立大学であった。関東軍参謀本部の石原莞爾大佐の構想がきっかけとなり、辻政信大尉により原案が作成された。建国大学の建学の趣旨は「新満州国の統治及び経営の各部門の任務に当たる人材を養成するとともに、新興国の文化向上に資する⁽¹⁴⁹⁾」とされている。本科（政治学科・経済学科・文教学科）と予科・研究院が置かれ、学費は無料であった。また、全寮制で日本系・満州（中国）系・朝鮮系・蒙古（モンゴル）系・ロシア系の学生が寝食を共にして寮を「塾」と称した。1945年8月の満州国の崩壊に伴い閉校した。

【師道教育】

- ① 師道学校一男子初等教師の養成を目的とし、本科は国民高等学校第3学年修了程度以上の者を入学せしめ、修業年限は2年とした。これは、教師は単なる学校教師たるにとどまらず、地域社会における指導者として、これに必要な高等教育を施すため程度を引き上げたからである。しかし当面の教師不足に対処するため、過渡的弁法として師道学校特修科を設け、国民優級学校卒業程度以上の者を2年修業せしめて、補助教師を養成した。設置主体は国だけで私立は一切認められなかった。
- ② 師道高等学校一師道学校、国民高等学校の教師養成を目的とし、設置主体は国だけである。修業年限3年、のち師道大学に名称が改められ、別に女子師道大学が設けられた。

【職業教育】

- ① 産業開発の生産部門及び国民生業に役立つべき職業従事者を養成するのが目的で、設置主体は省、特別市、市県旗、または私人とした。国民学校または国民優級学校卒業程度の者を入学せしめ、修業年限は2年ないし3年であるが、必要あるときは1年以内伸縮できることとした。職業科目は多数に分かれた。

また、「満州国国民」の中核に捉えられた日本人は、民族協和のかけ声のもとで日本人以外の民族と机を並べて学習に励んでいたかということ、実際にはこうした光景を目にすることは少なかった。それは、満州国に在住する日本人の教育体系は、他民族とは別に存在していたからである。日本人のほとんどは、建国以後、満鉄が管轄する付属地の日本人学校に通っていた。1937年の治外法権撤廃により付属地は消滅したが、教育・神社・兵事に関する事項は日本の管轄下に残された。それゆえ日本人が通う学校は駐満全権大使が管轄し、日本国内に準じて運営された。こうした方針は日本人開拓団の学校にも適用され、日本人学校は満州国の教育制度の外側に置かれたのであった。ただし、日本人学校のなかには日本人以外の民族を受け入れた学校もあり、こうした学校では日本人と漢人が同じ教室で学ぶこともあった⁽¹⁵⁰⁾。

第三節 経験談を基にした満州国の教育の実情

この節では日本の満州支配下において、ある種の植民地教育を受けた人々の体験談をもとに満州国の教育の実情に触れていきたい。この節を書くにあたって、斉紅深が著し、竹中憲一が翻訳した『「満州」オーラルヒストリー』を参考にした。「満州事変」から始まる日本の傀儡国家である満州国の建国やその統治は、満州に以前から住んでいた人々にとっては支配された現実であり私達日本人とは捉え方が違う。そもそも、日本人が「満州事変」と呼んでいる事象を彼らは「九・一八事変」と呼んでいるのである。日本人とは決して違う見方、支配者ではなく被支配者の立場から見た満州国の教育の実情があるはずである。

1931年に満州国が成立するが、「満州事変」直後に既に存在していた学校は授業を停止し、教師と生徒は退避した。そして、満州国政府は学校に「中華」、「中国」という言葉を含む教科書や排日の内容を含む教科書を使用停止させ、「満州事変」は道理にかなった正当な行為であるとし、「日満親善」を宣伝し、日本語教育を強化する動向が明らかに見られるようになる。その後、1938年1月1日から満州国では「新学制」が施行される。その主な特徴は日本語を「国語」とした国家主義教育の実施、教育年限の短縮であった。その後、1941年に日本は太平洋戦争を起こし、国力を消耗させていく。日本の戦況が悪化するとともに満州国の経済は破綻し、民衆の生活が圧迫され、教育の現場では生徒に軍事教練や勤労奉仕を強制させるまでになった。まさに「戦時教育体制」が満州においても起こっていたのである。この様な経緯を辿った満州国の教育現場の姿を、体験談を基に言及していきたい。

満州で行われた教育を受けた人たちの体験談を見て、随所に見られるものは日本人教師達による明らかな民族差別である。新学制では「日満は一徳一身であり不可分の民族関係である」とし、「民族協和」を掲げているのだが一方で、日本人を優位に置き満州に住む中国人を軽蔑している。その例として満州国統治下において旅順高等公学校の生徒であった劉文国氏の証言を参考としたい⁽¹⁵¹⁾。彼の証言によると日本人教師が授業において「支那は土地が広く物が豊富であるが、支那人は愚昧であるから、農業が発達せず、生産量も低い。それに対して大和民族は世界で最も優秀である。」や「日本人は白米を食べ、支那人はトウモロコシやコーリャンを食べる。日本ではトウモロコシやコーリャンは牛の飼料である。」などの差別発言が日常的に見られたようである⁽¹⁵²⁾。この様な差別発言を、教育を受けている中国人が素直に受け入れるはずもなく、当時の中国人の日本人への反発感情が伺える。また、「大和民族の祖先は天照大神である」という授業の内容に違和感を覚え疑問を呈した生徒に対し、日本人教師は罵倒し、授業後に生徒を個別に呼び出し体罰を加えたという記述がある⁽¹⁵³⁾。これに限らず植民地教育に反発する生徒に体罰を行うことは日常的であったようである。日本人教師に対する中国人生徒の激しい嫌悪が存在していた。

だが、民族差別を顕著に示す日本人教師がいる一方で、満州の教育政策に疑問を感じている日本人教師もいたようである。ある日本人教師は授業において生徒に向かって「日本の中国における政策は間違っている。日本の教育方針も間違っている。私は日本政府に騙

されてきた。日本政府は中国人は愚昧である、日本人の助けが必要であるというので中国にやって来たが、私が出会った中国人は愚昧ではなく聡明である。」と述べた⁽¹⁵⁴⁾。だが、このように満州の教育方針に疑問を抱いた日本人教師は職を追われ日本に帰国させられている。

旅順高等公学校では中国人への差別的な教育に対し生徒が反感を覚え、授業を集団ボイコットするストライキが行われている。様々な横暴な行為を行い、学校の経費を横領していた日本人教師の処罰を求めたのである。このストライキに対して、学校側は表向きには生徒側の要求を受け入れ、要求通りに問題の日本人教師を処罰し、ストライキに参加した生徒に罰則を与えないという内容の約束をした。だが、実際は生徒が学校に戻ってきてから参加生徒の中心人物に対して謹慎処分を行い、参加者全員の操行の成績に最低の評価を与えている。

日本人優位の教育現場では中国人教師と日本人教師の対立が存在していたようである。朱大成氏の証言⁽¹⁵⁵⁾によると、彼が通った紫金国民学校では中国人校長がいたのだが、校長には実質的な権限は何もなく、学校における権限は日本人の教頭がすべてを持っていたとされている。日本の支配的な植民地教育に対して反発を覚えたのは生徒だけではない。中国人教師は与えられた教科書の内容の教授に徹していたわけではなく、反日的な感情を含み中国人としての民族意識を促す内容の授業を密かに行うこともあった。当時の地理や歴史は日本と満州に関する内容に限定されていたが、朱大成氏が通った学校では中国人教師が、中国にまつわる歴史知識を織り込んだ授業を行ったようである。幾何の中国人教師は、授業の始めに黒板に幾何学の図形を書くが、日本侵略などの言及することを禁止された時事問題に触れ、見回りの日本人が近づくと幾何学の授業内容に切り替えるなどといった風景が見られたようである。この様な中国人教師による教育体制の「反発」は朱大成氏の証言のみならず、様々な証言の随所に見られる。中国人教師は面従腹背であったと言えるだろう。

満州国の教育の方針として、日本語の「国語」化がある。様々な学校において日本語の教育は重視され、校内の中国語の使用の禁止を実施している学校も存在した。中国語の禁止、日本語使用を促進させるために学校独自の取り組みを行った学校もある。阿其瑪学校では生徒に複数枚の札を配り中国語を喋った生徒を告発させ、中国語を話した生徒の札を一枚取り上げ、告発した生徒に与え、その札によって生徒の操行の成績が左右するなどといったシステムを採用している⁽¹⁵⁶⁾。

民族差別、日本語の強制などの様々な支配的教育が存在するが、進学においても中国人は多くの制限を受けている。「反日的」とされた生徒は卒業後の進路が閉ざされたケースがあるのである。志望校の入学願書は直接志望校に送られるのではなく、学校を通して省、教育庁の「選考」(審査)を受け、「選考」を通った後に、志望校に入学願書が送られる。さらに志望校で審査され、合格したものだけが受験証を渡され、受験することが出来る。「反日的」とみなされた生徒は、理由もなく不合格とされ、中には受験の案内さえ故意

に知らされなかった生徒がいたようである。日本への留学を希望し、受験した生徒は合格通知書が届かず、後に「泰東日報」に合格者として自分の名前が掲載されていたことを知る。進学においては、成績のみが考慮されるのではなく、反日的感情を持っていないかなどの「素行」が重要な評価の対象になっていたようである。

1941年に日本とアメリカとの太平洋戦争が開戦すると、満州にも「戦時教育体制」が始まる。特徴的なものは「軍事教練」と「勤労奉仕」である。軍事教練は日本語と同じように全学年に対して行われていた。各教練はクラス単位で行われ、隊列訓練から戦闘訓練にいたるまで、すべての生徒に課せられていた。教官は軍から派遣され、満州国皇帝溥儀の行幸に際し、閲兵式に参加させることもあった。「勤労奉仕」では道路工事や防空壕の掘削などの土木工事や、トウモロコシやコーリヤンの栽培などの農業が行われていた。「勤労奉仕」の頻度は学校や地域によって差異があり、毎週3日やほぼ全ての日の午後に行われていたなど様々である。だが、全体的な傾向として日本が投降するまでの2年間、太平洋戦争により困窮するにつれ、その「勤労奉仕」の授業に対する割合が増えている。

日本が降服し、敗戦が決定されたことは満州に住む中国人にとって「解放」として映った。多くの経験談は日本が降服したことによって行われた「解放」を喜んだとされている。満州国統治体制は中国人にとってはあくまでも「支配」であったことが強く伺える。「解放」を喜んだ人たちは、『「満州」オーラルヒストリー』が出版された時点でも満州国統治の時代の記憶は、辛い過去として刻まれているようである。様々な体験談を通して、中国人としての強い民族意識がうかがえる。その強い民族意識が日本の傀儡国家と言われる満州国の教育に対する精神的反発や時にはストライキなどによる実力行使へと繋がったのではないだろうか。

おわりに

竹中憲一のいうように、関東州では「内地延長主義」教育、満鉄付属地では「現地適応主義」教育という異なる2つの考え方があったことは、各章から見て取ることが出来る。

関東州では中国元来の教育機関を、度重なる教育規則の改定により徐々に整備していった。あくまで“租借”という関係だったために中国人に対する国民精神の涵養を目的とした教育は避けられていたものの、中国元来の教育機関を改定し、その規制を関東都督が行うなどして日本と同様の教育を推し進めようとしていた。日本人教育に関しても内地の諸法令を適用するなど内地と同様の教育制度を定めていた。中等教育における共学制度や中国人を対象とした実業教育の拡充、特に農業教育機関の設置や師範教育機関の設置、高等教育機関の開設など、建前としては関東州においては中国人が教育を受ける機会を増やした形になっている。しかし実際は経済的理由、反日感情、そして何より日本語で行う試験・授業など日本人が優位となる環境などにより、中国人の就学・進学率は日本人に比べてかなり低いものであった。

満鉄という企業が経営母体となって教育が行われた満鉄付属地では、初の初等教育機関

が開設され、教務研究会が発足するなど、これまで消極的であった中国人教育に対し積極的に取り組むことになった。しかし経済的な理由・労働力不足・教育への意識の低迷・激しい反日感情などから、日本人による教育への反感は激高し、日本の企業の教育は文化侵略であるとまで言われるようになった。そのため満鉄側は民族の呼び方の変更や日本語教育の比重軽減などの民族融和策に出ざるを得なくなるなど、社会情勢の影響を大いに受けた教育政策となった。一方日本人を対象とした教育においても現地適応主義を掲げ、中国語習得や満州の風土に適した教員の養成などを重視していた。しかし日本人の生徒は中国人に対し蔑視意識を持ち、また転入学・退学等が頻繁に起こり流動的であった。実業教育においては中国人の経済力の増長をおそれた日本は教育の場を極力おさえ、高等教育機関である南満医学堂においては医師不足のため中国人教育に積極性を持つなど、支配する立場の日本の都合がよいように操作していたとも考えられる。

その後、満州国として独立国家を形成するにあたり、「五族協和」をスローガンとする。各民族の複合国家であるため、国民精神の涵養は教育において重要視されるようになった。しかしどの民族も平等に教育を受けるということは実質的になく、日本人のほとんどが満鉄が管轄する日本人学校に通っていた。行政組織の要所に日本人官吏が就く等政治面だけでなく、日本人教師による差別や進学等教育面においても、日本とは別の独立国家とはいえども結局日本人が優位に立ち支配することに何ら変わりはない。

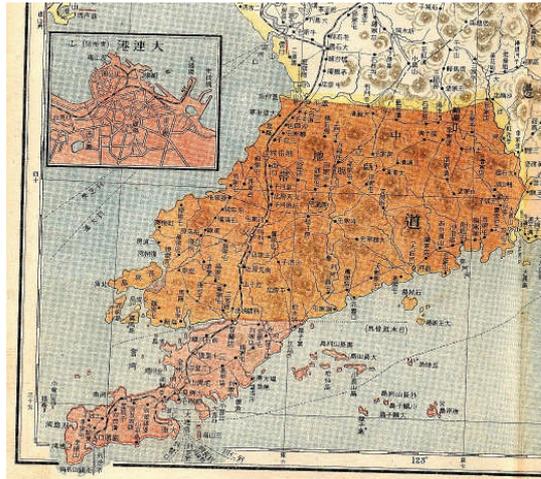
本論では、満州を関東州・満鉄付属地・満州国と大きく3つに分けてその教育の実情を見てきた。租借地であったり独立国家であったりと、一見すると日本の支配力には影響されないように思える関係ではあるが、中国人が教育を受ける場を狭める・日本の方を優位に立たせるなど、実質的には植民地政策・植民地教育を行っていたことが明らかとなった。その過程でなされた諸教育令の制定や改善は、植民地化を進めるため、日本を海外諸国に対抗できる国家にするための国力底上げの手段の1つだったのではないだろうか。

日本が満州に進出したことによって中国の教育水準を高めたとする考え方もある。確かに、様々な種類の学校を設立したこと、満州医科大学が戦後も中国医科大学として存続していることなどは評価に値する。1904(明治37)年1月に公布された「奏定学堂章程」による学制が当時日本の学校体系を模倣して作成されたものであることは明白であり⁽¹⁵⁷⁾、その日本が教育に関与したことは中国にとっても有意義であったと考えることもできる。しかし、日本が満州支配を強める1906(明治39)年以前に近代教育制度を導入しようとしていたこと、その後も1922(大正11)年にアメリカの制度を模した「学校系統改革令」が出されたことを考慮すると、日本が関与しなくとも中国は自力で近代教育制度を確立することが出来たのではなかろうか。それよりも、日本語教育などの日本に有利な教育政策を採用していたことの負の側面を指摘するべきであろう。

〔註〕

- (1) 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』柏書房、2000年、76頁。
- (2) ロシアが関東州を租借した際に清朝と条約で設定したものを日露戦争後に日本租借地となつてからも継承したものであり、普蘭店以北、蓋平以南の地を指す。下図ピンク色の部分が日本領、オレンジ色の部分が中立地帯となっている。

< 『関東州の地図』 <http://www.geocities.jp/keropero2000/china/kantoushu1921.html> より引用 >



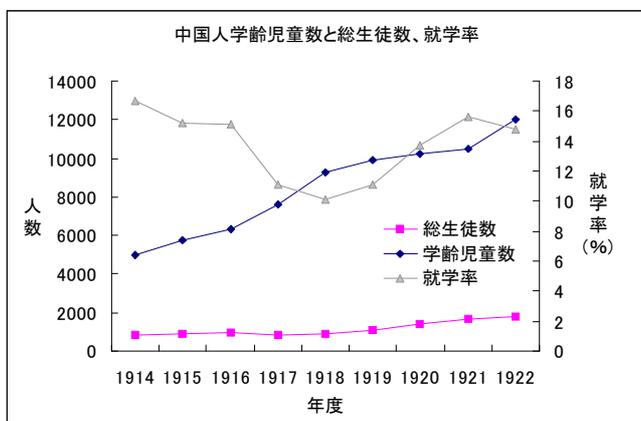
- (3) 八木聞一『営口軍政誌抄』満鉄産業部、1937年、31頁。
- (4) 阿部洋『近代中国学校史研究』福村出版、1993年、161頁。
- (5) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第11巻、1939年、239頁。
- (6) 関東長官官房文書課『関東庁統計20年誌』1927年、550頁。
- (7) 同上。
- (8) 編著者不明『関東州教育史』第3輯、286頁。
- (9) 同上、96頁。
- (10) 英語教育については、「英語ハ本州周囲ノ状況上独立ノ一科トシテ児童ノ希望ニヨリ随意科トシテ之ヲ存置スルノ必要アリ」という認識に立って配当された。ちなみに当時の東京で、英語を随意科目として加設している公立小学校は皆無だった。
- (11) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』112頁。
- (12) 嶋田道彌『満州教育史』1982年、23頁。
- (13) 同上。
- (14) 大連中学校『大連中学校教育方針施設。内規』（1918年、1頁）
- (15) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第12巻（教育資料調査会、1939年、172頁）
- (16) 嶋田道弥『満州教育史』文教社、1935年、198頁。
- (17) 南満州教育会『南満教育』1926年7月号、25頁。
- (18) 王智新・編著『日本の植民地教育・中国からの視点』社会評論社、2000年、195頁。
- (19) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』12頁。
- (20) 同上、13頁。

- (21) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第一三巻』芳文閣、326頁。
- (22) 1925年、生徒たちの五・三〇事件への抗議運動に対し、全校休業、宿舎を閉鎖する措置がとられた。約2ヶ月後、再開された。
- (23) 村上は愛媛師範学校の卒業者。大連商業学堂は中等実業学校であり、師範学校（初等教育機関）卒業程度の村上が校長を務めることは民族的差別であると生徒が主張した。また、日本人の大連商業学校が五年制であるのに対し、中国人の大連商業学堂が三年制であることに対する不満、関東庁が独立校舎を建てないことに対する不満が爆発し、全学ストライキに発展した。
- (24) 中国人女子の家政教育を主眼として設立。教科目は日本語・日本事情（良妻賢母・大和撫子など）・裁縫（和服）・家事・数学・理科・地歴など。随意科目としてタイプライター・作法・茶道・華道。資産家女子の花嫁終業学校という色彩が強い。
- (25) 初の公立実業学校。商業学校ではあるが官吏となる卒業生が多く、商店に就職する者が極めて少ないという特徴をもつ。
- (26) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』345-346頁。
- (27) 同上、360頁。
- (28) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』122頁。
- (29) 同上、126頁。
- (30) 同上、128頁。
- (31) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』312頁。
- (32) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』38頁。
- (33) 同上、39頁。
- (34) 同上、39頁。
- (35) 1900(明治33)年設立。台湾において台湾協会学校という植民地事業に従事する人材養成のための学校経営を行い、台湾語・支那語・英語を中心とする教育を行っていた。後、本拠地の台湾から満州に活動範囲を広げ、大連商業学校と旅順語学校の経営を始めた。
- (36) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』41頁。
- (37) 同上、41頁。
- (38) 同上、42頁。
- (39) 後藤新平『日本植民政策一斑』評論社、1944年、77頁。
- (40) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』464頁。
- (41) 嶋田道弥『満州教育史』文教社、1935年、250頁。
- (42) 宮尾舜治関東都督は後に「伯（後藤）の考へでは旅順を支那人の『学都』とする考えであった」と述べている。前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』466頁。
- (43) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』166頁。
- (44) 同上171-175頁。
- (45) 同上174頁。
- (46) 同上185頁、及び前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』481頁。
- (47) 1906年8月、逓信・大蔵・外務三大臣が満鉄に対し、付属地内で土木、教育、衛生等に関する

る必要な施設を設置せよ、と指示したものの。

- (48) 1909年当時、関東州の学齢児童数7万9915人に対し、付属地の学齢児童数は532人であった。
- (49) 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』柏書房、2000年、19頁。
- (50) 嶋田道彌『満州教育史』青史社、1982年、379頁。
- (51) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』20頁。
- (52) 同上、21頁。
- (53) 1904年に公布された、中国の学制に関する規則「奏定学堂章程」に基づき、5年の初等小学堂と4年の高等小学堂に分けられる。
- (54) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』23頁。
- (55) 「満州国」教育史研究会『「満州・満州国」教育資料集成 第一六巻』1993年、1559頁。
- (56) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』48頁。
- (57) 1904年5月に公布された清国の学制に関する規則。日本の教育制度を参考にして作られている。
- (58) 前掲『「満州・満州国」教育資料集成 第一六巻』1559頁。
- (59) 1912年9月に公布された、中華民国の「小学校令」。これは日本の「小学校令」を参考に作成された。
- (60) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』48頁。
- (61) 南満州鉄道株式会社『南満州鉄道株式会社十年史』1974年、838頁。
- (62) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』48頁。
- (63) 考えられるものとして、入学年齢の規定(8歳以上・15歳以下)からはみ出る、家庭の経済事情、などの理由がある。
- (64) 前掲『「満州・満州国」教育資料集成 第一六巻』1585頁。
- (65) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』63頁。
- (66) 同上、55頁。

1914年から1922年までの中国人学齢児童数、全公学堂生徒数、就学率をグラフにすると以下の通りである。



- (67) 同上、57頁。

- (68) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』68頁。
- (69) 1863年石川県出身。東京帝国大学大学院農政学研究所終了後、大蔵省入省、日本銀行管理官・三井銀行事務理事・同常務取締役・三井合弁会社副理事長・貴族院議員といった経歴をもつ。満鉄社長在職中の1922年10月死去。
- (http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A9%E5%B7%9D%E5%8D%83%E5%90%89%E9%83%8E参照)
- (70) 鎌田政国『歴代満鉄総裁訓諭抄』鉄道総局人事局養成課、1940年、67頁。
- (71) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』68頁。
- (72) 関東州庁内務部学務課『関東州学事法規集』1937年。
- (73) 満鉄教育研究所『南満州鉄道株式会社経営教育施設統計要覧』1921年より、各年度の規則を基に竹中憲一が算出。
- (74) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』76頁。
- (75) 満鉄地方部学務課『満鉄経営学事統計表』1931年、421頁。
- (76) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』86頁。
- 満鉄付属地における教育費は公費事業費から支出されており、そのうち50%前後を占めていた。1922年を例にとると、中国人の教育費は全体の15.6%、日本人の教育費は43.6%となる。
- (77) 中国人父兄の希望があれば、子女を一定割合で日本人小学校に入学させる・中国人に対する教育経費は一括して中国人の高等教育機関を経費に充てる、等。
- (78) 満鉄地方部学務課『満鉄教育沿革史』1624頁。
- 「満鉄公学校規則」によれば常識とは、「近易ナル歴史及地理、近易ナル自然現象及児童ノ生活、需要ノ大要、人身生理衛生ノ初歩」を学ぶ教科である。
- (79) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第二巻』112頁。
- (80) 前掲『満鉄教育沿革史』1621頁。
- (81) 同上、178頁。
- (82) それまでは、内地に準じて『尋常小学修身書』を用いていた。
- (83) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』215頁。
- (84) 中国の祝祭日、政治的記念日、伝統行事、国歌、国旗などについて説明している。
- (85) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』218頁。
- (86) 同上、224頁。
- (87) 前田英一『教育家の目に映じたる朝鮮支那南洋事情』福德生命保険株式会社、1927年、41頁。
- (88) ハルビン市にある小学校。満鉄から補助金をもらっており、学校運営面でも満鉄の影響が強かった。
- (89) 塚瀬進『満州の日本人』吉川弘文館、2004年、111頁。
- (90) 同上、112頁。
- (91) 嶋田道彌『満州教育史』青史社、1982年、395頁。
- (92) 同上。
- (93) 同上、396頁。

- (94) 同上。
- (95) 荒川隆三『満鉄教育回顧三十年』満鉄地方部学務課、1937年、189頁。
- (96) 前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第四巻』、311頁。
- (97) 同上、265頁。
- (98) 前掲『満鉄教育回顧三十年』、128頁。
- (99) 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄付属地経営沿革全史』上巻、1939年、403頁。
- (100) 満鉄地方部学務課『満鉄教育沿革史』1937年、154頁。
- (101) 同上、267頁。
- (102) 南満州教育委員会『南満教育』1933年11号、92頁。
- (103) 同上。
- (104) 満鉄地方部地方課『南満州鉄道株式会社経営教育施設要覧』、『「満州・満州国」教育資料集成』所収、117頁。
- (105) 南満州教育委員会『南満教育』1928年12月号、24頁。
- (106) 満鉄地方部学務課『南満州鉄道株式会社学事関係規程』1933年、22頁。
- (107) 同上、272頁。
- (108) 同上、276頁。
- (109) 前掲『満鉄付属地経営沿革全史』上巻、465頁。
- (110) 満鉄『統計年報』各年度。
- (111) 前掲『南満州鉄道株式会社学事関係規程』、30頁。
- (112) 菊池秋四郎『奉天二十年史』奉天二十年史刊行会、1926年、346頁。
- (113) 南満州鉄道調査部『南満州鉄道株式会社経営学事統計表』1929年度、80頁。
- (114) 前掲『満州教育史』(398頁)によると、正式の開設は1920年4月。
- (115) 満鉄地方部学務課『満鉄経営学事統計表』1929年度。
- (116) 前掲『南満州鉄道株式会社経営教育施設要覧』、『「満州・満州国」教育資料集成』所収。
- (117) 同上、292頁。
- (118) 同上。
- (119) 同上。
- (120) 同上、293頁。
- (121) 同上、298頁。
- (122) 同上、300頁。
- (123) 同上。
- (124) 前掲『南満州鉄道株式会社経営教育施設要覧』1921年度、127頁。
- (125) 同上、294頁。
- (126) 同上、295頁。
- (127) 桜井役『女性教育史』誠進社、1943年、205頁。
- (128) 同上、302頁。
- (129) 『満州教育たより』1936年11月号、70頁。

- (130) 満鉄地方部地方課『南満州鉄道株式会社経営教育施設要覧』1917年、90頁。
- (131) 満鉄初等教育研究会第2部『公学堂・日語学堂教育の実際』1937年、80頁。
- (132) 同上、88頁。
- (133) ただし、募集定員である100人には到底及ばない入学者数であった。前掲『「満州」における教育の基礎的研究 第三巻』199頁。
- (134) 原子昭三『「満州国」再考』、展転社、2001年、66頁。
- (135) 民族主義、民権主義、民生主義の3つ。
- (136) 塚瀬進『満州国 「民族協和」の実像』、吉川弘文館、1998年、69頁。
- (137) 満州国協和会とは、新国家建設への尽力を掲げた協和党という団体を母体に1932(昭和7)年に発足した団体である。綱領に「王道の実践を目的とする」「礼教を重んじ天命を楽しむ」「民族の共和と国際の敦睦とを図る」などを挙げ、儒教的理念を用いた満州社会の安定化を企図していた。名誉総裁は溥儀、名誉顧問には関東軍司令官が就任したが、満州国の統治機構とは制度上関係のない、民主教化団体とも言える存在であった。(同書81-82頁。)
- (138) 伊東六十次郎『満州問題の歴史 下巻』原書房、1983年、997-998頁。
- (139) 具体例としては、日本政府による神社に対する行政の管轄、教育制度、兵役の除外、治外法権撤廃後の日本人裁判の特則、日本人監獄等。(前掲『満州国「民族協和」の実像』128-130頁。)
- (140) この四権分立制は孫文が提唱した五権憲法(立法・司法・行政・監察・考試の分立)に基づいて組織されている、つまり日本の政府機構ではなく中華民国の機構を導入したという点で、建国時の満州国が抱えていた矛盾、つまり独立国であるものの中華民国との継承性を抹殺出来ないジレンマがあらわれている、と塚瀬進は記述している。(前掲『満州国「民族協和」の実像』26頁。)
- (141) 宮脇淳子『世界史のなかの満州帝国』PHP新書、2006年、210頁。
- (142) これを関東軍の内面指導と呼ぶ。(同書210-211頁。)
- (143) 前掲『満州国 「民族協和」の実像』34頁。
- (144) 塚瀬進『満州国 民族協和の実像』吉川弘文館、1998年、78頁。
- (145) 満州国史編集刊行会『満州国史 総論』財団法人満蒙同胞援護会、1970年、584頁。
- (146) 前掲『満州国 民族協和の実像』78頁。
- (147) 嶋田道彌『満州教育史』文教社、1935年、396頁。
- (148) 前掲『満州国史 総論』494頁。
- (149) 同上、597頁。
- (150) 前掲『満州国 民族協和の実像』80頁。
- (151) 斉紅深著、竹中憲一訳『「満州」オーラルヒストリー』、皓星社、2004年、12頁。
- (152) 同上、18頁。
- (153) 同上、19頁。
- (154) 同上、22頁。
- (155) 同上、64頁。

(156) 同上、81 頁。

(157) 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998 年、247 頁。

2008 年度 山本ゼミ共同研究報告書

植民地教育史の研究—帝国日本の植民地教育政策に関する
比較史的考察—

2009 年 1 月 31 日 発行

発行者 慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

<代表 山本正身>

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

慶應義塾大学文学部内

TEL 03-3453-4511 (内) 23112
